2025年度(令和7年度) 第1回藤沢市ケアラー支援協議会 次第

日 時 2025年(令和7年)5月19日(月) 16時30分から18時15分まで 会 場 藤沢市役所本庁舎6階 6-1会議室及びオンライン

- 1 開 会(35分16:30~17:05)※()内は、目安時間
- (1)委嘱式(2分)
- (2)市長挨拶(3分)
- (3)資料等の確認(2分)
- (4)委員及び事務局等自己紹介(20分)
- (5)会長及び副会長の選出(8分)

2 議 題

- (1)市からの報告事項(15分_17:05~17:20)
 - ア 条例及び協議会について【資料1】【資料2】(7分)
 - イ 令和7年度年間スケジュールについて【資料3】(3分)
 - ウ 質疑応答(5分)
- (2)情報交換について(50分17:20~18:07)
 - ア (仮称)ケアラー支援計画について【資料 4】 【資料 5】 (5分)
 - イ 各種調査からのケアラーの状況と着目すべき点について 【資料 6】(7分)
 - ウ 意見交換(35分)
- (3)その他(4分_18:07~18:11)
- 3 閉 会(1分18:11~18:15)
 - •事務連絡

<資料等>

- ・2025 年度(令和7年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員等名簿
- ・【資料 1】 条例について
- ・【資料 2】 協議会について
- ・【資料3】ケアラー支援協議会関連スケジュール
- ・【資料4】(仮称)藤沢市ケアラー支援計画イメージ
- ・【資料 5】 他自治体の計画における課題の把握状況と基本方針
- ・【資料 6】 各種調査からのケアラーの状況と着目すべき点について(調査抜粋)
- ・【参考 1】条例:藤沢市条例第 46 号 ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例
- ・【参考 2】 規則 41 号 藤沢市ケアラー支援協議会規則
- ・【参考3】鎌倉市地域福祉計画 目標6「ケアラーへの支援」
- ·【参考4】鎌倉市地域福祉計画推進状況報告書(令和5年度実施分)【抜粋】

【次回開催】 2025年(令和7年)7月1日(水) 10時30分から正午まで 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

以上

2025年度(令和7年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員等 名簿

<委員>

No.	氏名(敬称略)	選 出 母 体 等	選出区分 【規則第5条】
1	大西 剛	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会	
2	長岡 豊和	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会	
3	深見 勝弘	藤沢市障がい児者ヘルパー事業所連絡会	
4	山田 大悟	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク	
5	和田 健太郎	藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会	 関係機関及び民間支援団体
6	大慈 めぐみ	藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会	に属する者
7	北野 範之	藤沢市社会福祉協議会 CSW総括	
8	松本 眞理子	藤沢市民生委員児童委員協議会	
9	後藤 智子	小学校長会(天神小学校)	
10	大川 千幸	中学校長会(高倉中学校)	
11	伊草 光一	若年性認知症本人と家族の会『絆会』	
12	樅山 枝里	ひとりやないで!~統合失調症の親と向き合う子向け家族会~	ケアラーまたは元ケアラー
13	中澤美子	チャレンジⅡご家族向け日中活動事業からの紹介者	
14	田中 誠実	藤沢商工会議所	市内企業に属する者
15	興邊 義人	湘南地域連合	労働者団体に属する者
16	青木 由美恵	関東学院大学看護学部	学識経験のある者

<オブザーバー>

No.	氏 名	所属
1	井出 猛	福祉部 福祉事務所 兼 生活援護課
2	田口 真由美	福祉部 障がい者支援課
3	山中 信正	福祉部 高齢者支援課
4	黒坂 稔之	教育部 教育指導課

<事務局>

氏 名	所 属 等		
古郡 亘幸	福祉部長		
横田 隆一			
髙橋 伸明			
宮治 亮子			
木村 雄介	福祉部 地域福祉推進課		
上村 光代	相似中 地域相似推進試		
鎌田 実			
高比良 幸加梨			
鎌田 雄太			
鈴木 憲二郎	福祉部 福祉総務課		
	古郡 亘幸 横田 隆一 高橋 伸明 宮治 亮子 木村 雄介 上村 光代 鎌田 実 高比良 幸加梨 鎌田 雄太		

11	鶴井 真保	子ども青少年部 こども家庭センター		
12	中村 佳奈	健康医療部 保健予防課		
13	吉澤 宏直	経済部 産業労働課		
14	髙瀬 有希	教育部 教育総務課		

藤沢市ケアラー支援協議会 自己紹介シート

委員氏名	所属団体等	これまで藤沢市で行ってきた取組について	所属団体等でケアラーに関して実施している取組について	その他(委員会に参加する意気込み等)
大西 剛	藤沢市湘南台 地域包括支援センター	○昨年度から藤沢型地域包括ケアシステム推進会議に参加kさせてもらっています。	○ヤングケアラーの方との関わりはほとんどないですが、それ以外のケアラーの支援には関わることが多いです。	○参加せていただく中で、知識を深め、少しでの委員としての役割が果たせればと思っています。
長岡 豊和	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会	宅介護支援事業 ○ケアマネとして、日々、随時、市役所関係機関と連携しています。 ○介護保険課と毎年「介護の日」を開催しています。 の介護保険課と毎年「介護の日」を開催しています。		○できるかぎり会場にて出席したいと思いますので、早めに開催日を教えていただきたい。 ○今回は調整困難なためオンラインでお願いします。 ○少し遅れる可能性があります。
深見 勝弘	藤沢市障がい児者ヘル パー事業所連絡会	○湘南きょうだいの会 代表(現在、活動休止中)※全国きょうだい会にも過去に参加していました。 ○藤沢市総合支援協議会 委員 ○地域福祉計画推進委員会 臨時委員(ケアラー支援関連担当として) ○藤沢商工会議所青年部 理事	○連絡会の定例会において、ケアラーに対するアプローチの事例や関わり方、困りごとの共有などを積極的に行なっています。	○ケアラー支援については、さまざまな課題や意識の違い、障壁が多いと感じており、すぐに劇的な変化が見込めるわけではないとは思います。 ですが、ケアラー支援について注目が集まり、藤沢市でも条例が制定され、協議会が立ち上がった今、大きな一歩が踏み出されたと感じています。 私自身、障がいのある妹3人(みな身体障がい)の兄という立場であり、特に子どもの頃はケアラーとしての役割を担っていた経験もあり、ケアラーが困らない社会になることをめざして、それを軸として、さまざまな活動を続けてきました。 その結果として、この委員会に参加できることに繋がったのだなと感じています。 まずはこのことに感謝しています。微力ではございますが、粉骨砕身の覚悟でチャレンジを続けますので、どうぞ宜しくお願いいたします。
山田 大悟	特定非営利活動法人藤沢 相談支援ネットワーク 藤沢市発達障がい者相談 支援事業所 リート	○長年、障がい福祉にかかわらせていただいている中で、障がい者相談支援業務に10年以上携わっております。会議体としましては、藤沢市総合支援協議会や藤沢市介護保険認定審査会、藤沢市内の小学校の評議員などに参加してきました。	○当事業所では発達障がい特性での困りごとのみならず、発達のつまずきや環境との関係において長年社会の居場所を見つけられず引きこもりの状態となっている相談が多数受けております。青年期から始まった引きこもり生活が壮年期・中年期まで続き、高齢の親が中年期の子どもの生活を支えている状況での相談も増加しています。また、発達障がい特性をかかえる方が親になった際、就労や気分の不安定さに子の生活が脅かされることや、子が親の精神的な支えとなって生活が成り立っているというケースや、夫婦関係において、パートナーの発達障がい特性によって生活が構神面を支え続けることで疲弊している家族からの相談も増えています。そのような家族関係においては、社会で生きる苦しさをかかえる当事者を家庭内で支えることは「家族として当然」という思いに根付いた関係であるため、自身が「ケアラー」であり、当事者の要求に合わせる隷属的な生活の中にいるという意識がない、もしくは意識はあってもその役割から抜けてはならないと感じていることが多くあります。 そのために、家族が社会から孤立することがないよう支援関係を維持しながら、ケアラーとしての家族が可能な限り自らの人生に目を向け、その家族関係から少しでも離れてよいと思える時間や感覚を意識することの大切さを共有しています。また、同時に当事者が家族だけではなく第三者(支援者)の協力を得ながら社会とかかわっていくことを目指して支援を続けています。	○藤沢市において、ケアされる人とケアラーとして他者を支える 人々が、「自身の人生」を生きるための仕組みを作ることに寄与し ていきたいと感じております。 どうぞよろしくお願いいたします。
和田健太郎	藤沢市精神障がい者生活支援連絡会	○自治会活動や、他課の会議体に参加した事はありません。 ○平成18年からケアマネジャーとして、平成26年から相談支援専門員としてケース対応した中で、ケア ラー支援が課題だったケースもありました。	○会員として研修会(ケアラー・ヤングケアラーへの理解と支援)へ参加。	○現場での経験が少しでもお役に立てばと思います。宜しくお願いたします。
大慈 めぐみ	訪問看護ステーション ナースであんしん湘南	○訪問看護ステーション 管理者としての日々の関り、フットケアに関するセミナー ○藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会	○今はまだ、具体的な取り組みは行えていません。	○ケアラーの方は、自身で気が付かないことや、SOSを出せない、抜け出したい現実と存在意義との見えない葛藤で苦しんでいる方がいると思います。 訪問看護では、ケアラーと思われる方に出会う機会があります。 その時に、どう行動すればいいのか?どんな支援に繋げるのか? それは訪看の業務なのか?一線を越えているのか?など悩みます。 在宅介護では家族の力を必要とする場面も多く、それを期待する自分もいて、矛盾している気持ちがあります。何が出来るのかは分かりませんが、訪問看護師としてだけではなく、1人の住民として、母として、看護師として、何かお役に立ちたいと思っています。 よろしくお願いいたします。
北野 範之	藤沢市社会福祉協議会 (CSW)	○コミュニティソーシャルワーカー(CSW)として10年目を迎えました。	○各部門での個別支援に取り組む中で、ケアラーに対する支援の実施につながることもあります。	○ケアラーとその家族を社会、地域全体で「気にかける」「支えるための仕組みづくりや取組」を皆さんとともに考えていきたいです。 よろしくお願いいたします。
松本 眞理子	藤沢市民生委員児童委員 協議会 (主任児童委員連絡会)	○民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年育成協議会、学校運営協議会に参加していた。	○障がいのある方や、高齢者、乳幼児の見守り。 ○ファミリーサポートをしている(乳幼児から中学生まで)。	○藤沢市内のケアラーの現状を知りたい。○これからサポートできるか?どのようにサポートしていけばよいのか?教えてほしい。
後藤 智子	藤沢市立小学校長会(藤 沢市立天神小学校)			
大川千幸	藤沢市立中学校長会(藤 沢市立高倉中学校)	○藤沢市立中学校長		○もう少し早く会議の開催日程を教えていただけると助かりま す。

委員氏名	所属団体等	これまで藤沢市で行ってきた取組について	所属団体等でケアラーに関して実施している取組について	その他(委員会に参加する意気込み等)
伊草 光一	若年性認知症本人と家族の会「絆会」	○当「絆会」代表として、月1回市役所分庁舎2階にて定例会を開催。 ○在宅介護者の会「微笑みの会」、認知症の方を介護する家族会「ふれあい会」に参加。 ○認知症本人の交流会・家族のつどい参加。	○介護保険サービスに限らず利用可能な障がい福祉サービスの活用を積極的に勧めてご家族の経済的負担を少しでも減らせるようにすること。 ○また、心のいやしのため、楽器演奏の鑑賞会を開催したり、こもりがちになりやすい、本人・家族のために ①公園等の散策会、②工場、各種施設の見学会、③収穫体験等の屋外体験活動にも取り組んでおります。	○一応、認知症の団体の代表をしておりますが、我が家には、思い自閉症の息子が、おります。今は認知症だった妻がなくなったので、負担は減りましたが、妻が存命中、在宅で介護していた時は、ダブルの介護をしていた時もありました。言葉で言い表せないような苦労もしてきました。是非、同じようなダブル・トリプル介護されている方がいられたら、行政サイドもより手厚いサービスができるように努力してください。私たち「絆会」も可能な限りの協力をいたします。
樅山 枝里	ひとりやないで!〜統合 失調症の親と向き合う子 向け家族会〜	○<講演活動> 2024.3.3@辻堂市民センター、主催:辻堂まちづくり会議、「ヤングケアラーについて考える」研修会2025.2.9@湘南台文化センター、主催:藤沢市、「孤独・孤立を考える」地域シンポジウム○<家族会> (予定)2025.9.20@地域福祉活動センター「活動室3」	○神奈川県内で統合失調症の親と向き合う子向け家族会を2013年から階催。当時は子ども向けの居場所が不足し、親向けの会に参加するも、立場の違いから共感を得られず、孤独感を持つ子が多かった。活動を通じて、子どもの疲弊や社会的孤立を防ぎ、"ひとりやないで"を伝え続ける。	○元ヤングケアラーの経験を通じて、家族が幸せになれる仕組みを皆さんと築いていけたらと思います。よろしくお願いいたします。
中澤 美子	藤沢市高次脳機能障がい 者相談支援事業所 チャレンジⅡ ご家族向け日中活動	○地域活動ホーム(湘南台) 息子が20歳で高次脳機能障がいとなり、大学も中退し、行き場がなかったとき、 活動ホームを知る。預かってもらうつもりが、「できるのでは」と言ってもらえ、母親と二人で毎日通い障が い児の遊び相手の楽しむ。 ○絵本の部屋・ひまわり(別紙参照) 公民館の読み聞かせ講座から月1回公園での読み聞かせの会ができる。その後「障 がい児にも絵本を」との話があり、並行して月1回公民館和室でのひまわりの活動を始める。「障がい児、 きょうだい児、両親、みんなで・・・」ここで息子の居場所、役割ができる。 ○心のパリアフリー講習会【高次脳機能障がい】 2025年1月25日:パネラーとして登壇。	○チャレンジⅡ(高次脳機能障がい者の家族向け日中活動において) ・家族のフリートーク ・家族交流会(食事会・お茶会) ・症状に関する専門家による勉強会 ・施設見学等 ○放課後等デイサービス:遊びリパークリノア(辻堂) ・障がいがある子どもたちに月1回絵本を読む ○湘南希望の郷(息子が入所) ・家族部会長(2025年3月末まで2年間) ・光友会推進協代議員(2025年4月から)	○皆様のお話を伺い、学べたらと思っています。 ○これまで出会った色々な方たち(障がい児、きょうだい児、家 族、施設スタッフ、在宅ケアをしている友人・・・)の思いも大事に参 加させていただきます。
田中誠実	藤沢商工会議所	○これまで藤沢市においては、地域の産業・福祉・文化の振興に向けた多様な取り組みに参画してまいりました。経営支援部に所属してから現在に至るまで、藤沢市の街なみ継承地区魅力向上店舗集積事業選考委員会、障がい者総合支援協議会就労・進路支援部会、障がい者差別解消支援地域協議会、文化財保存活用地域計画策定協議会等の各種委員を務め、関係機関と連携しながら地域課題の解決に取り組んでおります。 また、藤沢市が主催していた「藤沢市民まつり」や「ふじさわ元気バザール」については、現在、当所の経営支援部振興課が実行委員会の事務局を担い、藤沢市担当課の職員の皆様とともに、事業の企画立案から調整、実施までの運営全般に携わっております。 これらの活動を通じて、地域との連携強化や市民参加の促進、地域経済の活性化に寄与してまいりました。	この相談では、労務管理や働き方に関する幅広いご相談を受け付けており、ケアラー(仕事と介護を両立 する従業員等)に関するご相談も対応可能な体制としております。	○全国的に高齢者比率が高まる中、介護を担う家族や身近な支援者(ケアラー)の数も着実に増加しています。そうした現状を踏まえ、市内中小企業では慢性的な人手不足が続いており、従業員の介護離職を未然に防ぐための取り組みは、今後ますます重要になっていくと強く感じております。 当協議会の委員として、地域で働く人々が仕事と介護を両立できるような環境づくりを進めていくことが、自身に与えられた大切な役割だと認識しています。 今後も、会員事業者や従業員の皆さまの声を丁寧に伺いながら、その貴重なご意見が少しでも支援策に反映されるよう、真摯に取り組んでまいります。
興邊 義人	湘南地域連合			
青木 由美恵	関東学院大学看護学部	○ヤングケアラーに関する調査 ○ヤングケアラーに関する講演会・勉強会	○「横浜ヤングケアラーヘルプネット」で相談役的役割	○皆さんとともに有意義な場としたいです。



条例について



藤沢市 Fujisawa City

1 ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(ケアラー支援条例)について

【前文】

人は、みな誰かから身体や心のケアをされて生きています。人生の中では、誰もがケアをされる側にもケアをする側にもなります。

ケアは、人と人との関係をつなぐ大切な行為です。

しかし、そのケアをケアラーだけが担って孤立することによって、心身の 健康を害したり、人生の選択に困難が生じ自分らしい人生を諦めたりするよ うなことがあってはなりません。

ケアを必要とする当事者への社会的な支援が十分に得られるように努めるとともに、ケアをされる人もケアをする人もどちらもが大切にされ、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送ることができるよう、社会の仕組みを整えていくことが必要です。

ケアをされる人とケアをする人の声や希望を政策に反映し、「誰一人取り残さない」藤沢をつくることを目指し、この条例を制定します。



2 ケアラー支援条例の目的について

【目的(第1条)】

➤ ケアラー及びケア対象者を社会全体で支えるため、 ケアラーに対する支援(以下「ケアラー支援 という。) に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、 事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにすると ともに、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図ることにより、全てのケアラーが 健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現 することを目的とします。



3 ケアラー支援条例の基本理念について

【基本理念(第3条)】

- (1)ケアラー支援は、全てのケアラーとケア対象者の意思が 尊重され、将来に夢と希望を持って健康で文化的な生 活を営むことができるように行われなければならない。
- (2)ケアラー支援は、ケア対象者及びその家族等に対する 包括的な支援が行われなければならない。
- (3)ケアラー支援は、市、市民等、事業者、学校等を含む 関係機関、民間支援団体等の多様な主体が互いに 連携しながら、ケアラーが孤立することのないよう社会 全体で支えるように行われなければならない。



3 ケアラー支援条例の基本理念について

【基本理念(第3条)】

- (4)ヤングケアラーへの支援は、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の多様な主体が互いに連携しながら、子どもの権利が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるように行われなければならない。
- (5)若者ケアラーへの支援は、子どもから社会人への移行期であること及び社会生活上の重要な選択がなされることの多い時期であることを踏まえて行われなければならない。



4 その他の記載事項について

これまで、お伝えした内容の他に

【定義(第2条)】

【市の責務(第4条)】

【市民等の役割(第5条)】

【事業者の役割(第6条)】

【関係機関の役割(第7条)】

【学校等の役割(第8条)】

などがあります。



協議会について





1 ケアラー支援協議会の設置について

【設置】

- ◆ ケアラー支援条例の基本理念にのっとり、市が設置
 - ➤ ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に 実施するため

介護、障がい者及び障がい児の支援

勘

案

医療、教育又は児童の福祉に関する制度

その他ケアラー支援に関する制度



2 ケアラー支援協議会の協議事項について

【協議事項】

- ◆ ケアラー支援に係る計画及び施策に関すること
- ◆ ケアラー支援に資する多様な主体による支えあいの 地域づくりに関すること
- ◆ その他ケアラー支援について必要な事項
 - * 令和7年度は、主に(仮称)藤沢市ケアラー支援計画の 策定に向けた意見交換を予定しております。



3 ケアラー支援協議会委員について

【委員】(藤沢市規則第41号藤沢市ケアラー支援協議会規則第3条及び4条)

- ◆ 関係機関又は民間支援団体に属する者
- ◆ ケアラー又はケアラーの経験がある者
- ◆ 市内に事業所を有する企業又は地域経済団体に属する者
- ◆ 労働組合に属する者
- ◆ 学識経験のある者
- ◆ その他市長が必要と認める者
- ◆ 20人以内



4 計画策定に向けた協議会における委員の役割

初年度となる今年度につきまして、計画策定に向け、委員の方々には、次のようなご意見をいただきたいと考えております。

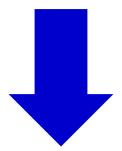
- 1 ヤングケアラー、ビジネスケアラー、ダブルケアなど ケアラーの状況を共有するための情報提供
- 2 ケアラーが地域生活を安心して継続するために 「必要な支援」及び「地域づくり」に向けたご意見
- 3 委員の方々の母体である組織の活動について 効果的な連携に向けたご意見
- 4 委員や事務局からの提案について実施や実現に向けた ご意見



5 本日の内容について

(1)計画のイメージの共有

(2)本市、国及び県が実施した調査データの情報共有



意見交換

ケアラー支援協議会関連スケジュール

	協議会関連	計画関連	その他
R7.4月	条例及び規則施行		ホームページ作成
5月	5/19(月)16:30~ @6-1会議室 第1回協議会 *計画イメージの共有		
6月			
7月	7/1(火)10:30~ @8-1.2会議室 第2回協議会 *計画骨子(案)の協議	アンケート及びヒアリング	
8月	8/5(火)10:30~ @8-1.2会議室 第3回協議会 *計画素案の協議	プラグード及びこと・プラグ	
9月			
10月	10/22(水)10:30~ @6-1会議室(変更の可能性あり) 第4回協議会 *計画素案のブラッシュアップ		
11月		パブリックコメント (11月中旬~12月中旬)	
12月		議会:素案報告	
R8.1月	1/13(火)10:30~ @8-1.2会議室 第5回協議会 *計画最終案の協議		
2月		議会:最終報告	シンポジウム・講演会
3月	3/17(火)10:30~ @5-1.2会議室 第6回協議会 *必要に応じて開催		



(仮称) 藤沢市ケアラー支援計画イメージ





計画の性格について

【性格】

- ◆ 条例の趣旨を踏まえると、市の事業を個々に詳述するものではなく、市、市民、事業者等の役割や行動の指針、支援に対する考え方を示すもの
 - ➤ 詳細な事業等の掲載を中心とするよりは、ケアラー 支援に関する理念計画の要素が強い



計画の位置づけについて

【位置づけ】

- ◆ 当初は地域福祉計画との整合を図りつつ独立した計画 として策定
- ◆ 将来的には
 - ➤ 「(仮称)藤沢市地域福祉計画2032」において、 「(仮称)地域福祉計画2032<中間見直し>」に 包含すること記載予定
 - → 令和12年度以降は、地域福祉計画に包含 (章立て、または別冊)する



計画の期間について

【計画の期間】

- ◆ 当初:令和8年度~令和11年度
- ◆ 令和12年度以降: 地域福祉計画の改定の時期に合わせていく
 - ▶ 市の事業については、資料集として一覧掲載をする 形を想定



骨格のイメージ

- ◆ 趣旨·背景
- ◆ 性格・位置づけ
- ◆ 計画期間
 - ➤ 2026年度(令和8年度)~2029年度(令和11年度)
- ◆ 状況分析 国・県等の統計資料、市の各種調査から
- ◆ 計画の基本理念・基本方針・取組の考え方など
- ◆ 計画の進捗
- ◆ 資料集(市の関連施策事業集)

他自治体の計画における課題の把握状況と基本方針

	茨城県ケアラー支援推進計画	栗山町ケアラー支援計画	鎌倉市地域福祉計画(別添)	第2期埼玉県ケアラー支援計画	栃木県ケアラー支援推進計画
課題等の把握	○早期発見・早期支援○支援へのつなぎ○状況に応じた適切な支援	○ケアラーへの理解と周知○支援を担う人材○相談・交流できる場所○包括的な相談・支援体制の構築○ヤングケアラーの実態把握と支援体制の構築	○ケアラーへの包括的支援○ヤングケアラーへの配慮○若者ケアラーへの配慮○年齢を問わないケアラーへの支援	○社会的認知度の向上○複合課題の増加と包括的な支援体制の構築○孤立の防止○介護離職の防止○支援を担う関係機関の人材の育成○ヤングケアラーの支援体制の構築	○認知度、早期発見・早期把握○相談・支援体制の充実○関係機関の連携○関係機関におけるケアラー 支援の視点の確保
グアフー文族の 甘木七針・休玄	○認知度向上・理解促進○相談・支援体制の整備○多様な支援施策の推進○人材の育成	 ○広報及び啓発活動 ○支援を担う人材の育成 ○包括的な相談・支援体制 ○ケアラー同士が交流・情報交換できる場の設置 ○障がい者及び子育て支援の充実 ○国、道、関係市町村への情報発信及び要望 	○広報及び啓発 ○体制の整備 ○ケアラー支援に関する施策の 推進 ・人材育成 ・情報共有 ・相談支援体制の整備・構築 及び伴走支援 ・つながり・支え合いの推進 ・自立支援 ・ケア対象者への支援	 ○ケアラー支援を支えるための 広報啓発の推進 ○行政におけるケアラー支援 体制の構築 ○地域におけるケアラー支援 体制の構築 ○企業におけるケアラー支援 体制の構築 ○ケアラーを支える人材の育成 ○ヤングケアラー支援体制の 構築・強化 	○普及啓発等の促進○相談・支援体制の充実○関係機関等の連携強化○人材の育成及び確保

資料6



各種調査におけるケアラーの状況と 着目すべき点について (調査抜粋)

- ◆(仮称)ケアラー支援計画については、市、市民、事業者等の 役割や行動の指針、支援に対する考え方を示すものです。
- ◆ケアラー支援について、行動の指針や、支援に対する考え 方を協議していくにあたり、「ケアラーの状況、悩み及び 求められるもの」の把握が必要となることから、 いくつかの調査結果から考えられることをお示しします。





1 本市の過去の調査の例

- ◆藤沢市ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査 (藤沢市調査)
- ◆2017年6月発行
- ◆一般社団法人日本ケアラー連盟 ヤングケアラープロジェクト執筆・編集
- ◆この調査は、2016年に藤沢市の教員に対して実施された ヤングケアラー調査です。
- ◆藤沢市の公立小中学校・特別支援学校55校の教員、 1.098人を対象に実施されたものです。





1 本市の過去の調査の例

- ◆ 子どもがケアをしている相手(複数回答可)、508人中
 - きょうだい:239人(47.0%)
 - ➤ 母親:212人(41.7%)
- ◆ 子どもがしているケアの内容(複数回答可)、508人中、
 - ➤ 家事:275人(54.1%)、
 - > きょうだいの世話:268人(52.8%)
 - ▶ 食事や着替えなどの身の回りの世話:83人(16.3%)
 - ▶ 見守りなどを含む感情面のサポート:67人(13.2%)
 - ➤ 子どもが入浴介助やトイレ介助などの身体介助:13人(2.6%)



- ◆ 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーの実態 に関する調査研究について(国調査)
- ◆ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- ◆ この調査は、2020年に実施された学校及び中高生に対する調査です。
- ◆ 全国の公立中学校(回收数754校)、公立全日制高校(回收数249校)、 公立定時制高校(回收数27校)及び通信制高校(回收数35校)を 対象とした学校調査(郵送)
- ◆ 全国の中学2年生(回收数5,558人)、 全日制高校2年生(回收数7,407人)、 定時制高校2年生(回收数366人)、通信制高校生(回收数446人)を 対象とした生徒への中高生調査(Web)です。



5

2 他の調査(1)

- ◆ 学校調査におけるヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した 学校の子どもの状況(複数回答可)
 - ➤ 最も高い回答:いずれの学校種でも 「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」
 - * 定時制高校で94.7%、中学校で79.8%、 通信制高校で71.4%、全日制高校で70.2%
 - ≫ 次に高い回答:「障がいのある家族に代わり、家事をしている」
 - * 定時制高校:73.7%、通信制高校:66.7%、 全日制高校:56.5%、中学校:29.3%
 - ▽「家族の通訳をしている」という回答
 - * 定時制高校:47.4%、通信制高校:38.1%、 全日制高校:36.3%、中学校:23.4%



7

2 他の調査(1)

- ◆中高生調査における世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話を必要としている家族についての質問 (複数回答可)
 - ▶ 最も高い回答:いずれの学校種でも「きょうだい」
 - * 中学2年生:61.8%、全日制高校2年生:44.3%、 通信制高校生:42.9%、定時制高校2年生:41.9%
 - ≫ 次に高い回答:いずれの学校種でも「父母」
- ◆中高生調査において世話を必要としてる家族として「きょうだい」 と回答した中高生の世話の内容(複数回答可)
 - ➤ 最も高い回答
 - * 中学2年生:「見守り」:68.0%、

全日制高校2年生:「家事」:56.6%、

定時制高校2年生:「きょうだいの世話や保育園等への送迎な

ど」及び「見守り」:46.2%、

通信制高校生:「家事」:71.4%

- ◆世話を必要としてる家族として「父母」と回答した中高生に、世話の内容 (複数回答可)
 - 最も高い回答:いずれの学校種においても「家事」
 - * 通信制高校生:75.0%、中学校2年生:73.3%、 定時制高校2年生:72.7%、全日制高校2年生:68.1%
 - ➤ その他で高い回答:「感情面のサポート」
 - * 通信制高校生:56.3%、定時制高校2年生:36.4%、 中学2年生:22.7%、全日制高校2年生:17.6%



- ◆中高生調査における世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、 「世話をしているために、やりたいけれどできていないこと」
 - 最も高い回答:「特にない」→中学2年生(58.0%)、

全日制高校2年生(52.1%)

定時制高校2年生(58.1%)

「**自分の時間が取れない」→**通信制高校(40.8%)

➤ 次に高い回答:

「**自分の時間が取れない」**→中学2年生(20.1%)、

全日制高校2年生(16.6%)

定時制高校2年生(19.4%)

「**友人と遊ぶことができない」**→通信制高校生(30.6%)



- ◆中高生調査において、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に おける「世話について相談した経験の有無」
 - ➤ いずれの学校種でも相談した経験が「ある」が2~3割、「ない」が5~6割
 - ▶「世話について相談をした経験がない」と回答した中高生の理由
 - * 最も高い回答:「誰かに相談するほどの悩みではない」
 - * 次に高い回答:「相談しても状況が変わるとは思わない」
 - ▶「世話について相談をした経験がある」と回答した中高生の相談相手
 - * 最も高い回答:いずれの学校種でも「家族」
 - * 中学2年生(69.6%)、全日制高校2年生(69.4%)、 定時制高校2年生(70.0%)、通信制高校生(76.5%)



- ◆「世話をしている家族がいる」と回答した中高生における 「学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援」

 - ➤ その他で高い回答:「学校の勉強や受験勉強など学習サポート」 「自由に使える時間がほしい」



2 他の調査(2)

- ◆ 神奈川県ケアラー(家族介護者)実態調査の結果について(県調査)
- ◆ 神奈川県高齢福祉課
- ◆ この調査は、2021年2月上旬から1か月の間、神奈川県が県内の地域包括支援ケアセンター(364か所)を訪れた家族介護者(ケアラー)を対象に、地域包括支援センター経由で集計(回答数584件)した調査です。



2 他の調査(1)

- ◆ケアラーとして、行っているケアの内容(複数回答可)
 - 一人で複数のケアを実施していることが多い。
 - *「家事」:73.1%、「通院援助」:69.8%、 「金銭管理」:50.2%、「精神的介護」:52.2%、 「役所等の諸手続き|:67.4%
- ◆ケアラーの悩み
 - > 55.1%が何らかの悩みがある
 - *「心身の健康」:38.7%、「無回答」:31.0%、「自分の自由な時間が取れない」:24.3%、「将来への見通しが持てない」:21.2%、「ケアをしている相手との関係」:21.1%



2 他の調査(2)

- ◆ケアラーが必要とする支援
 - ▶「ケアラーに役立つ情報の提供」:40.8%
 - ▶「緊急時に利用できて被介護者の生活を変えないサービス」:26.7%
 - ▶「気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保」:24.0%
 - ▶「気軽に情報交換できる環境の紹介・提供」:22.4%
 - ▶「勤務しやすい柔軟な働き方」:21.7%
 - ▶「電話や訪問による相談体制の整備」:21.1%





3 各調査を通じて着目したい点

- (1)ヤングケアラーの共通項(藤沢市及び国調査)
 - ➤ ヤングケアラーがケアをしている相手: 「きょうだい」及び「父母」
- (2)ケアの内容(藤沢市、国及び県調査)
 - ➤「家事」、「感情面のサポート(精神的介護)」
 - ➤ ヤングケアラー:きょうだいの世話(見守り、送迎、着替え)
- (3)ケアラーの困りごとや悩み(国及び県調査)
 - ▶ ケアラー全般として、特にないという回答が多いもものの「自分の時間が取れない」という回答が高い
 - ➤ 県調査においてケアラーの55.1%が悩みを抱えている



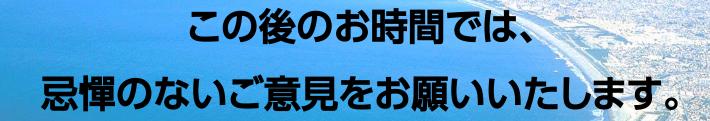
3 各調査を通じて着目したい点

- (4)中高生調査において「学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援」 (国調査)
 - ➤ 通信制高校生を除き「特にない」が約4割で最も高い
 - ➤ 「特にない」以外: 「学校の勉強や受験勉強など学習サポート」 「自由に使える時間がほしい」
- (5)中高生調査において、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、「世話について相談した経験の有無」(国調査)
 - ▶ いずれの学校種でも相談した経験
 - * 「ある」が2~3割
 - * 「ない」が5~6割
 - ➤ なぜ相談しない(しなかったのか)→いずれの学校種でも
 - *「誰かに相談するほどの悩みではない」が高く
 - * 次いで「相談しても状況が変わるとは思わない」



3 各調査を通じて着目したい点

- (6)ケアラーが必要とする支援(県調査)
 - ➤ 「ケアラーに役立つ情報の提供」:40.8%
 - ▶ 「緊急時に利用できて被介護者の生活を変えないサービス」:26.7%
 - ➤「気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保」:24.0%
 - ▶ 「気軽に情報交換できる環境の紹介・提供」:22.4%
 - ➣「勤務しやすい柔軟な働き方」: 21. 7%
 - ▶「電話や訪問による相談体制の整備」:21.1%
- (7) (5)と(6)のから考えられる点
 - > (5)イ(イ)の「相談しても状況が変わるとは思わない」
 - > (6)アの「ケアラーに役立つ情報の提供」:40.8%
 - ➤ 上記の状況から、「どこに」「どのような」「有用な情報があるのか」を 周知することは重要





ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例をここに公布する。

令和6年12月19日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市条例第46号

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例 人は、みな誰かから身体や心のケアをされて生きています。人生の中では、誰もがケアをされる側にもケアをする側にもなります。ケアは、人と人との関係をつなぐ大切な行為です。

しかし、そのケアをケアラーだけが担って孤立することによって、心身の健康を 害したり、人生の選択に困難が生じ自分らしい人生を諦めたりするようなことがあってはなりません。ケアを必要とする当事者への社会的な支援が十分に得られるように努めるとともに、ケアをされる人もケアをする人もどちらもが大切にされ、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送ることができるよう、社会の仕組みを整えていくことが必要です。

ケアをされる人とケアをする人の声や希望を政策に反映し、「誰一人取り残さない」藤沢をつくることを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラー及びケア対象者を社会全体で支えるため、ケアラーに対する支援(以下「ケアラー支援」という。)に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによります。

- (1) ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、 友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他 の援助(以下「介護等」という。) を提供する者をいいます。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいいます。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳に達するまでの者をいいます。
- (4) ビジネスケアラー ケアラーのうち、主として仕事をしている者をいいます。
- (5) ケア対象者 ケアラーから介護等の提供を受ける者をいいます。
- (6) 市民等 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいいます。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う者をいいます。
- (8) 関係機関 介護、医療、教育、就労、児童の福祉、障がい者、障がい児又は 生活困窮者の支援その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて 日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいいます。
- (9) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラー又は若者ケアラーと関わり、又は 関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいいます。
- (10)民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいいます。 (基本理念)
- 第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーとケア対象者が、個人としてその意思を 尊重され、将来に夢と希望を持って健康で文化的な生活を営むことができるよう に行われなければなりません。
- 2 ケアラー支援をするに際しては、ケア対象者及びその家族等に対する包括的な 支援が行われなければなりません。
- 3 ケアラー支援は、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体 等の多様な主体が互いに連携しながら、ケアラーが孤立することのないよう社会 全体で支えるように行われなければなりません。
- 4 ヤングケアラーに対する支援は、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、 民間支援団体等の多様な主体が互いに連携しながら、子どもの権利が最大限に尊 重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるよう に行われなければなりません。

5 若者ケアラーに対する支援は、その時期が子どもから社会人への移行期である こと及び社会生活上の重要な選択がなされることの多い時期であることを踏まえ て行われなければなりません。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育又は児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関する制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ケアラーの意向を尊重するととも に、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等と相互に連携 を図るものとします。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めます。
- 2 市民等は、ケアラー支援に関する市の施策及び事業者、学校等を含む関係機関、 民間支援団体等の活動に協力するよう努めます。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。
- 2 事業者は、雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識 し、当該従業員がビジネスケアラーであると認められるときは、その意向を尊重 しつつ、当該従業員が勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支 援を行うよう努めます。

(関係機関の役割)

- 第7条 学校等を除く関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている 状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市 の施策に協力するよう努めます。
- 2 学校等を除く関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にある

- ことを認識し、その業務を通じて関わりのある者等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、 生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めます。
- 3 学校等を除く関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関、民間支援団体等への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めます。

(学校等の役割)

- 第8条 学校等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。
- 2 学校等は、日常的にヤングケアラー及び若者ケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラー又は若者ケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めます。
- 3 学校等は、支援を必要とするヤングケアラー及び若者ケアラーからの相談に応じるとともに、当該ヤングケアラー及び若者ケアラーに対し、市、関係機関、民間支援団体等と連携し、必要な支援を行うよう努めます。

(ケアラー支援計画)

第9条 市は、第4条の規定によりケアラー支援に関する施策を実施するためのケアラー支援計画(以下「支援計画」という。)を策定するものとします。

(ケアラー支援協議会の設置)

- 第10条 市は、支援計画に関すること及びケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を求めるため、藤沢市ケアラー支援協議会(以下「協議会」という。)を設置します。
- 2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。 (広報及び普及啓発の促進)
- 第11条 市は、広報及び普及啓発を通じて、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等が、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識を深め、社会全体からケアラー支援が推進されるよう、必要な施策を講じるものとします。

2 市は、ケアラーが自らの置かれている状況について理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等に対し、ケアラー支援についての普及啓発その他の必要な措置を講じるものとします。

(早期発見)

第12条 市、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等は、ケアラーを発 見しやすい立場にあることを認識し、早期発見に向けた情報の共有を図るととも にケアラーが置かれている状況を把握するよう努めます。

(財政上の措置)

第13条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置 を講じるよう努めるものとします。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

藤沢市ケアラー支援協議会規則をここに公布する。

令和7年3月24日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第41号

藤沢市ケアラー支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(令和6年藤沢市条例第46号。以下「条例」という。)第10条第2項の規定に基づき、藤沢市ケアラー支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (組織)
- 第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 関係機関又は民間支援団体に属する者
 - (2) ケアラー又はケアラーの経験がある者
 - (3) 市内に事業所を有する企業又は地域経済団体に属する者
 - (4) 労働組合に属する者
 - (5) 学識経験のある者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は、市長の請求に基づき、会 長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴収)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に 出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部地域福祉推進課において処理する。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢 市条例第36号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後最初に招集される会議及び会長が第5条の規定により互選 される前に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集 する。

鎌倉市地域福祉計画

(別添)

目標6 ケアラーへの支援

令和7年(2025年)3月 鎌倉市

1 背景

高齢、障害、疾病その他の理由によりケアを必要とする人に対しては、これまで、家族が中心となって介護や援助等を担ってきました。しかし、少子高齢化、核家族化の進行、きょうだい数の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加等により、介護や援助等が必要な家族をケアするケアラーに過重な負担がかかっています。

ケアラーは、時に、ケアラーとしての人生を優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあります。また、ケアラーが誰にも相談できず一人で悩みを抱え、心身を疲弊させることは、社会的な孤独・孤立の誘因となり、深刻な状況を招きかねません。ケアラーへの支援に向けて、ケアを必要とする人への支援の充実も含めた、包括的な対応を図る必要があります。

鎌倉市では、令和6年、ケアを必要とする市民のみならず、身近な人たちを無償でケアする市民への支援をあわせて推進し、すべてのケアラーが孤立することなく、自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向け、鎌倉市ケアラー支援条例を制定しました。

2 理念

ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われることが大切です。また、ケアラー支援は、市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように社会全体で行われなければなりません。

ケアラーへの包括的支援の必要性

ケアラーを包括的に支援するには、ケアを必要とする市民等への支援を充実させていくことも欠かせません。ケアを必要とする市民等への支援とケアラーへの支援をあわせて推進することにより、全てのケアラーの孤立を防ぎ、ケアラーが自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して、自分らしく暮らすことが可能となるからです。

ヤングケアラーへの配慮

ケアラーのうち、とりわけヤングケアラーに対する支援にあたっては、子どもがのびのびと自分ら しく育つまち鎌倉条例の基本理念に則り、ヤングケアラーが成長の段階に応じて学び、必要な支 援を受けることで、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達並 びに適切な教育の機会が確保されるよう、特に配慮していきます。

若者ケアラーへの配慮

ケアラーのうち、とりわけ若者ケアラーに対する支援にあたっては、進学や就職、キャリア形成の面で大きな影響を受けることなく、学習の継続及び職業選択の機会が確保され、かつ自立が図られるよう、特に配慮していきます。

年齢を問わない切れ目のない支援

ケアラー支援が年齢を理由に途切れることのないように、ケアラー支援は全てのケアラーを対象とし、年齢を問わず切れ目のないよう支援を推進します。

3 地域福祉計画への位置づけ

ケアラー支援条例に基づき、支援を必要としているケアラーの早期発見、ケアラーの意向を尊重した支援を進め、ケアを必要とする人への支援の充実も含めたケアラーへの包括的な対応を図るため、このたび、ケアラー支援について、取り組むべき施策の方向性と具体的な取組を設定します。

また、令和6年度からはそれらを鎌倉市地域福祉計画に位置付けるため、本計画に目標6「ケアラーへの支援」を新たに設け、「背景」、「理念」、「目標」「取り組むべき施策の方向性」、「施策体系」、「具体的な取組」、「目標に向けた成果指標」について整理し、地域福祉計画推進委員会において推進状況を確認します。

地域社会でケアラーが置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、身近な地域で見守り、必要な場や人につなぎ、ケアラーが孤立することのないような環境づくりを行うことで、誰もが安心して、自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現をめざしていきます。

4 目標

目標6

ケアラーへの支援

支援を必要としているケアラーの早期発見、ケアラーの意向を尊重した支援を進め、ケアを必要とする人への支援の充実も含めたケアラー支援を行うため、支援を必要としている全ての市民に包括的に対応していきます。

5 取り組むべき施策の方向性

- (1) 広報及び啓発
- (2)体制の整備
- (3)ケアラー支援に関する施策の推進

6 施策体系

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1)広報及び啓発	① ケアラー支援に係る広報及び啓発
	② ケアラーを社会全体で支えるための広報及び啓発
(2)体制の整備	① ケアラー支援に関する施策の実施に係る連携協力体
	制の整備
(3)ケアラー支援に関する施策の推進	① 人材育成
	② 情報共有
	③ 相談支援体制の整備・構築及び伴走支援
	④ つながり・支え合いの推進
	⑤ 自立支援
	⑥ ケア対象者への支援

7 具体的な取組

(1)広報及び啓発

① ケアラー支援に係る広報及び啓発

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-1-1-1	ケアラー支援に向けた広報	ケアラー本人が、自らの意思を尊重しつつ悩	福祉総務課
	及び啓発	みを相談できる状況が整備されていることを	こども家庭相
		理解し、適切な支援を求めることができるよ	談課
		う、必要な広報及び啓発に努めます。	市民健康課
6-1-1-2	ケアラーを社会全体で支え	市民・事業者・関係機関が、ケアラーの置か	福祉総務課
	るための広報及び啓発	れている状況及びケアラー支援の方法等に	こども家庭相
		関する知識を深め、社会全体としてケアラー	談課
		支援が推進されるよう、必要な広報及び啓	
		発に努めます。	

(2)体制の整備

① ケアラー支援に関する施策の実施に係る連携協力体制の整備

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-2-1-1	市の関係部局間及び関係	ケアラーの置かれている状況や必要な支援	福祉総務課
	機関の体制整備	施策について、重層的支援体制整備事業の	※重層的支援
		枠組みを用いて、関係部局が情報や課題を	体制整備事業
		共有し、ケアラー支援に関する施策を検討す	関係課
		るとともに、市及び関係機関の連携協力体	
		制の整備に努めます。	

※重層的支援体制整備事業に係る庁内連携会議(鎌倉市福祉支援会議を兼ねる)の定期的な開催により、ケアラー支援の理念の共有、マインドの醸成、個別ケース及び施策の協議・推進・既存施策の見直しを図っています。なお、会議を構成する課は、健康福祉部(福祉総務課、障害福祉課、生活福祉課、市民健康課、介護保険課、高齢者いきいき課)、こどもみらい部(こども支援課、こども家庭相談課、青少年課、発達支援室)、教育文化財部(教育センター)、市民防災部(地域のつながり課)、共生共創部(地域共生課)の計5部 13 課となっています。

(3)ケアラー支援に関する施策の推進

① 人材育成

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-1-1	ケアラー支援に係る人材の	ケアラーからの相談に応じ、助言を行う者、	福祉総務課
	育成	日常生活及び社会生活の支援を行う者並	こども家庭相
		びにそれらの支援の調整を行う者の育成を	談課
		図ります。	

② 情報共有

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-2-1	市及び関係機関におけるケ	重層的支援体制整備事業を通じ、市及び関	福祉総務課
	アラー支援に必要な情報の	係機関において、複合化・複雑化したケアラ	
	共有	ー世帯に対する包括的支援に必要な情報の	
		共有を図ります。	

③ 相談支援体制の整備・構築及び伴走支援

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-3-1	ケアラー支援に係る人材の	ケアラー支援に適した人材の整備・配置を	こども家庭相
	整備·配置	行い、切れ目のない支援を行います。	談課

目標6 ケアラーへの支援

			教育センター
6-3-3-2	アウトリーチ等を通じた継続	訪問等によってケアラー世帯との関係を構	福祉総務課
	的支援事業	築し、特別な支援を要するケアラーを継続的	
		に支援します。	
6-3-3-3	支援情報取得ツールの構	障害者本人及びその支援者であるケアラー	障害福祉課
	築	等が、受給できる手当やサービス等の情報	
		を迅速かつ簡易に入手するためのツールを	
		導入し、プッシュ型の情報発信を行います。	
6-3-3-4	相談支援体制の充実	若者ケアラーを含むビジネスケアラーを発見	商工課
		した事業所からの問い合わせに対応し、ケア	
		ラー本人の相談支援につなげます。	
6-3-3-5	【再掲1-1-2-6】発達の相	運動発達やことばの発達、育児上の不安や	発達支援室
	談支援に関する窓口の充実	集団適応などに何らかの不安や心配を持つ	
		保護者や家族からの相談に対し、専門職に	
		よる支援を実施するとともに、障害のある子	
		どもとそれを支える家族が地域で安心して	
		生活できるよう、地域に根ざした相談支援体	
		制の充実を図ります。	
6-3-3-6	【再掲4-1-5-5】家族介護	地域包括支援センターで家族介護教室を開	高齢者いきい
	者に対する支援の充実	催するなど、家族介護者の身体的、精神的	き課
		負担の軽減が図られるよう、支援していきま	
		す。	

④ つながり・支え合いの推進

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-4-1	当事者団体等への支援	ピアサポート等を行う団体に対して、当事者	福祉総務課
		同士が悩みや経験を語り合う交流会等の取	こども家庭相
		組や団体間のネットワーク形成を支援しま	談課
		す。	
6-3-4-2	ヤングケアラーの居場所の	日常的にケアラーとしての役割を有する障	こども支援課
	開設·運営	害児者のきょうだいを対象に、居場所を開	こども家庭相
		設・運営します。	談課
6-3-4-3	ケアラー・ヤングケアラー・	ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラーが安	市民健康課
	若者ケアラーの居場所の提	心でき、仲間づくりが可能となるような場の	(みんたべ食
	供	提供をします。	堂)
			青少年課
			(青少年会館・
			わかたま)

6-3-4-4	【再掲 4-1-5-13】地域子	公立保育園では、各保育園毎に「広場」とし	保育課
	育て支援活動(わくわく広	て、地域の乳幼児と保護者を対象とした開	
	場等)の実施	放日を設け、地域子育てを支援します。また、	
		保育士による育児相談も行うことで、育児に	
		関する悩みの早期発見、解決を図り、保護者	
		が孤立しない体制をつくります。	
6-3-4-5	【再掲 4-1-5-14】子育て	子育て親子の交流の場を提供し、交流の促	こども家庭相
	支援センターの運営	進を図るとともに、育児に役立つ情報のお知	談課
		らせや子育て相談を行うなど、地域での子	
		育て支援を実施します。	

⑤ 自立支援

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-5-1	【再掲 3-2-1-3】共生社	地域において研修等を継続実施し、共生社	福祉総務課
	会を担う人材の育成	会について学習する機会を提供しながら、市	地域共生課
		民による自助・互助の力の向上を目指しま	
		す。また、共生社会の担い手となる市民を育	
		成する仕組み(かまくら市民共生サポータ	
		ー)を検討し、市、地域、家庭、学校等が一体	
		となり、地域での役割と出番を考えることで、	
		地域における居場所、交流の場の創出につ	
		なげていきます。	
6-3-5-2	【再掲 4-1-1-10】家事支	支援が必要な家庭に対して、必要に応じて	こども家庭相
	援員や専門職員の派遣(産	家事支援員や専門職員を派遣します。	談課
	後の養育支援訪問事業)		
6-3-5-3	【再掲 4-1-2-11】若年無	一定期間無業状態にある若者の自立・就業	商工課
	業者就労支援事業	促進を促すため、相談事業等を行います。	
6-3-5-4	【再掲 4-1-5-1】高齢者	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい	高齢者いきい
	に対する福祉サービスの充	生活を継続することができるようにするた	き課
	実	め、また、自らの選択に基づき、適切なサービ	
		スが利用できるよう、福祉サービスの充実を	
		図ります。地域包括支援センターや生活支援	
		コーディネーター等と連携し、介護保険制度	
		に基づく生活支援サービスと、住民の助け合	
		い・支え合いによる生活支援が補完し合う体	
		制を構築し、全体として高齢者に対する福祉	
		サービスの向上につながるよう努めます。	

目標6 ケアラーへの支援

6-3-5-5	【再掲 4-1-5-11】ファミ	ファミリーサポートセンターは、市内在住の方	こども家庭相
	リーサポートセンターの運営	を対象に、子育ての手助けをしてほしい人	談課
		と、そのお手伝いをしたい人が、お互いに助	
		け合うシステムです。システムをとおして会員	
		が依頼と支援を行います。支援会員と依頼	
		会員は必要時にどちらにもなれるしくみのた	
		め、相互に助け合い、地域で子育てをする体	
		制を整備します。	
6-3-5-6	【再掲 4-1-8-2】就労準	直ちに就労することが困難な生活困窮者に	生活福祉課
	備支援事業	対し、生活習慣やコミュニケーション能力の	
		形成など、就労に向けた基礎能力を養いな	
		がら、その支援や就労機会の提供を行いま	
		す。	
6-3-5-7	【再掲 4-1-8-5】学習·生	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の小	生活福祉課
	活支援事業	学生から高校生、高等学校中退者及び中学	
		校卒業後の進路未定の未成年者に対し、基	
		礎学力の向上のための直接的な学習支援	
		のほか、学習の場所や機会の提供などを通	
		じて高等学校への進学及び卒業を支援する	
		ことで、子どもの社会的自立を促し、貧困の	
		連鎖を防止します。	
6-3-5-8	【再掲 4-1-8-6】生活困	福祉を目的として活動する団体への支援を	生活福祉課
	窮者等への食料支援	通じて、寄付等により収集した食料を活用し	
		て、生活困窮者等への安定的な食料支援体	
		制を構築します。	

⑥ ケア対象者への支援

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-6-I	【再掲 - -2- 2】生活困	生活困窮者自立相談支援窓口と生活保護	生活福祉課
	窮者に対する相談支援体制	相談窓口が連携し、生活困窮者が早期に生	
	の充実	活を再建し、地域において自立した生活が	
		おくれるよう、一人ひとりの状態に応じた包	
		括的・継続的な相談支援体制の充実を図り	
		ます。	
6-3-6-2	【再掲 4-1-2-5】障害者	在宅の重度障害者の社会参加を支援するた	障害福祉課
	社会参加促進事業	めに福祉タクシー利用券を交付し、利用料の	
		助成を行います。聴覚障害者の情報保障の	
		ために手話通訳者を派遣します。	

6-3-6-3	【再掲 4-1-5-2】障害児	障害者総合支援法等に基づき、障害児者が	障害福祉課
	者に対する福祉サービスの	地域で安心して暮らせるよう各種サービスを	
	充実	提供し、自立した地域生活に向け支援しま	
		す。	
6-3-6-4	【再掲 4-1-5-8】共生型	高齢者と障害児者が同一事業者でのサー	介護保険課
	サービスの推進に向けた支	ビスを受けやすくするため、共生型サービス	障害福祉課
	援	の普及・推進に向けて、共生型サービスに関	発達支援室
		する情報提供等の実施を進めます。	
6-3-6-5	【再掲 4-3-2-1】車いすの	庁内で車いすが必要となる方に無料で車い	障害福祉課
	貸出し	すを貸出します。	
6-3-6-6	【再掲 4-3-2-2】障害者	障害者の社会参加のために支援を必要とす	障害福祉課
	の外出支援	る方にヘルパーを派遣し、外出を支援しま	
		す。	
6-3-6-7	【再掲 4-3-2-5】福祉有	通院、通所、レジャーの際、高齢者や障害者	障害福祉課
	償運送の推進	など公共交通機関を使用して移動すること	
		が困難な人と有償で運送事業を行うNPO	
		などの非営利団体をつなぎ、車両で安全に	
		移動できるよう支援します。	

鎌倉市地域福祉計画

推進状況報告書 (令和5年度実施分)

【抜粋】

基本理念

お互いを尊重し、支え合いながら、 ともに活きるまち かまくら

鎌倉市 健康福祉部 福祉総務課

鎌倉市地域福祉計画の 進捗管理 ・評価 (令和5年度事業の 総括)

鎌倉市では、令和2年度から令和7年度までの6年間における地域福祉を推進するための指針として、令和2年3月に「鎌倉市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、『 **お互いを尊重し、支え合いながら、ともに活きるまち** かまくら 』をめざして、5つの基本目標、10の施策、31種に分類された203の取組で構成されています。

本計画に基づく地域福祉の取組を、効果的かつ継続的に推進していくために、事業展開についての評価を行い、その都度見直しができるよう以下のように計画の進捗管理と評価を行っていきます。

1 進捗管理・評価

市の施策・取組について進捗管理を行うことで、計画に基づく事業展開ができたのかを 検証します。その結果を市民や関係団体の代表者からなる「鎌倉市地域福祉計画推進委員 会(以下「委員会」という。)」に報告し、意見をいただきます。

2 進捗状況・評価の結果

令和4年度の取組事業が達成できたかどうかを下記の4段階で確認しました。

[区分	達成率	実績	構成割合
А	75%~	目標に向け順調に実施できた。	12	80%
В	50%~	おおむね実施できたが、不十分な点が少しある。	2	13%
С	25%~	実施したが不十分な点が多い。	0	0%
D	0 %~	改善が必要、又はほとんど実施できなかった。	1	7%
		合 計	15	100%

(成果指標の評価実績)

(1) 「目標1:総合的な相談体制の確立」に関して

市民アンケートによれば、身近な相談相手がいないという方が増加しており、要 援護者をはじめとする住民の社会的孤立が深刻化しています。そうした中で、重 層的支援体制整備事業の始まりも受け、総合的な相談体制の整備、アウトリーチ による相談の発見にしっかり取り組んでいただくよう希望します。

(2) 「目標2:包括的支援体制の構築」に関して

制度の外側や狭間の課題対応や多問題家族に対して、専門性や制度・分野を超えて多機関協働で支援する包括的支援体制の重要性は高まっています。重層的支援体制整備事業においても多機関協働が進められており一層の充実を希望します。

(3) 「目標3:地域における福祉活動や人材への支援」に関して

少子高齢化、無縁社会化、家族の変化、景気動向などを背景に、介護・保育の専門職の担い手不足が深刻です。また、民生委員・児童委員や地域ボランティアの担い手不足も深刻です。専門職確保に関しては国レベルでの待遇改善・所得補償対策が望まれますが、福祉の仕事への魅力を若い世代に伝える福祉教育の取組も大切です。同時に、民生委員・児童委員や地域ボランティア等地域の担い手確保のためにも、福祉教育を通じた啓発や種まきが求められます。

(4) 「目標4:地域生活支援と権利擁護」に関して

成年後見制度や日常生活自立支援事業の充実に加え、居住支援、都市のバリアフリー化、学びの支援、ごみ出しの支援、地域生活拠点等整備など、取り組みを拡充しています。一層の充実に努めていただくよう希望します。

(5) 「目標5:情報の収集と提供」に関して

「ボランティアをしたい」と「ボランティアに来てほしい」という声を結び付けたり、「空き家を貸し出すので社会のために有効活用してほしい」「身近で安く柔軟に使える活動場所が欲しい」といった声を的確に結び付ける「情報収集・発信機能」「調整機能」の一層の充実を希望します。また、子ども食堂など地域における活動が「真に必要な人に届いているのか」が支援者には分からないとの声があるため、民生委員・児童委員などと連携して必要な方に支援情報が提供できるようにする必要がある。地域福祉計画に基づいて市がこれだけ多様な施策に取り組んでいることを、もっと市民に知ってもらいたく、SNSなども活用して周知に一層取り組んでいただきたい。

(6)全体を通して

福祉行政の取組において「事業が完了した」という表現は適切ではないため「事業を実施した」という表現に統一するようお願いしたい。また、「アウトリーチ」「プラットフォーム」などカタカナ表現が多く、専門職等の関係者以外はなかなか言葉の意味を理解することが難しいと思われる。一般市民にも読んでわかる表現や工夫をお願いしたい。

令和5年度から、本市の地域福祉の推進に向けて、委員会にてより広い視点で議論いただけるよう、大項目である目標1から目標5に関して、総括を作成しました。総括の項目並びに総括に基づく各目標のまとめは、以下の通りです。

○総括の項目

- 1社会動向
- (1) 国県の動向
- (2) 市の動向
- 2 進捗管理の状況
- (1) 成果指標に関して
- (2) 具体的な取組に関して
- ③今後進むべき方向性(第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性)
- ●その他※記載事項があれば記載しています。
- **5**注釈※記載事項があれば記載しています。

○総括に基づく各目標のまとめ

【目標1】「総合的な相談体制の確立|

- ・重層的支援体制整備事業の開始に伴い、これまで分野別に深化させてきた 相談支援の取組について以下の点が可能になっている。
- ①分野をまたぐ一体的な対応
- ②多機関での取組による複雑化・複合化した事案への対応
- ・今後、生活課題の複雑化・複合化による住民ニーズの更なる多様化が懸念されることから、令和7年度に策定する第2期鎌倉市地域福祉計画においては、相談支援のみならず、地域づくりも含めた、より一体的かつ包括的な支援体制の構築にさらに取り組む必要がある。

【目標2】「包括的支援体制の構築」

- ・重層的支援体制整備事業の開始に伴い、支援が必要な世帯の中には、複合的な支援を必要としている事案の多さが把握できるようになり、相談支援にかかる関係機関の連携が進んでいる。
- ・ケアラー支援条例の制定により、ケアラーとケア対象者を包括的に支援する取組も開始された。
- ・一方、コロナ禍で明らかになったように、誰もが孤独・孤立に陥る問題が 深刻化し、市民の命を守るために福祉の枠を超えた対応に迫られている。
- ・令和7年度に策定する第2期鎌倉市地域福祉計画においては、孤独・孤立の問題が深刻化する中、身近な地域でつながり、働き続け、社会参加できる機会・場を官民連携で創出する環境や仕組みの構築・深化が求められる。

【目標3】「地域における福祉活動や人材への支援」

- ・市社協、地区社協において、地域における市民活動への住民参加の促進やボランティア育成が進められている。
- ・かまくら市民共生サポーター「かまサポ!」を通じて、これまで分野・テーマ別に実施してきたファミリーサポート、高齢者の生活支援サポーター、かまくらっ子発達支援サポーター等の「市民サポーター」養成講座に共生社会を学ぶカリキュラムを組み込み、一体的に運用することで、分野間のボランティア人材の流動性が高まっている。
- ・一方で、今後、少子・高齢化や福祉人材の不足により福祉サービスの需要と供 給のバランスが崩れることが懸念される。
- ・令和7年度に策定する第2期鎌倉市地域福祉計画においては、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、福祉人材の確保・育成や地域における福祉活動への支援などの取組をさらにすすめる必要がある。

【目標4】「地域生活支援と権利擁護」

- ・ケアラーである家族から高齢者や障害者に対する虐待事案や、ケアの必要な独居者が増加傾向にある。
- ・令和6年1月に発生した能登半島地震では、介護が必要な高齢者や障害者ら災害弱者への対応の課題が改めて浮き彫りになった。
- ・災害の大規模化、頻発化を背景に、災害発生時におけるソーシャルワークに期待が寄せられているものの、鎌倉市においては、現在の支援体制のままでは、社会的脆弱性を有する市民や世帯が災害時に支援を受けられない可能性が生じている。
- ・令和7年度に策定する第2期鎌倉市地域福祉計画においては、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、ケアラー支援を視野に入れた福祉サービスの充実、当事者の権利擁護や住まい確保等に向けた施策の充実が引き続き求められる。
- ・加えて、社会的脆弱性を有する市民や世帯が災害時に困らないよう、地域とと もに事前防災に取り組み、平時から支援体制や支えあいの地域づくりが必要とな る。

【目標5】「情報の収集と提供」

- ・地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供し、 適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図る
- ・福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながりあえるような 情報発信のあり方について、改めて検討する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿の提供が行われていない自治会町内会については、機会 を捉え要支援者対策の重要性を理解していただいた上で名簿の活用を呼び掛けて いく
- ・令和7年度に策定する第2期鎌倉市地域福祉計画においては、平時のみならず 災害時にも適切な情報共有ができるよう、情報を効率的に収集し提供できる仕組 みづくりに取り組む必要がある。

目標1

総合的な相談体制の確立

概 要

- ・誰もが気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を 持っているかなど必要な情報を分かりやすく提供します。
 - ・各相談機関が連携して対応できる総合的な相談体制を確立します。

方 向 性

- ① 縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備・充実
- ② 関係機関等が連携した相談体制づくり

総 括

①社会動向

(1)国県の動向	域社会を支える地縁 り」が希薄化の一途 大により、生きづら 独の問題が明らかに ますます高まってい 立対策に関する施策	や家族及び地域社会の変化により、近年、地・血縁といった人と人との関係性や「つながを辿っている。新型コロナウイルスの感染拡さを抱える人々への支援の必要性や孤立・孤なったことで、総合的な相談体制の必要性はる。国および地方において総合的な孤独・孤を推進するため、令和6年(2024年)4月1日 策推進法が施行された。
	年月	出来事
	令和4年(2022年)4月	重層的支援体制整備事業(注1)の開始
(2)十 の針 宀	令和5年(2023年)4月	「かまくらこども相談窓口きらきら」を開設
(2)市の動向	令和6年(2024年)4月	鎌倉市ケアラー支援条例を施行。鎌倉市版孤独・孤立対 策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプ ラットフォーム鎌倉(通称ここかま)」を創設。

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	令和5年度における実績値は、前年度と比べてもほぼ横ばいとなっている。
(2)具体的な取組に関して	目標1に対する具体的な取組18件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は15件で、全体の約83%を占めている。重層的支援体制整備事業が開始したことで、これまで分野別に深化させてきた相談支援の取組について、分野を跨ぐ一体的な対応を図り、多機関での取組を行うよう発展させているところである。地域での福祉活動の把握については、地区社協及び自治会・町内会の福祉的な取組に関し社会福祉協議会等を通じて情報収集を行っており、引き続き適切な情報整理、提供を行っていく。

③今後進むべき方向性(第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性)

本市では、「くらしと福祉の相談窓口」「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設や、 属性を問わない相談支援を行う重層的支援体制整備事業の開始により、相談体制の整備は 進んできている。しかしながら成果指標となる市民アンケート調査「生活課題等に対し て、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合」は令和4年度と比較し減 少していることから、体制の周知と相談しやすい体制づくりにさらに取り組む必要があ る。

人々が困りごとを抱え込んで社会的孤立の状態に陥らないよう、誰もが気軽に相談できる総合的な相談体制の必要性は、コロナ禍を経て、ますます重要度を増している。縦割りをまたぐワンストップ機能、専門機関へのつなぎ機能、相談支援のアウトリーチ機能を充実させ、SOSを出すことが難しい市民の存在やその背景を認識しつつ、関係機関が連携し、個別の困りごとに伴走することが求められている。

また、令和6年(2024年)4月に施行された孤独・孤立対策推進法では、従来の「課題解決型の支援」に加え、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点からの取組が重要なものであるとされた。

本市では、令和6年度に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして、「人と地域がつながるプラットフォーム(通称ここかま)」を立ち上げた。これにより、庁内外で分野を横断し、孤独・孤立の0次予防としての地域づくりに官民連携で取り組むことで、相談が必要な人を地域で発見し、受け止める環境の整備につなげていきたい。

注釈

(注1) 重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ(※参照)等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

※アウトリーチ・・・支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

目標2

包括的支援体制の構築

概 要

- ・保健・医療・福祉・教育・就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の 連携を図りながら、市民に対して包括的な支援体制を構築します。
 - ・福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体等が相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮できる仕組みづくりを進めるとともに、様々な地域団体との連携も進めます。

方 向 性

① 包括的支援体制の構築

①社会動向

(1)国県の動向	厚生労働省は、平成29年(2017年)に社会福祉法を改正、地域共生社会の構築を目指し、令和3年(2021年)に重層的支援体制整備事業を創設した。地域共生社会とは、「制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である。当初は、高齢者分野において、本計画の計画期間と同じ令和7年(2025年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進してきた。しかし、相談支援から地域づくりまでを一連の流れとして包括的に支援していく必要性は、高齢者に限らない。そのため、介護保険の枠を超え、福祉の他分野(障害・生活困窮・子ども)を含む4分野を一体的に運用できるよう、令和3年(2021年)、新たに重層的支援体制整備事業が開始された。	
(2)市の動向	年月	出来事 重層的支援体制整備事業の開始 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の開始 Liberoかまくら(注2)にアウトリーチ(※参照)支援員を配置 鎌倉市ケアラー支援条例の施行。鎌倉市版孤独・孤立対策 官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラット フォーム鎌倉(通称ここかま)」を創設。

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	令和5年度おける各成果指標の実績値は、前年度と比べてもほぼ横ばいと なっている。
(2)具体的な取組に関して	目標2に対する具体的な取組17件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は14件で、全体の約82%を占めている。包括的支援体制の構築には、関係団体との連携・協働の推進、住民組織と福祉団体等の連携・協働の推進、地域における連携・協働の推進、庁内連携体制の強化の4種類の連携協働が必要となっている。うち、関係団体との連携・協働及び庁内連携は、重層的支援体制整備事業(相談支援、参加支援及び地域づくりへの支援の一体的な推進)を開始したことで、そのプロセスを通じて、強化を図っているところである。また、住民組織と福祉団体等の連携・協働及び地域における連携・協働は、鎌倉市社会福祉協議会を通じて、地縁団体や当事者団体等との連携を図っているところである。

③今後進むべき方向性(第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性)

包括的な支援体制の構築が必要とされる背景には、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要としたりするなど、対象者別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増えていることがある。

本市では、これらの課題に対応するため、重層的支援体制整備に取り組んでいるが、その中核となる多機関協働事業への相談件数は制度開始当初は24件だったものの、令和5年度では10件となっている。

また、参加支援事業の取組も少ないことから、本制度のさらなる推進が必要である。令和6年 (2024年) 4月施行のケアラー支援条例に基づく、ケアラーとケア対象者への支援の取組もさらに 必要となる。

これからも、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにまるごと対応し、生活上の困難を抱える 人々が地域で自立した生活を送ることができるよう、縦割りをまたぐ対応について、関係機関とと もに取り組むことが求められている。

加えて、公的支援と地域住民による支え合いを連動させ、福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体、地域等が相互に連携し協力することで、地域福祉に厚みがうまれる。行政、市民、事業者らそれぞれが持つ機能を十分に発揮できるよう、市民や事業者に対して引き続き共生社会の理解を広げるとともに、令和6年(2024年)4月に組成した鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォームかまくら(通称ここかま)」を通じて、社会福祉協議会やNPO関係者らと協力しながら、多様な主体間の連携の基盤を構築していくことが期待される。

④その他

家族介護者支援の必要性を踏まえ、令和6年(2024年)に鎌倉市ケアラー支援条例を制定した。包括的支援の一環として、今後はケアラー支援の取組にも着手していく。

注 釈

(注2) 重層的支援体制整備事業は、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ(※参照)等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものとされている。

Liberoかまくら(社会福祉協議会)では、令和4年4月から、支援関係機関の役割分担を整理する「多機関協働事業」と、利用者が社会とのつながりを作るための支援を行う「参加支援事業」を担うとともに、令和6年(2024年)4月からは支援が届いていない人に支援を届けるための支援員を配置し、「アウトリーチ(※参照)等を通じた継続的支援」にも取り組んでいる。

※アウトリーチ・・・支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

目標3

地域における福祉活動や人材への支援

概 要

- ・市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、「支える側」「支えられる側」という関係性を入れ替えつつ、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し対応できる地域づくりが行われるよう支援します。
- ・地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協を 財政的に支え、担い手の育成と、その活動場所の確保を支援して いきます。

方 向 性

- ① 地域福祉活動に対する支援
- ② 人材が活躍するための支援

総 括

①社会動向

(1)国県の動向	我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、令和7年(2025年)以降さらに減少が加速することが予測される。介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移していることから、国は、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組むこととしている。民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員で、児童委員を兼ね、1人暮らしの高齢者の見守りや子育て世帯の支援などにボランティアで取り組んでいる。一方、地域全体の高齢化、役割・業務量の負担増、働き方改革による就労率の向上などにより、担い手が不足し、新たな適任者を探しにくい状況にある。
(2)市の動向	・民生委員・児童委員の成り手不足の課題についてプロジェクトチームを立ち上げ議論を進めている。 ・分野やテーマごとに分かれていた市民サポーター制度を「かまくら市民共生サポーター」、通称「かまサポ!」(注3)としてまとめ、市民へ案内する取り組みを開始した。

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	令和5年度における実績値は、前年度と比較すると、わずか に上昇する結果となっている。
(2)具体的な取組に関して	目標3に対する具体的な取組26件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は22件で、全体の約85%を占めている。市民が、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し、対応できる地域づくりを引き続き進めると共に、地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協と協力し、ボランティア育成や活動場所の確保を行っていく。(注4)地域で福祉活動に従事する人材や活動の場の確保に関しても長年課題となっており、引き続き取組を進めていく。

③今後進むべき方向性(第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性)

市町村においては、将来的に、施設やサービス給付制度は整備されたものの担い手不足により行政サービスが執行されないといった状況が懸念される。このため、本市においても、サービス事業者における人材確保及び育成並びに雇用の推進への支援、潜在的人材の掘り起しなどの福祉人材確保の取組を進める必要がある。

また、地域福祉を支える民生委員の成り手不足の課題については、民生委員や自治町内会の代表などで組織したワーキンググループを立ち上げ、新たな成り手となりうる層へのアプローチの方法や、民生委員の定年のあり方、負担となっている活動の整理などを行い、次期改選に向けて議論を進めているところである。(注5)

そのほか、「かまくら市民共生サポーター」の取組など、人材への支援と地域福祉活動に対する支援を継続的に行っていく必要がある。

注釈

- (注3) かまくら市民共生サポーター(かまサポ!)は、個別に運営されてきた市民サポーター制度について、かまサポ!として一体的に各分野の講座を紹介し、より多くの市民がサポーターとして活動できる環境づくりに取り組んでいくもの。この事業の背景として、サポーターの支援する家庭が複合的な課題が生じていることも少なくないことから、複数のサポーター養成講座で提供する知識が必要な状況がある。かまサポ!では以下のとおり、各分野の養成講座を紹介している。
- ①こども(育児・家事)分野として「ファミリーサポート支援会員・依頼会員」
- ②こども(学校・幼稚園・保育園での支援)分野として「かまくらっ子発達支援サポーター」
- ③シニア(生活支援)分野として「高齢者生活支援サポーター」
- ④障害分野として「ガイドヘルパー」※ガイドヘルパーはサポーターではなく、実際の職業として活躍するが、かまサポでは、理解啓発の観点から、サポーター養成講座として紹介している。
- ⑤「認知症|分野として「認知症サポーター|
- ⑥こころ(自殺対策)分野として「ゲートキーパー」
- (注4) 令和5年度の主な取組としては以下のとおり。

○育成

- ・ボランティア団体への助成
- ・ボランティア入門講座や研修会の開催(年4回程度)
- ・地下道ギャラリー(年2回計40団体)及び鎌倉FM(毎月1回1団体紹介)での団体紹介
- ○活動場所の確保
- ・福祉センター内ボランティア活動室の年間利用計画を調整
- (注5)令和5年に発足した「鎌倉市民生委員児童員のなり手を増やすワーキンググループ」では、これまで8回の協議を重ね、①現任委員への意識調査の実施(アンケート)、②活動内容の見直し(基本活動と自主活動に整理)、③候補者向けリーフレットの作成(イメージの刷新)、④活動の周知(SNSの活用・地域行事でのPR)などの取組みを行ってきた。

目標4

地域生活支援と権利擁護

概 要

- 要・高齢者や障害者、子どもをはじめとする市民が、その個性や多様性を尊重 され、自分らしくいられる共生社会について学び、実践できるような共生の 意識の形成を図ります。
 - ・安全で安心した生活を送ることができる仕組み及び住みやすい環境の整備 を行います。
 - ・地域において自立生活を送る上で重要となる財産保全、金銭管理や各種支払い、福祉サービス利用手続き、苦情解決など権利擁護に関わる施策の充実 を図ります。

方向性

- ① 地域で安心して暮らしていくための支援
- ② 権利擁護の推進
- ③ 高齢者や障害者などの自立を支えるまちづくり

①社会動向

	五十10年(2007年) 1- 公亡	1 カクチョウ オール・フ <i>任代と</i> ウッツ 外の クサー 明 ナ										
		では 空確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す										
	る法律(住宅セーフティネ	ット法)が制定、高齢者、障害者、子育て世帯等の住										
	宅の確保に配慮が必要な人	に対して、民間の空き家・空き室を活用した居住支援										
	を行う住宅セーフティネッ	ト制度が創設された(令和7年(2025年)秋頃に改正										
	法施行予定)。											
	本制度は、住宅確保要配慮	者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の										
	改修や入居者への経済的な	支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うもの										
	であり、全国で官民による居住支援協議会が組成され、相談支援、空き家と市民											
	のマッチング、生活支援などが進んでいる。全国的に人口減少や空き家の増加か											
	課題となる中で、居住支援協議会を通じた転入者支援や空き家のストック化な											
(1)同用の私力	の工夫により、空き室・空	き家と住宅確保困難者の課題を組み合わせ、分野をま										
(1)国県の動向	たいだ課題解決に取り組む	自治体も現れている。										
	高齢者、障害者等の移動等	の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基										
	づき、障害者等用駐車区画	の利用者の範囲を定めて、予め利用証を交付すること										
	で、障害者等用駐車区画を	必要とする人の円滑な利用と不適正利用の防止を図る										
	制度(パーキングパーミッ	ト制度)がある。本制度は、平成18年(2006年)に										
	佐賀県で初めて導入されて	以来、令和5年度時点で41府県に導入されていること										
	から、令和4年度に神奈川県でみんなのバリアフリー街づくり条例が改正された											
	ことを踏まえ、神奈川県においても、令和6年度以降に本制度の導入が検討され											
	ている。											
	また、令和6年(2024年)	1月に発生した能登半島地震では、介護が必要な高齢										
	者や障害者ら災害弱者への	対応の課題があらためて浮き彫りとなった。										
	年月	出来事										
	令和4年度~令和6年度	第2期鎌倉市特別支援教育推進計画の実施										
	令和5年(2023年)11月	障害者の就労者数が累計で2000人に達する										
	Δ10.C /T (000.4/T) 0.D	鎌倉海浜公園由比ガ浜地区に誰もが一緒に楽しめる遊具を										
	令和6年(2024年)2月	導入したインクルーシブ広場をオープン										
	令和6年(2024年)4月	障害児向け障害福祉サービス等の利用者負担額の全額助成開始										
(2)市の動向	令和6年(2024年)4月	鎌倉市ケアラー支援条例の施行										
(2) 13 - 2 331. 3	令和6年(2024年)4月	医療的ケア児等コーディネーター(注6)の設置										
	令和6年(2024年)10月	地域生活支援拠点整備事業(注7)の開始										
	令和7年(2025年)4月	鎌倉市立全小中学校に特別支援学級の設置が完了										
	A == (鎌倉市立全中学校の通常学級に在籍の生徒を対象にした、										
	令和7年(2025年)4月	中学校通級指導教室を開設										
	令和7年(2025年)4月	市内一部地区を対象に「燃やすごみ」の戸別収集を開始										
	17年7 年(2023年)4月	「「「」 」「「「」」(「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「										

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	・令和5年度における各成果指標のほとんどの実績値は、前年度比べても、ほぼ横ばいとなっている。 ・「就労している障害者数」の実績値は、初めて目標値を超えた。
(2)具体的な取組に関して	目標4に対する具体的な取組110件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は78件で、全体の約70%を占めている。 共生社会について学び、安全で安心した生活を送ることができる仕組み及び住みやすい環境の整備、地域において自立生活を送る上で重要となる権利擁護に関わる施策の充実を引き続き取り組んでいく。

③今後進むべき方向性(第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性)

- ・令和6年1月に発生した能登半島地震では、介護が必要な高齢者や障害者ら災害弱者への対応の課題があらためて浮き彫りとなり、本市においても福祉避難所のあり方や、避難行動要支援者支援制度の効果的運用、住宅確保の取組など、災害時における実効性のある支えあい体制づくりが改めて求められる。
- ・地域での生活支援にあたり、生活困窮者などの住宅確保要配慮者への住宅確保は困難な状況が続いている。今後、こどもまんなか社会の実現に向けて低廉な住宅を求める子育て世帯のニーズに応える必要もあることから、官民連携で設立された居住支援協議会をより一層活用し、相談体制の強化や住宅情報の提供等の充実を図り、課題に対応することが求められている。
- ・神奈川県において令和6年度にパーキングパーミット制度が導入予定であることから、本市においても、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、庁内で連携してパーキングパーミット制度を推進し、都市のバリアフリー化に向けて取り組んでいくことが求められている。
- ・令和7年には学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)が開校する予定となっている。特別な支援が必要な児童生徒への教育が着実に進むよう、第2期鎌倉市特別支援教育推進計画(令和4年度~令和6年度)に基づき、引き続き、福祉部局と教育部局の連携を進めていく。
- ・新たに開始する「燃やすごみ」の戸別収集については、高齢者や乳幼児を抱える世帯のごみ 出しが容易になる上、高齢者世帯については安否確認に寄与することから、地域生活支援とし て、環境政策と地域福祉におけるさらなる連携の広がりが期待されている。

注 釈

(注6)日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である 児童等及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、地域 において安心して生活できる体制を整備することを目的として、家族や関係機関等からの相談 受付やサービス等の利用調整等を行う者を配置するもの。

(注7)地域生活支援拠点等整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、 障害児者やその家族が安心して地域で生活できるよう地域全体で支える体制を整備するもの。 地域生活支援拠点等整備事業は5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、 専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり)から成りたっている。

目標5

情報の収集と提供

概 要

- 要・地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供することにより、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ります。
 - ・福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を進めます。

方 向 性

- ① 社会資源の収集と整理
- ② 伝わりやすい情報発信

総 括

①社会動向

2021年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について	
避難計画(個別計画)を作成することが市町村の努力義務とされた 2023年、内閣府(防災担当)は、地方公共団体が災害ケースマネジタ 実施するに当たり、事前防災を重視した平時からの準備や発災時のついて、標準的な取組方法等を示した「災害ケースマネジメントラ 引き」を公表した。災害ケースマネジメントとは、被災者一人ひと 災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、最 じ、専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消 て継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進む ネジメントする取組のことをいう。また、災害ケースマネジメントことで、災害関連死の防止、避難所以外への避難者への対応、支援防止、被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持な等を目指していく。	たくの実と必肖よト爰、シ取施り要にうを漏りのに向に行れています。
年月 出来事	
令和3年(2021年)7月 鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取 手段についての選択の機会の確保に関する条	, , , ,
選難行動要支援者制度に関し、福祉部局と例(2)市の動向令和5年(2023年)でプロジェクト会議を開催(令和6年度も総実施)。	
令和 6 年(2024年) 福祉専門職の協力を得ながらモデル的に個別 画を作成。	川避難計
令和7年(2025年)1月(予定) 障害サービス等に関する情報を迅速かつ簡易	易に入手

②進捗管理の状況

・令和5年度おける各成果指標の実績値は、前年度と比べてもほぼ横ばいとなっている。 ・「自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供割合」について、目標値100%に対して、令和5年度の実績値は71.8%となっている。 目標5に対する具体的な取組37件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は31件で、全体の約83%を占めている。地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供し、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ると共に、福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を引き続き進めていく。

③今後進むべき方向性(第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性)

伝わりやすい情報発信については、地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供し、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ると共に、福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を引き続き進めていく。収集・整理すべき社会資源については、生活支援コーディネーターを中心に、地域資源および課題の把握、地域(事業者・団体・市民)の交流促進を図りながら資源の見える化を進める。あわせて、令和6年度に創設した孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォーム(通称ここかま)」を通じて、孤独・孤立問題を複雑化させないための地域コミュニティの場の形成、孤独・孤立の0次予防につながる新たなまちの魅力の共創を図りながら、地域で新たな創出された資源を市民にわかりやすく情報発信するツールを開発していく。また、災害時に支援を要する避難行動要支援者が、福祉事業者、支援団体、当事者団体、地域の住民らとつながれるよう、発災時にも活用できる多様な社会資源を、引き続き収集・整理していく。

避難行動要支援者名簿の提供が行われていない自治会町内会については、機会を捉え要支援者対策の重要性を理解していただいた上で名簿の活用を呼び掛けていくほか、提供する名簿をより利便性の高いものとするため、自治町内会等からの意見を踏まえ、より活用しやすい名簿となるよう内容の見直しを行う。

各取組の進捗状況

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
目標1総合的	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	①福祉総合相談窓口の整備	1-1-1-1	総合的な相談体制の整備	複雑化・複合化した福祉の問題に関する相談を総合的に扱うための全市的なしくみづくりを検討します。	地域共生課福祉総務課	-	実施	継続	相談支援包括化推進員の配置によって、複雑な困り事や複数の関連部署にまたがる世帯全体の困り事への円滑な対応に努め、市民により利便性の高い相談支援体制の構築を図った。また「くらしと福祉の相談窓口」では市社協の地域包括支援センターと連携し相談体制の強化を図った。	А	相談内容がより多様化、複雑化しており、 今後も担当課や関係機関等との連携を図り 対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高 齢者等の問題解決を図る。	【地域共生課】 「くらしと福祉の相談窓口」において、複雑な困り事 や複数の関連部署にまたがる困り事への解決に向けて 関係課と連携を図るとともに、市社協の地域包括支援 センターと連携し相談体制の強化を図った。 【福祉総務課】 相談支援包括化推進員の配置によって、複雑な困り事 や複数の関連部署にまたがる世帯全体の困り事への円 清な対応に努め、市民により利便性の高い相談支援体 制の構築を図った。	А	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当 課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問 題解決を図る。
な相談体制の確	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	①福祉総合相談窓口の整備	1-1-1-2	福祉総合相談窓口の設置・運営	全市的な福祉の相談体制との整合性を図りながら「福祉総合相談窓口」を運営します。	地域共生課	-	継続	継続	市民の複合化・複雑化する課題に対応するため、 福祉相談窓口の機能強化を目指し、庁内での連携 を図りながら「くらしと福祉の相談窓口」の運営 を行った。また、地域包括支援センターと高齢者 に対する相談対応の連携・強化を図った。	А	相談内容がより多様化、複雑化しており、 今後も担当課や関係機関等との連携を図り 対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高 齢者等の問題解決を図る。	令和4年度と同様	А	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当 課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問 題解決を図る。
立	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	①福祉総合相談窓口の整備	1-1-1-3	(市社協) なんでも相談窓口の 運営支援	市民の身近な問題を扱う窓口として市社協が設置する「な んでも相談窓口」への支援を行い、総合的な相談窓口体制 の充実を図ります。	福祉総務課 (市社協)	市社協なんでも 相談窓口 (R1.7月設置) 相談件数58件	継続	継続	市社会福祉協議会の地域福祉推進事業に対し補助 金による財政支援を実施した。相談件数85件	В	市内の老人福祉センターにおける「なんでも相談窓口」を開設できなかった。実施方法や体制等について、老人福祉センターと市社協事務局が協議を進められるよう支援し、相談機会の安定的確保を図る。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 相談件数88件	В	蓄積した相談内容の分析を行い、組織内で共有できる 仕組みが必要。 また、令和6年度は老人福祉センターにて年10回開設 を予定しており、地域住民の困りごとを見過ごさない 体制づくりを行う。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-1	市社協の相談体制への支援	福祉に関する相談支援体制を市と連携しながら構築すると ともに、市民が気軽に相談できる相談体制の整備を行う市 社協を支援します。	福祉総務課	-	継続	継続	市社会福祉協議会の窓口運営充実のため、人件費 や各種相談事業等に対し、補助金による財政支援 を行った。市社協において「なんでも相談窓口」 の周知を進めた。	А	相談に対応できる職員の配置、バックアッ ブ体制などの整備により、「なんでも相談 窓口」を起点とした包括的支援体制の構築 を働きかける。	令和4年度と同様	А	引き続き、相談に対応できる職員の配置、バックアッ プ体制などの整備により、「なんでも相談窓口」を起 点とした包括的支援体制の構築を働きかける。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-2	高齢者の相談窓口の充実	高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深めることで、相談・支援体制の強化を図ります。	高齢者いきいき課	利用者92人 登録数187人	継続	継続	地域包括支援センター職員向け研修を2回実施 し、スキルアップに努めた。市内10か所の地域包 括支援センターにて高齢者に係る総合相談を受け た。令和4年度から地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業に位置付け、引き続き年 齢や属性を問わない総合相談を受け付けた。 また、他分野と連携した際に情報を共有するため に作成した「つながるシート」を活用し、関係機 関との連携に努めた。	В	ター職員研修を実施しスキルアップを図っていく。また、高齢者支援に携わる関係機 関との連携に加えて、複合的な課題を抱え	地域包括支援センター職員向け研修を2回実施し、ス キルアップに努めた。市内10か所の地域包括支援セン ターにて高齢者に係る総合相談を受けた。令和4年度 から地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備 事業に位置付け、引き続き年齢や属性を問わない総合 相談を受け付けた。また、他分野と連携した際に情報 を共有するために作成した「基本相談シート」を活用 し、関係機関との連携に努めた。 は、分和6年度から地域包 接支援センターの負担軽減と体制強化を図った。	А	令和5年度に引き続き、地域包括支援センター職員研修を実施しスキルアップを図っていく。また、高齢者 支援に携わる関係機関との連携に加えて、複合的な課題を抱えた世代に対して多機関との連携を推進してい く。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-3	障害者の相談窓口の充実	基幹相談支援センターを中核とし、相談支援事業所等と連 携を図りながら、相談支援ネットワークを構築し、情報の 共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人 ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援 体制の確保に努めます。	障害福祉課	総合相談件数 700件	継続	継続	基幹相談支援センターの総合相談機能により、相 該支援事業所の後方支援を行った。地域包括支援 センターなどから複合的な調整が必要な相談に対 応するなど、関係機関との連携を強化すること で、障害者等の相談支援、生活支援の充実を図っ た。 軍層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制 構築に向けた取組を開始した。 総合相談件数 1462件	А	増加し続ける障害者等の相談件数に対応できる体制の整備が課題である。 体制作りのために、基幹相談支援センターを中心として、事業所連絡会での情報共有を図り、相談支援事業所訪問などにより地域が抱える課題の抽出を行ってきた。 令和5年度においても引き続き課題の抽出及び、解決可能な課題に対する取組みを検討していく。	l .	А	増加し続ける障害者等の相談件数に対応できる体制の整備が課題である。 体制作りのために、基幹相談支援センターを中心として、事業所連絡会での情報共有を図り、相談支援事業所訪問などにより地域が抱える課題の抽出を行ってきた。 相談件数が増加していることに伴い、対応する職員増や、令和6年度から地域生活支援拠点整備事業のコーディネーター事業を実施するための職員増により、現在の事務所での対応が困難となるため、事務所の移転を予定している。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-4	健康に関する相談窓口の開設	健康に不安のある人が不安を気軽に相談できるよう、様々な機会を捉え相談の場を確保します。	市民健康課	未病センター利用 者数 214日開設 延1,094人 食事カルテ 延 28人	継続	継続	未病センター (予約制) 開設日数88日 利用人数延202人 食事カルテ (予約制) 相談者数延29人 所内相談 (電話・面接) 延 407人	А	新型コロナウイルス感染症拡大後、利用控えの傾向があったが、少しずつ予約数も増えつつあるため、引き続き継続して周知を行いつつ、必要な相談を受けられるようにしていく。	末病センター (予約制) 開設日数83日 利用人数延223人 よろず相談 (予約制) 相談者数延22人 所内相談 (電話・面接) 延 1,103人	А	未病センターでは新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、すべての機器での計測を再開し、利用に関する間い合わせも増えてきている。引き続き周知を複数の場で行いつつ、個別相談が必要な場合はよろず相談へとつなげていく。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-5	子育てに関する相談窓口の充実	関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、子育ての不安 を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会 を確保します。	こども家庭相談課 保育課	こどもと家庭の相 談室相談件数 479件	継続	継続	(市民健康課) 保健師による家庭訪問、乳効児健診、妊娠中から の子育て教室、育児講座、健康相談等を行った。 (こども相談課) こどもと家庭に関する各種相談を聴取。必要に応 じて各種専門機関につないだ(相談件数332 件)。	l .	相談窓口きらきら」にこどもと家庭の相談 員、ひとり親自立支援員を配置。保護者の	(こども家庭相談課) こども家庭に関する各種相談を聴取。必要に応じて 各種専門機関につないだ(相談件数394件)。また、第 6分庁舎「きらきら」に常時相談員を派遣し、こどもと 家庭の相談業務を並行して実施した。さらには、新た に毎月第44曜日は夜間相談日として17時から20時ま で相談時間を延長し実施し、より相談しやすい環境づ くりを実施した。 (保育課) 子育てや保育所への入所相談を行い、その他の相談が あった場合は、関係機関に繋ぐ対応を行った。	A	(こども家庭相談課) 令和5年度まで、こどもと家庭の相談室では毎月第2土 曜日の8時30分から17時までを相談日としてきた。R 6は、準備が整い次第、第4土曜日も相談日とすること を予定している。 (保育課) 引き続き、保育に関する相談対応を行いつつ、その他 の相談については、関係機関と連携する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-6	発達の相談支援に関する窓口の 充実	運動発達やことばの発達、育児上の不安や集団適応などに 何らかの不安や心配を持つ保護者や家族からの相談に対 し、専門際による支援を実施するとともに、障害のある子 どもとそれを支える家族が地域で安心して生活できるよ う、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。	発達支援室	初回相談件数 396件 ST124件 リハ69件 発達203件	継続	継続	発達障害を含む特別な支援を必要とする児童等の相談及び早期発見、早期支援について保健、福祉、教育分野等と連携を図りながら実施している。 初回相談件数340件、ST129件 リハ86件、発達125件	А	複雑化するニーズに対応するため、専門性 を持った人材の確保や体制整備、事業の実 施方法の工夫等が必要となっている。		А	複雑化するニーズに対応するため、専門性を持った人 材の確保や体制整備、事業の実施方法の工夫等が必要 となっている。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-7	ひとり親家庭の相談窓口の充実	ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般に わたる相談、指導を行います。	こども家庭相談課	ひとり親家庭自立 支援員 相談件数964件	継続	継続	ひとり親家庭自立支援員や職員が各家庭の実情の 把握に努めるとともにニーズを聞き取り、自立に 向けた総合的な支援を実施した。 相談件数1,195件	А	相談窓口きらきら」にこどもと家庭の相談	質因に直面している家庭、特にひとり親家庭に対する 支援をするため、ひとり親家庭自立支援員や職員の相 談技術を高め、各家庭の実情やニーズ把握に努めた。 ひとり親家庭 自立支援員相談件数 1,065件	А	ひとり親家庭等の貧困対策として、ひとり親家庭等へ の夏季休暇期間の食料支援や母子・父子自立支援プロ グラム策定事業を新規事業として行う予定である。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-8	ドメスティックバイオレンス (DV) の相談窓口の充実	DVに関する不安を一人で抱え込まずにすぐに相談できる よう、幅広く相談の機会を確保します。また、庁内での情 報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携強化を進め、 自立に向けた継続的な支援につなげます。	地域共生課	女性相談件数 505件	継続	継続	研修等により相談員のスキルアップを図り、関連 機関との情報交換の場や弁護士による講義の受講 など、相談体制を充実させた。市の包括的支援体 制の推進に連動し、相談内容に応じて関係課や関 係機関と連携して対応した。相談件数376件	l	相談内容がより多様化、複雑化しており、 今後も担当内や関係機関等との連携を図り 対応する。	研修等により相談員のスキルアップを図り、関連機関との情報交換の場や外部講師による講義の受講など、相談体制を充実させた。市の重層的支援体制整備事業による包括的支援の推進に努めながら、関係課や関係機関と連携して対応した。相談件数は603件。	А	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当 内や関係機関等との連携を図り対応する。
1 1 1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-9	居住支援相談窓口の充実	住まい探し相談会を開催し、個々の状況に応じて、あんし 人賃貸支援事業の賃貸物件を紹介するなど、生活基盤の安 定化を図ります。	都市整備総務課	相談会開催5回 (相談件数:15件、 うち1件成約) 不動産及び福祉事業者向けセミナー 等の開催支援	相談会開催5回 (解決目標:3件) 不動産及び福祉事 業者向けセミナー 等の開催支援	相談会開催5回 (解決目標:3 件)	民間賃貸住宅への入居支援として、住宅確保要配 慮者を対象に、専門家による住まい探し相談会を 予定通り5回実施した。鎌倉市居住支援協議会に よる相談窓口等体制の整備に係る支援や、協議会 の各団体との連携・協力体制の構築への支援を 行った。	А	R5もR4と同様の取組みを継続していく	民間賃貸住宅への入居支援として、住宅確保要配慮者 を対象に、専門家による住まい探し相談会を予定通り 5回実施した。 【5回の相談会においての合計相談数 6件】	А	令和6年度も令和5年度と同様の取組みを継続してい く
合作を材配は出ている。	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-10	保育コンシェルジュによる育児 相談	経験豊富な保育士と、子育て情報を案内している「かまくら子育てメディアスポット」のスタッフをチームとした「保育コンシェルジュ」として、より専門的な相談を行います。窓口だけでなく、出張相談も行うことで、相談の機会の充実を図ります。育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行います。	こども支援課 保育課	相談件数 756件	継続	継続	(こども支援課) 子育て家庭に情報提供するために保育コンシェル ジュを配置し、より専門的に、育児不安の解消に 努め、保護者に寄り添った支援を行った。令和5 年4月3日に「かまくらこども植態窓口きらき ら」を開設し。子育てに関する相談に対し、市の 各専門部署が協力して、より横断的に支援が可能 となった。オンライン相談窓口等を活用し、更な る子育で支援の拡充を図る。 令和4年度相談件数:432件 (保育課) 子育て家庭に情報提供をするために保育コンシェ ルジュを配置し、より専門的に、育児不安の解消 に努め、保護者に寄り添った支援を行った。	А	相談窓口きらきら』に経験豊富な保育士を 「保育コンシェルジュ」として配置し、子	(こども支援課) 「かまくらこども相談窓口きらきら」の運営を通じ、経験豊富な保育士である保育コンシェルジュ及び子育て支援コンシェルジュが子育て家庭への情報提供等を行い、より専門的な視点で育児不安の解消を図り、保護者に寄り添った支援を実施した。また、子育てに関するあらゆる相談に対し、市の各専門部署が協力して、より模断的な支援が提供できる体制としたほか、オンライン相談窓口等を活用した相談に対応した各専門部署の対応件数: 673件(相談に対応した各専門部署の対応件数: 684件)(保育課) 令和4年度と同様		(こども支援課) 情報発信の強化のため、かまくら子育てメディアスポットの有償ボランティアを子育て支援コンシェルジュとして会計年度任用職員に任用する。 ひきつづき「かまくらこども相談窓口きらきら」の利用者が子育で等について相談しやすい環境をより充実させ、育児不安の解消等保護者に寄り添った支援を行っていく。 (保育課) 引き続き、子育てに関する不安の解消等、保護者に寄り添う支援を行う。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-11	消費生活相談窓口の充実	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相談を受け 付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復に努 めます。また、消費生活の基礎知識の普及や、消費者被害 の未然防止に向けた情報の提供など、啓発活動も積極的に 行っていきます。	地域共生課	相談件数 1,817件	継続	継続	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相 該を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費 者被害の回復を図るとともに、更に、鎌倉市くら し見守リネットワークを運用し、高齢者の見守り を実施した。 また、消費生活の基礎知識の普及や消費者被害の 未然防止のため、夏休み子ども教室 (3回) や出 前講座 (5回) を行うとともに、広報かまくらや SNSなどにより注意喚起や情報提供を行った。	А	例をいち早く周知するため、令和5年度から、独立行政法人国民生活センターが発行	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相談を 受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の 回復を図るとともに、鎌倉市くらし見守リネットワー クを運用し、高齢者の見守りを実施した。 また、消費生活の基礎知識の普及や消費者被害の未然 防止のため、夏休み子ども教室(3回)や出前請座 (17回)を行うとともに、広報かまくらやSNSなどに より注意喚起や情報提供を行った。さらに、令和5年 度から啓発チラシの町内会回覧(3回)も始めた。	А	令和6年度も令和5年度と同様の取組を継続してい く。
1	(1) 縦割りを超えた柔軟な 相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-12	生活困窮者に対する相談支援体制の充実	生活困窮者自立相談支援窓口と生活保護相談窓口が連携 し、生活困窮者が早期に生活を再建し、地域において自立 した生活がおくれるよう、一人ひとりの状態に応じた包括 的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。	生活福祉課	新規相談件数 205件 事業終結者割合 4 2 %	継続	継続	新規相談件数 330 件 就労等自立者割合 約11% <上記を指標とした理由> 新規相談件数を指標としている理由は、市内の生 活图窮者の相談支援の状況を把握するため。 就労等自立者割合を指標としている理由は、市内 生活因窮者の自立の状況を把握するため。	С	令和元年度に定めた実績初期値が時代背景 に沿った目標設定になっていないため、修 正が必要と感じている。また、自立のあり 方として、経済的な自立けでなく、社会 から孤立しない事も自立の一つの考えであ るため、自立の幅を捉え直していく必要が ある。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 新規相談件数 337件 就労等自立者割合 約17%	С	令和元年度に定めた実績初期値が時代背景に沿った目標設定になっていないため、修正が必要と感じている。また、自立のあり方として、経済的な自立だけでなく、社会から孤立しない事も自立の一つの考えであるため、自立の幅を捉え直していく必要がある。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R 5 目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
1	(2) 関係機関等が連携した 相談体制づくり	①地域での福祉活動の把握	1-2-1-1	地域福祉活動などの把握	地域における自治会・町内会活動の福祉的な取組や地区社会福祉協議会(地区社協)の活動などの情報を収集し、各相談に応じて適切なサービスを行う窓口の情報整理・提供を目指します。	福祉総務課	-	継続	継続	市社会福祉協議会と定例的な情報共有の場を設け、地域における福祉的な取組の情報収集を行った。	В	地域における福祉的な取組の情報収集に当 たり、市社会福祉協議会だけでなく、地区 社協や市地域のつながり課の協力も得なが ら、地域福祉活動を多面的に把握する必要 がある。	市社会福祉協議会と定例的な情報共有の場を設け、地域における福祉的な取組の情報収集を行った。 また、市社会福祉協議会が策定する「かまくらささえあい福祉プラン」改訂年度につき、市社会福祉協議会による地区社協へのヒアリング調査に同行し、地域住民との意見交換を行った。	А	引き続き、地域における福祉的な取組の情報収集に当たり、市社会福祉協議会だけでなく、地区社協や市地域のつながり課の協力も得ながら、地域福祉活動を多面的に把握する必要がある。
1	(2) 関係機関等が連携した 相談体制づくり	②関連部署、専門機関との連携 推進	1-2-2-1	相談にかかる関連部署や専門機 関の連携推進	相談を受ける窓口と、支援を行う関連部署や専門機関の連 携を強化し、窓口の渡り歩きなどの相談者の負担の軽減を 図ります。	福祉総務課	-	実施	実施	相談支援包括化推進業務を委託により実施し、複 能化、複合化した事例について、支援関係機関の 役割の整理を行い、支援の報告性を定める「多機 関協働」、既存の社会参加に向けた支援では対応 できない本人や世帯のニーズに対応するため、地 域の社会資源等を活用して社会とのつながりの構 築に向けた支援を行う「参加支援」について取り 組んだ。	А	相談内容がより多様化、複雑化しており、 今後も担当内や関係機関等との連携を図り 対応する。	令和4年度と同様	В	引き続き、相談内容がより多様化、複雑化しており、 今後も担当内や関係機関等との連携を図り対応する。 また、R6年度から支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるため、「アウト リーチ等を通じた継続的支援事業」に取組む。
1	(2) 関係機関等が連携した 相談体制づくり	②関連部署、専門機関との連携 推進	1-2-2-2	複雑化・複合化した支援ニーズ への対応※R3新規	福祉行政において、従来の単一分野での支援関係機関では 対応が難しい複雑化、複合化した事例について、支援関係 機関の役割の整理を行い、支援の方向性を定める「多機関 協働事業」と、既存の社会参加に向けた支援では対応でき ない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源 等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う 「参加支援事業」を実施するもの。	福祉総務課		継続	継続	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	Α	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込 (同意) になかなか至らないケースがあることから、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協働事業及び参加支援事業の申込 (同意) につなげていきたい。	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席や当課が所管する福祉支援会議等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	А	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込(同意)になかなか至らないケースがあることから、引き続き、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援力針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協働事業及び参加支援事業の申込(同意)につなげていきたい。
○ 目標2 2 ○ 包括的		①関係団体との連携・協働の推 進	2-1-1-1		社会資源の発掘とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成、多様な福祉サービスの創出を図るため、地域 住民による高齢者施策等の協議の場づくりを推進します。	高齢者いきいき課	協議体 2 か所	協議体 9か所	協議体 9か所	5つの日常生活圏域に1人ずつ配置している生活 支援コーディネーターにより地域資源の把握や地 域で高齢者を支える仕組みづくりを進めた。また 市全域にまたがる課題を共有する第一層協議体を 設置し、庁内連携の推進を図った。 協議体数 また、令和4年度から重層的支援体制整備事業に 位置付けて取り組んだ。	Α	ネーターや第二層協議体、関係各課が抱え る課題について情報共有を行った。令和5 年度は生活支援コーディネーターの活動や	5つの日常生活圏域に1人ずつ配置している生活支援 コーディネーターにより地域資源の把握や地域で高齢 者を支える仕組みづくりを進めた。また市全域にまた がる課題を共有する第一層協議体で庁内連携の推進を 図った。さらに、生活支援コーディネーター及び地域 包括支援センターの地域連携担当の活動や地域での取 組がさらに共有されるよう報告会を実施した。 協議体数8 また、令和4年度から重層的支援体制整備事業に位置 付けて引き続き取り組んだ。	А	第一層協議体では生活支援体制整備事業アドバイザーの派遣を活用し、さわやか福祉財団を講師に招き、 「住民主体の地域づくり」について生活支援コーディネーターや関係各課と共に勉強会を行った。令和6年度もおやか福祉財団による生活支援本のディネーターや各協議体が抱えている課題等に取り組んでいく。 令和6年度も引き続き、関係機関との連携をさらに強化していく。
支援体制の####################################		①関係団体との連携・協働の推 進	2-1-1-2	福祉事業者と関係団体等との交 流促進	地域福祉の活性化や多様な地域福祉活動を推進するため、 自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、福祉関係団体な ど多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる 場づくりを市社協とともに行います。		補助金交付及び会議体への参画	継続	継続	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取 組を進めるため、地域アセスメント活動を中心と した地域福祉推進活動への支援を行ったが、新型 コロナウイルス感染拡大への懸念により中止した 会議が多かった。	В	新型コロナウイルスの感染状況等に留意しながら、地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを継続して実施する。	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を 進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域 福祉推進活動への支援を行った。 なお、新型コロナウイルス感染拡大への懸念による取 組の中止や縮小はなかった。	В	地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを 継続して実施する。また、土日祝日開催の会議やイベント行事についてどこまでの範囲で参加協力ができる か検討が必要との報告を市社会拭福祉協議会からうけ た。
2	(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推 進	2-1-1-3	ボランティアセンターにおける 相談・コーディネート機能の充 実	市社協ポランティアセンターにおける相談・コーディネート業務を支援します。	福祉総務課 (市社協)	ボランティア相談 558件	継統	継続	市社会福祉協議会のポランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 ボランティア相談413件	А	ボランティア相談の継続実施を通して、ボ ランティア活動への意欲関心を高めてい く。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 ボランティア相談488件	А	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア 活動への意欲関心を高めていく。
2	(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推 進	2-1-1-4	専門性の高い障害関係団体等と の協働・連携によるサービスの 充実	施設訪問歯科など専門性の高い事業を関係団体と協働、連 携して実施します。	障害福祉課	訪問数 13施設	継続	継続	歯科検診等を受ける機会の少ない市内の地域活動 支援センター及び障害者援護施設の利用者に対す る、鎌倉市歯科医師会が行う在宅障害者歯科検診 事業に対し補助金による財政支援を行っている。 訪問数 11施設	Α	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 訪問数10施設	А	令和6年度についても、引き続き、歯科検診等を受ける機会の少ない市内の地域活動支援センター及び障害 者援護施設の利用者に対する鎌倉市歯科医師会が行う 在宅障害者歯科検診事業に対し、補助金による財政支援を行う。

目相	標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R 5 目標	R 6 目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
2		(1)包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-5	高齢者の地域ケア体制の推進	高齢者保健福祉計画に基づき地域包括ケアシステムの構築 を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題と 地域の課題を話し合う地域ケア会議を開催します。	高齢者いきいき課	開催数 34ケース 47回	継続	継続	地域ケア会議ガイドラインの内容を見直し、改訂 を行った。また、改訂した地域ケア会議ガイドラ インに基づき、10箇所の地域包括支援センターで 地域ケア個別会議を実施した。主な参加者とし て、本人・家族のほか、介護支援専門員 (ケアマ ネ)、民生委員児童委員、自治会町内会等の地域 住民団体の関係者、医6額、警察、行政職員等が参加して、課題が重層する高齢者の支援などを行った。 開催数 34ケース 41回 また、5箇所の地域包括支援センターで小地域ケア会議を開催し、小地域における地域課題や新たな見守リネットワークや集いの場の立ち上げなど 資源開発を行った。 開催数 55回 また、重層的支援体制整備事業に位置付けて属性 や世代を問わない支援に取り組んだ。	В	ラインに基づき、10箇所の地域包括支援センターで地域ケア会議を開催し、課題を抱		А	令和6年度も引き続き地域ケア会議ガイドラインに基づき、10箇所の地域包括支援センターで地域ケア会議(地域ケア個別会議、小地域ケア会議)を開催し、課題を抱える高齢者や家族へ支援していく。
2		(1)包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-6		各種イベントにおいて、3課合同による虐待防止啓発のキャンペーンを行います。また、医療機関や警察等の関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。加えて、虐待を行った者を養護者又は保護者として支援していくことについても検討し対応策を講じていきます。	障害福祉課	本庁舎ロビーバネ ル展示 11/11~15 事業所向け研修を 実施11/1	継続	継続	市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネル やリーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行っ た(11月)。 また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防止 研修をオンラインにて2回開催した。	В		(こども家庭相談課) 11月の虐待防止推進月間において、3課合同で虐待防止 啓発パネル展示やリーフレット配架を行うとともに玉 縄祭りの会場にプースを出し合同で啓発活動を実施し た。また、ケアラー条例の施行に先立ち、ヤングケア ラーの関する周知活動として市役所ロビーや地下道 ギーの関する同な形をして市役所ロビーや地下道 (高齢者いきいき課・障害福祉課)	А	(こども家庭相談課) ヤングケアラー支援については、新たに支援体制の構築を図る必要があることから、令和6年度からヤングケアラーコーディネーターを配置するなどして、関係機関、関係団体等の連携強化を図っていく。 (高齢者いきいき課・障害福祉課) 令和6年度も引き続き虚待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する。
2		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-7	高齢者に対する総合的な支援体制の確立	住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続する とともに、多職種ミーティング等を通じて在宅医療・介護 連携をさらに推進していきます。	介護保険課	ミーティング3回 推進会議1回 検討会1回	継続	ミーテイング 1回 推進会議 1回 ワーキンググ ループ 3G×3	多職種ミーティング (オンライン) 1回 (3日間) 延234人参加 在宅医療介護連携推進会議 3回	А	多職種ミーティングの開催方法や小地域に おける多職種連携のあり方に関する協議の 時間を十分に取れていないため、令和5年 度はワーキンググループ活動を展開する予 定である。	1回(2日間) 延参加者数 183人	В	在宅医療介護連携推進会議で課題となっている取組について、令和5年度中にワーキンググループ実施に至らなかった。 継続して3つのワーキンググループ(多職種ミーティング・ACP普及啓発・人材育成)の立上げと活動に取り組んでいく
2		(1)包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推 進	2-1-1-8	地域見守り活動の推進	日々の生活でのさりげない見守り活動の中で、異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関等と連携し対応するため、県と連携しながら民間事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、見守り体制を築きます。	福祉総務課	通報実績 1件	継続	継続	県と協定を結んだ事業者から通報を受け、対象者 の状況に応じて支援者や民生委員などの関係機関 と連携しながら安否確認を行った。 通報実績4件	А	対応マニュアルを常に確認し、臨機応変な 対応がとれるよう、日頃から支援者や民生 委員などの関係機関との連携を密に保って いく。		А	対応マニュアルを常に確認し、臨機応変な対応がとれるよう、日頃から支援者や民生委員などの関係機関と の連携を密に保っていく。
2		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推 進	2-1-1-9	早期療育に向けた支援体制の確 立	子育でにおいて少し気になるという段階からの相談支援が、障害の早期発見、早期療育に重要であることから、子育で支援を行う関係機関との連携の強化に努めます。ま、障害児通所支援を行う事業所や相談支援事業所と行政との役割分担を明確化し、子どもの発達や障害特性、家族の状況に応じた適切な相談支援体制の構築を目指します。	発達支援室	市内保育園 幼稚園 認定こども園 計46園	継続	継続	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施するため発達支援システムネットワーク会議を開催している。また、特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談」を実施している。出張相談は、子育て支援センター、学習センター、保育園等市内各所で定期的に実施した。 5歳児すこやか相談対象圏:49圏、出張相談24回(25件)実施	А	複雑化するニーズに対応するため、専門性 を持った人材の確保や体制整備が必要であ る。	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施するため発達支援システムネットワーク会議を開催している。また、特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談」を実施している。出張相談は、子育て支援センター、放課後かまくらっ子、保育園等市内各所で定期的に実施した。5歳児すこやか相談対象園:49個、出張相談17回(18件)実施	А	複雑化するニーズに対応するため、専門性を持った人材の確保や体制整備が必要である。 また、令和5年度からこども家庭庁が提唱してる「5歳児健診」と「5歳児すこやか相談」との方向性について、引き続き注視していく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R 5 目標	R 6 目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
(目標2)包括的支援体制	(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-10	鎌倉市居住支援協議会活動支援	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他 住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対する 賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議を 行います。	都市整備総務課	設	相談支援窓口の体 制強化、ガイド ブックの活用啓発	体制強化、ガイ	住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、鎌倉市居住支援協議会の相談窓口等体制整備を行った。また、不動産・福祉事業者向け等のガイドブックの改訂を行った。加えて、令和2度作成した多言語に対応するガイドブックを用いた講座を、市内の不動産店等を対象に2回開催した。また、貸主・不動産店のは研修会及び福祉関係団体等向け研修会を各1回開催した。令和4年度から新たに、不動産関係者と福祉関係者の合同研修会を市内2箇所で開催した。	А	R5もR4と同様の取組みを継続していく	住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、鎌倉市居住支援協議会の相談窓口等体制整備を行った。鎌倉市居住支援協議会の活動内容として、以下の内容を行った。 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援 【相談件数 8件】 ・不動産・福祉事業者向け等のガイドブックの改訂 【改訂版の発行 各200部】 ・令和2年度作成した多言語に対応するガイドブックを用いた講座を、市内の不動産店等を対象に1回開催【参加人数 16名】 ・福祉関係団体等向け研修会を1回開催 【参加人数 22名】 ・不動産関係者と福祉関係者の合同研修会を1回開催	Α	R6もR5と同様の取組みを継続しつつ、新規活動として、不動産関係者を対象に、相互の情報共有と連携を目的とした「不動産店交流会」を開催予定。
制の構築	(1)包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-11	「(市社協)日常生活自立支援 事業」の活用、連携	軽度の認知症、障害、その他判断能力が十分でないために 金銭管理が難しい人の自立支援に向けて、市社会福祉協議 会が実施する「日常生活自立支援事業」を活用し、要支援 者が地域で安心して生活できるよう市社会福祉協議会との 連携を推進していきます。	高齢者いきいき課	-	継続	継続	(生活福祉課) 令和4年度で生活保護受給者が、「日常生活自立 支援事業」を活用した回数計330回 く上記を指標とした理由> 日常生活自立支援事業の活用状況を把握するため (高齢者いきいき課・障害福祉課) 成年後見制度の利用を検討した結果、制度の要件 に満たない人を市社会福祉協議会の窓口につな ぎ、制度のはざまに落ちないよう支援した。	А	令和5年度も引き続き制度の要件に満たない人を社会福祉協議期の窓口につないでいくよう支援する予定。	(生活福祉課) 令和4年度と同様 令和5年度実績値 日常生活自立支援事業を活用した回数 322回 (高齢者いきいき課・障害福祉課) 令和4年度実績と同様		令和6年度も引き続き制度の要件に満たない人を社会 福祉協議会の窓口につないでいくよう支援する。
2	(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-12	【再掲 1-2-2-2】 2 複雑化・複合化した支援ニーズ への対応※R3新規	福祉行政において、従来の単一分野での支援関係機関では 対応が難しい複雑化、複合化した事例について、支援関係 機関の役割の整理を行い、支援の方向性を定める「多機関 協働事業」と、既存の社会参加に向けた支援では対応でき ない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源 等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う 「参加支援事業」を実施するもの。	福祉総務課	-	継続	継続	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席等を通じ、課題の解き ほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関間の連携を指導するために相談支援機関階との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	А	があることから、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席や当課が所管する福祉支援会議等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	А	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込(同意)になかなか至らないケースがあることから、引き続き、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理・解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協働事業及び参加支援事業の申込(同意)につなげていきたい。
2	(1) 包括的支援体制の構築	②住民組織と福祉団体等の連 携・協働の推進	2-1-2-1	地域における住民組織間の連携 体制づくり	鎌倉市自治組織連合会の活動に対する支援を通じて、市と 自治会・町内会との連携体制づくりを進めます。	地域のつながり課	連合会開催 3回	継続	継続	自治会町内会が行政区毎に組織する各連合会事業 に対し、地域活動事業等円滑な運営のための支援 として、補助金による財政支援や各支所を含め各 連合会事務局としての人的支援を実施し、地域活 動への連携及び体制づくりを図った。	А	各連合会からの申請書及び報告書について 不備があった際に何度も修正をしてもらう ことがあったため、手続の進捗状況に影響 が生じた。各連合会の事務局は地域のつな がり課及び支所が担っているため、令和5 年度は支所との連携も図っていく。	令和4年度と同様	А	各地区連合会からの報告書資料提出の遅れや添付資料 の内容に一部不備があり事務手続きに遅れが生じた。 各連合会の事務局は地域のつながり課及び支所が担っ ているため、円滑な事務作業を行うため、令和6年度 は引き続き支所との連携を図っていく。
2	(1)包括的支援体制の構築	③地域における連携・協働の推進	2-1-3-1	地域連携推進業務	■決するための活動や 地域づくりを進める住民活動を支援	備作総務謀	-	検討を継続	継続	(地域のつながり課) R2~R3を踏まえ、地域づくりを進める住民活動を支援する体制づくり課内検討を実施した。 (福祉総務課) 重層的支援体制整備事業を開始するとともに、庁内連携会議を設置し、地域づくり部会において、地域のつながり課、福祉総務課、高齢者もきいき課により、地域づくりの考え方の整理を進めた。	В	つ、地域住民自身が自ら取組を進めていけるよう、行政や地域のステークホルダーとのつなぎ役を担うコンシェルジュ機能の仕組みについて令和5年度より検討を開始した。 (福祉総務課) 令和4年度の部会の検討を踏まえ、令和5年度は、地域づくり部会において、生活支援コーディネーターの取組によって創設された地域資源等を共有するための報告会を地	将来的に各支所を活用した仕組みとして展開予定であるが、実装前のモデル的な取組として腰越地域を対象とし、地域のつながり課が地域住民に対して地域課題のヒアリングを行い、今後どのように取り組んでいくかを協議する等の具体的な取組に着手した。 (福祉総務課) 前年に引き続き重層的支援体制整備事業に取り組み、 庁内連携会議の地域づくり部会において、地域のつながり課、福祉総務課、高齢者いきいき課のほか、子ども支援課、生活福祉課、介護保険課、障害福祉課を加	А	(地域のつながり課) ヒアリングの結果から判明した地域課題に対し、「住民が主体となって取り組みつつ、市(将来的には各支所)がどのように支援・伴走していくか」、「各種関係部局との連携をどのように図るか」等の運用面での検討を図っていく。 (福祉総務課) 令和5年度の部会の検討を踏まえ、令和6年度も引き続き生活支援コーディネーターの取組によって創設された地域資源等を共有するための場を設ける予定である。また、地域づくり部会において、新たに青少年課を加え、既存の地域資源を考慮しながら、他世代交流を意識した地域づくりの考えをより整理していく。
2	(1) 包括的支援体制の構築	③地域における連携・協働の推 進	2-1-3-2	鎌倉市障害者支援協議会等を通 じた関係機関の連携の促進	鎌倉市障害者支援協議会等を通じて、関係機関が情報共有 し、地域の課題などを協議することにより、家族を含めた 障害者の地域生活を支える取組を進めます。	障害福祉課	会議開催回数 ・全体会3回・就 労支援部会4回・ 地域生活支援部会 4回・精神保健福 祉部会4回・こど も支援部会4回	継続	継続	保健・医療関係者、福祉団体、教育・就労関係の 団体、学識経験者、関係行政機関の職員、障害者 等及びその家族を構成員として鎌倉市障害者支援 協議会を開催し、連携しながら支援を進めた。 会議開催回数 ・全体会3回・地域生活支援部会3回・精神保健 福祉部会3回・こども応援部会3回	В	R4年度に協議したことを踏まえ、障害理解 の促進や、障害者及びその家族等の地域生 活支援に向けて引き続き取り組む。			令和5年度に協議したことを踏まえ、障害理解の促進 や、障害者及びその家族等の地域生活支援に向けて引 き続き取り組む。

目相	施策		具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
2	(1)包括的支援体制	Jの構築	③地域における連携・協働の推 進	2-1-3-3	障害者が地域で暮らすための地 域包括支援体制等の整備	基幹相談支援センター等を活用し、地域の社会資源の連携 体制の構築等を行います。	障害福祉課	総合相談実績 700件	継続	継続	基幹相談支援センターの役割が認知され、高齢者の地域包括支援センターなどから複合的な調整が必要な相談に対応するなど実績を重ねながら関係団体とのつながりを深め、連携体制を構築した。総合相談件数 1,462件	А	継続して、事業を実施予定。	令和 4 年度と同様 令和 5 年度実績値 総合相談件数 1,928件	А	引き続き、基幹相談支援センターが中心となり、地域 の社会資源の連携体制の構築等を行う。
2	(1)包括的支援体制	の構築	④庁内連携体制の強化	2-1-4-1	連携体制の強化	地域福祉計画推進庁内連絡会を中心に、市役所内での担当 者間連携など、庁内連携体制を推進します。	福祉総務課	連絡会開催 2回	継統	継続	地域福祉計画推進庁内連絡会構成員を通じて、事 業所管課に対して進捗状況の確認を行った。	В	包括的支援体制の構築に向けた連携体制の 強化については、R3から地域共生課(R5よ り福祉総務課に事業移管)において重層的 支援体制整備事業に係る庁内連携会議を定 期的に実施し、一定の成果も見られること から、R5以降は重層的支援体制整備事業に 係る庁内連携会議を中心に取り組むことと する。	地域福祉計画推進庁内連絡会を通じて、事業所管課に 対して進捗状況の確認を行いつつ、新たな取組につい て情報共有を行った。	В	引き続き、地域福祉計画推進庁内連絡会にて、地域福祉推進に向けた情報共有等を行う。
3	(1) 地域福祉活動に 支援3	対する	①地域福祉活動への支援	3-1-1-1	【再掲2-1-1-2】福祉事業者と 関係団体等との交流促進	地域福祉の活性化や多様な地域福祉活動を推進するため、 自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、福祉関係団体な ど多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる 場づくりを市社協とともに行います。		補助金交付及び会議体への参画	継続	継続	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取 組を進めるため、地域アセスメント活動を中心と した地域福祉推進活動への支援を行ったが、新型 コロナウイルス感染拡大への懸念により中止した 会議が多かった。	В		地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を 進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域 福祉推進活動への支援を行った。 なお、新型コロナウイルス感染拡大への懸念による取 組の中止や縮小はなかった。	В	地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを 継続して実施する。また、土日祝日開催の会議やイベ ント行事についてどこまでの範囲で参加協力ができる か検討が必要との報告を市社会拭福祉協議会からうけ た。
	地 (1) 地域福祉活動に 支援	対する	①地域福祉活動への支援	3-1-1-2	民生委員児童委員活動の住民への活動支援	民生委員児童委員が地域で活動するために、行政や専門機 関との連携への支援を行うとともに、負担感の解消や日々 の活動へのサポート、やりがいの創設について検討するな ど、活動しやすい環境の充実を図ります。	生活福祉課	検討を開始	検討を継続	検討を継続	一斉改選を行う中で、民生委員同士の引継ぎに関 するルール化や年齢要件の見直しを行うなど、委 員が活動しやすい環境を整えるよう取り組んだ。	В	民生委員が地域で活動がしやすい環境を整備するために、現職の民生委員を交えた各種検討を実施していく。	民生委員児童委員の継続的な活動を維持していくため に、ワーキンググループを立ち上げ、次期一斉改選も 見服えた活動の見直しや整理を開始した。その中で、 活動に関するマニュアルの更新や年齢要件の見直しに ついて議論しいくこととし、委員が活動しやすい環境 を整備できるよう取り組んだ。	В	令和7年度の一斉改選に向けて、これまで検討してきた活動の整理や年齢要件の見直しについて、今年度中の確定に向け取り組んでいく。
	おけています。 (1) 地域福祉活動に支援	対する	①地域福祉活動への支援	3-1-1-3	自治会・町内会の必要性の啓発 と加入促進	「自治会・町内会加入促進マニュアル」の配布や、市ホームページや広報かまくらなど、多様な手段によって自治会・町内会の必要性や加入促進のための啓発を進めます。	地域のつながり課	-	継続	継続	窓口配布や市民課と連携して転入者に配布する案 内資料にも同封している自治会町内会への加入促 進のためのチラシを刷新した。また、広報かまく らでも加入促進の記事を掲載するなど、啓発を進 めた。	А	自治会町内会への加入促進のためのチラシ 刷新について、窓口配布や広報かまくらへ の掲載だけでは周知が足りていなかった。 令和5年度はSNSや支所での周知を行い、啓 発を進めていく。	刷新した自治会町内会への加入促進のためのチラシに ついて市ホームページや本庁舎入り口前に設置してい スポジタルサイネージでは魅まったが、周知方法をか	А	現在の周知方法を継続しつつ、新たな周知方法が見つ かり次第、周知可否について検討を行っていく。
3	性 活 動 (1)地域福祉活動に 支援 人 材	対する	①地域福祉活動への支援	3-1-1-4	自治会・町内会の組織体制の充 実支援	地域間の交流会や「自治会・町内会運営のためのハンド ブック」を配布するなど、自治会・町内会活動を支援しま す。	地域のつながり課	交流会開催 1回	継続	継続	令和3年度に改訂を行った「自治会・町内会運営 のためのハンドブック」について、自治会町内会 が行政区毎に組織する連合会役員会への参加や個 別事案で対応した自治会町内会長に直接意見聴取 を実施した。交流会については、新型コロナウイ ルス感染症拡大により令和5年度に延期すること とした。	А	「自治会・町内会運営のためのハンドブック」について、各自治会町内会長への周知が足りていなかった。令和5年度は支所とも連携し、多くの自治会町内会長へ周知を行っていく。交流会については、秋ごろ開催を予定している。	地域共生課及び各支所と連携し、本庁舎及び各支所窓口にて「自治会・町内会運営のためのハンドブック」の周知を行った。交流会については、令和6年1月20日に自治会・町内会と市民活動団体等の交流会として「ゆるっと交流会」を開催した。交流会を通じて、参加者同せで新たな自主的な取組が始まるなど、地域活動の促進につながった。	А	引き続き関係各課と連携し「自治会・町内会運営のためのハンドブック」の周知に努める。交流会についても令和5年度の実績もあることから、自治会町内会活動や市民活動といった様々な地域活動を行っている又はこれから活動を検討している方々の交流の場を提供していく。
	へ の 支援 援	対する	①地域福祉活動への支援	3-1-1-5	地区社協への支援	地域福祉活動の中心的組織である地区社協の見守り活動、 サロン活動、地域福祉懇談会、地域アセスメントなどの活動に対し、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた支援 を市社協とともに行います。		-	継続	継続	市社会福祉協議会を通じて求められた資料や情報 を提供するとともに、現状を踏まえた提案などを 行った。また地域活動の支援を行う市社会福祉協 議会と連携を密にし、現状の把握に努めた。	В	について押堀 た内容を任田 つつ この	市社会福祉協議会が策定する「かまくらささえあい福祉プラン」改訂年度につき、市社会福祉協議会による地区社協へのヒアリング調査に同行し、地域住民との意見交換を行った。	А	これまで実施してきた支援や、地域の状況について把握した内容を活用しつつ、この取組をさらに生かした 支援のあり方を検討していく。
3	(1)地域福祉活動に 支援	対する	①地域福祉活動への支援	3-1-1-6	自主防犯組織活動支援事業	防犯パトロール隊未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけるとともに、既に実施している自治会・町内会においては、防犯アドバイザーの派遣や防犯グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行います。	地域のつながり課	団体登録数 128団体	団体登録数 136団体	团体登録数 144团体	希望する団体に防犯アドバイザーの派達や防犯 グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行っ た。防犯バトロール隊等自主防犯活動団体が未整 個の自治会・町内会に隊の結成を働きかけた。令 和4年度の団体登録数は147団体。	А	防犯団体結成を促すため、HP等で周知を行う。	R4と同様 R5実績値 団体登録数 144団体	А	防犯団体結成を促すため、HP等で周知を行う。
3	(1) 地域福祉活動に 支援	対する	①地域福祉活動への支援	3-1-1-7	ボランティア活動助成事業	状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、ポランティアの活動を資金面から支援します。	福祉総務課 (市社協)	-	継続	継続	ボランティア活動に対し、市社会福祉協議会を通 じて財政支援を実施した。 令和4年度 申請団体数:14団体、支出済額710,000円	А	適切な財政支援のあり方を確認する。	令和 4 年度と同様 令和 5 年度実績値 申請団体数:13団体 支出済額780,000円	А	適切な財政支援のあり方を確認する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組內容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R 6 目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
3	(1) 地域福祉活動に対する 支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-8	老人クラブへの支援	老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。高齢者の生きがいづくりのため、今後もますます地域での活動や役割が期待されることから、活発な活動ができるよう支援するとともに、会員の加入促進も支援します。	高齢者いきいき課	補助金交付	継続	継結	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行った。 新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、でき得 る限りの事業を実施した。	А	び単位老人クラブに補助金による財政支援 を行い、老人クラブが活発に活動ができる	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行った。また、クラブ数の増加につながるよう、クラブ設立時の会員数の要件を緩和した。	А	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老 人クラブに補助金による財政支援を行い、老人クラブ が活発に活動ができるよう支援する。
3	(1) 地域福祉活動に対する 支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-9	子育てサークルへの支援	地域の子育で力の向上を図るため、子育で支援団体の情報 提供を行い、活動に対する支援を行います。	こども支援課	-	継続	継続	「かまくら冒険遊び場・梶原」を協働事業者と運営するとともに、子育て支援団体等の情報発信及び情報提供を行った。 「かまくら冒険遊び場・梶原」来館者数:8,503人イベント実施状況: 子育て支援イベント28回 参加人数284人出張型冒険遊び場4回 参加人数1,071人	А	る。広報や SNS等を活用し、「かまくら冒	令和5年度実績値 「かまくら冒険遊び場・梶原」来館者数:9,014人 イベント実施状況 子育て支援イベント:56回、参加人数797人	Α	昨年度に比べ、イベント実施回数の増加等により、 「かまくら冒険遊び場・梶原」への来館者数は増加し ている。 施設の利用と子育て支援イベントでは、未就学児親子 の利用が伸び悩んでいるため、広報やSNS等を活用 し、「かまくら冒険遊び場・梶原」及び各イベントに ついて引き続き周知活動を行い、事業の継続を図る。
3	(1) 地域福祉活動に対する 支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-10	犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援	犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会など更生保護ポランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。	生活福祉課	保護観察対象者と の面談場所(市関 連施設) 利用回数 59回	継続	継続	保護観察対象者との面談場所(市関連施設) 利用回数 28回 更生保護の仕事に従事している保護司会に対し、 補助金を交付した。 また、保護司会などの関係団体と協力・連携し、" 社会を明るくする運動"大会を3年ぶりに開催し 。大会では薬物依存の当事者による体験談や琉球太鼓の演舞を行った。これらは、より当事者に 近い目線での講演内容とすることを目的としたも のであり、また彼ら自身の社会参加の機会という 意味でも有効であったことから、例年以上に犯罪 や非行のない明るい地域社会を築くための啓発師 等については、本市の更生保護女性会からの推薦 があったものであり、日頃から関係団体と連携し ていたことで円滑に進めることができたと考える。 く上記を指標とした理由> 保護司会等が行う更生保護活動の支援状況を把握 するため。	А	特になし。	保護観察対象者との面談場所(市関連施設) 利用回数 22回 更生保護の仕事に従事している保護司会に対し、補助 金を交付した。 また、保護司会などの関係団体と協力・連携し、"社会 を明るくする運動"大会を開催した。大会では、元リ ポーターを講師とした支援する側の立場から講演、同 会場玄関前にて横浜刑務所作業製品の展示即売会、総 倉駅頭及び大船駅頭にて啓発グッズを配布する街頭啓 発運動を行った。横浜刑務所作業製品の展示即売会は 今年度初めて行ったが、観光客や一般の市民の方にも 立ち寄っていただいて、より広く周知ができた。 く上記を指標とした理由> 保護司会等が行う更生保護活動の支援状況を把握する ため。	А	R6にサポートセンターを設置し、運営していく予定である。
3	(1) 地域福祉活動に対する 支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-11	自主防災活動育成費補助金	市内の自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材等の 設置等に係る補助金を交付し、地域の防災機能の向上を図 ります。	総合防災課	-	継続	継続	自主防災組織に対する活動支援や防災資機材の購入費用を助成を実施することにより、地域防災力 の向上を図った。 ※助成の実施が地域防災機能の向上に直結するため、目標達成の指標として設定。	Α	R4年度に自主防災組織育成費補助金要綱を 改正し、自主防災組織が連携した連合組織 も補助対象とし、補助対象事業も追加し た。R5年度はR4年度に整理した内容の沿っ て助成を実施していく。	令和4年度と同様	А	R5年度はR4年度に改正した自主防災組織育成費補助金 要綱に基づき運用し、自主防災組織が連携した連合組 織も補助対象とし、実用性の向上が図られた。R6年度 は、この運用に加えて、防災士の資格取得補助のメ ニューを加えて、さらに利便性を向上を図っていく。
3	(1) 地域福祉活動に対する 支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-12	地域介護予防活動支援事業	地域で自主的に介護予防・健康づくりのための活動を行う 団体に対し支援することで、住民主体による高齢者の介護 予防・健康づくりの取組を推進します。	介護保険課	19団体	80団体	100団体	地域で活動する72団体に対し補助金を交付した。 (前期68団体、後期69団体 延137団体) 〈上記を指標とした理由〉 活動団体が増えることで、参加する市民の利便性 があがり、身近な地域においてフレイル予防に取 り組むことができるため。	l .	手続きの煩雑さ等、申請者からの苦情を受け、申請手続き等の見直しを行った。(要 網改正済み)	地域で活動する88団体に対して補助金を交付した。令和5年度に制度改正を行い、前金払いの通年補助とし、提出書類も見直した。また、年度途中での活動状況確認を兼ねた報交換会を開催した(開催当時の補助団体85のうち60団体が参加)。 <上記を指標とした理由> 活動団体が増えることで、参加する市民の利便性があがり、身近な地域においてフレイル予防に取り組むことができるため。	А	申請団体の増加による事務処理が増大している。効率 よく処理できるようマニュアルの整備をしていく。
3	(1) 地域福祉活動に対する 支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-13	障害福祉相談員の活動支援	障害福祉相談員が地域で活動するために、関係機関等との 連携の支援を行います。	障害福祉課	活動件数 191件	継続	継続	障害者の安定した地域生活を支えるため、障害福祉相談員を設置し、障害当事者及びその保護者の相談を受けた。 活動件数 158件	В	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 活動件数 181件	А	障害福祉相談員が地域で活動するために、関係機関等 との連携の支援を行い、障害者の安定した地域生活を 支援する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価		R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
3	(1) 地域福祉活動に対する 支援	②活動場所の支援	3-1-2-1	地域での活動の場づくりへの支 援	地域におけるサロンなどの開催や、担い手の発掘と育成、 また参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法 について情報を共有するため、活動者の交流を促進すると ともに、活動の助言を行う市社協への支援を行います。		-	継続	継続	市社会福祉協議会の地域福祉推進事業に対し補助 金による財政支援を実施した。	А	地域福祉推進事業の補助対象事業について、枠組みを整理しつつ、必要な財政支援 を継続していく。	令和4年度と同様	А	地域福祉推進事業の補助対象事業について、枠組みを 整理しつつ、引き続き必要な財政支援を継続してい く。
	(1) 地域福祉活動に対する 支援	②活動場所の支援	3-1-2-2	地域福祉活動拠点としての福祉 センターの活用	地域福祉活動の拠点として、福祉活動団体やボランティア などの利用者が利用しやすい施設とするため、利用者目線 を重視して適切な維持修繕など利用環境の改善に努めま す。	福祉総務課	-	修繕の 実施	修繕の 実施	適切な維持修繕を実施し、利用環境の整備や施設 の長寿命化を図った。	А	毎年5月に実施している自主点検や総合管理業務委託の契約相手方との協議等を通して修繕を要する箇所の随時把握に努め、適切な維持修繕を実施していく。	令和 4 年度と同様	А	毎年5月に実施している自主点検や総合管理業務委託 の契約相手方との協議等を通して修繕を要する箇所の 随時把握に努め、適切な維持修繕を実施していく。
地域における	(1) 地域福祉活動に対する 支援	②活動場所の支援	3-1-2-3	公会堂等建築改良工事費補助金事業	地域住民等の活動拠点である公会堂等の建設や改修に必要 な費用の一部を補助します。	地域のつながり課	12団体	継続	継続	地域住民等の活動拠点である11の自治会町内会館 修繕を実施した。また令和5年度に修繕を希望す る自治会町内会へアンケート調査を実施した。	А	修繕資材等の高騰により、予定していた修 繕工事を中止した自治会町内会があり、年 度予算範囲での対応可否について確認が生 じた。令和5年度では年度当初に修繕を予 定している全て自治会町内会へ修繕工事前 のヒアリングを実施し、予定する全ての修 舗工事に対応各自治会町内会と連携を図っ た。	令和4年度と同様	А	令和6年度では年度当初に修繕を予定している全ての 自治会町内会へ修繕工事前のヒアリングを実施し、予 定する全ての修繕工事に対応するため各自治会町内会 と連携を図った。引き続き次年度以降に自治会町内会 が円滑に申請手続きができる体制づくりに努めてい く。
福祉活動	(1) 地域福祉活動に対する 支援	②活動場所の支援	3-1-2-4	商店街空き店舗等活用事業	地域住民にとって活動しやすい活動拠点とするため、 商店 街の空き店舗を活用し、子育て支援、 高齢者支援、 障害者 支援、 教育支援、 地域住民交流のためのコミュニティ施設 を設置・運営する非営利事業に対し、 必要な費用の一部を 補助します。	商工課	0件	見直し	なし	各商店会に活用予定事業の有無について照会した ところ、該当はなかった。 条件を満たす団体があれば補助金を交付してい く。	С	平成10年度要綱施行後、実績が2件しかないことから、現要綱が市民ニーズに合っているか検証した上で、要綱改正に向けた検討を行う。	各商店会に活用予定事業の有無について照会したところ、該当はなかった。 平成10年度要綱施行後、実績が2件しかないことから、事業の見直しを行い、鎌倉市商店街空き店舗当活用事業費補助金交付要綱を廃止した。	D	なし
や人材への支援	(2)人材が活躍するための 支援	①福祉人材への支援	3-2-1-1	ボランティア活動への支援	各種ボランティア保険の周知と加入促進など、市社協のボ ランティアセンターの運営を支援し、ボランティアが安心 してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動の支援を行います。		ボランティア相談 558件	継続	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 ボランティア相談413件	А	ボランティア相談の継続実施を通して、ボ ランティア活動への意欲関心を高めてい く。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 ポランティア相談488件	А	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア 活動への意欲関心を高めていく。
3	(2)人材が活躍するための 支援	①福祉人材への支援	3-2-1-2	福祉人材の確保	将来の介護や保育などの福祉サービスの安定的供給を確保 するため、資格取得の支援や生活支援体制を整備すること 等により、福祉人材確保と専門性の向上を図ります。		介護資格 19件 障害・保育 0件	介護資格 30件	継続と拡充 介護資格 30件	(保育課) 保育士宿舎借り上げ支援事業等により、民間保育 所における保育士確保に寄与する取り組みに努め ている (介護保険課) 介護保険資格取得者助成事業補助金を対象者(15 名)に交付した。 (障害福祉課) 神奈川県が実施する相談支援従事者養成研修の受 講者を募集するとともに、市職員が同研修を受講 することにより相談支援技術の向上を図った(初 任6名(うち市職員2名)、主任1名)。		(保育課) 本市においても、保育士の人手不足が課題 となっている。引き続き、保育士確舎借り 上げ支援事業等におり、保育士確保に寄与 する取り組みに努める。 (介護保険課) 令和5年度も引続き介護保険資格取得者助 成事業補助金を行っていく。 (障害福祉課) 鍵誌して福祉人材確保と専門性の向上に寄 与する取組みに努める。	令和4年と同様 (介護保険課) 令和4年度と同様 令和5年度実績値 対象者18名	А	(保育課) 本市においても、保育士の人手不足が課題となっている。引き続き、保育士宿舎借り上げ支援事業等により、保育士確保に寄与する取り組みに努める。また、令和6年度から保育士等鉄類奨励金等の新たに実施する事業により、更なる保育士確保を図る。(介護保険課) 今和6年度191続き介護保険資格取得者助成事業補助金を行っていく。 (障害福祉課) 継続して福祉人材確保と専門性の向上に寄与する取組みに努める。
3	(2)人材が活躍するための 支援	①福祉人材への支援	3-2-1-3	共生社会を担う人材の育成	地域において研修等を継続実施し、共生社会について学習 する機会を提供しながら、市民による自助・互助の力の向 上を目指します。また、共生社会の担い手となる市民を育 成する仕組み(鎌倉共生サポーター(仮称))を検討し、 市、地域、家庭、学校等が一体となり、地域での役割と出 番を考えることで、地域における居場所、交流の場の創出 につなげていきます。	地域共生課 福祉総務課	-	継続	市民周知・研修 の強化	地域社会の担い手となる市民を育成するたため、 共生社会への取組等に係る研修を市民向けに10 回、職員向けに1回、地域団体向けに4回実施し た。	А	を実施し、地域での支援の強化につなげる	【地域共生課】 共生社会への取組等に係る職員向け(新規採用職員・中堅主事)研修を行った。 職員向け研修実施回数:2回 【福祉総務課】 共生社会の推進に向けて、市民意識の向上を目指し、 市民向けまちづくり講座を実施した。また、サポート が循環する地域社会の創生に向け、各分野のサポーター養成講座を総称する「かまくら市民共生サポーター(通称かまサポ!)」の各講座にて、共生社会取 組の理解・啓発を図った。 R5年度:市民向けまちづくり講座 2回 : かまサポ! 講座での説明人数 261名	В	【地域共生課】 令和5年度は年度末に計画した市民向け研修会等が講師、会場等の調整が整わず未実施となった。令和6年度の開催に向けた準備を進めており、職員に対しても引き続き共生社会への取組について研修を実施する。 【編祉総務課】 令和6年度も引き続き、共生社会推進に向けて、市民向けまちづくり講座の実施やかまサポ!各講座での理解啓発を行う。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
3	(2)人材が活躍するための 支援	①福祉人材への支援	3-2-1-4	事業に基づくサポーター養成の 充実	支援を必要とする児童への支援は、専門的なものだけでなく、本人が生活する地域における周囲の理解と適切な支援が重要です。そのため具体的な支援を地域で実践していくための支援者を育成するために、サポーター養成講座を実施し、養成したサポーターを学校に派遣しているところです。引き続き、派遣先の拡大など事業の充実を図っていきます。	発達支援室	活動の対象学校数 モデル校 10校	活動の対象学校数 市立小・中学校25 校 (全校) 幼稚園・保育園モ デル園 10園	活動の対象学校 数 市立小・中学校 25校 (全校) 幼稚園・保育園 モデル園 8園	発達支援に関する情報共有と支援技術の向上を目 指すサポーター養成講座を体系的に開催した。発 達支援委員会等と連携し、保育現場や学校現場に おける講座受講者の人材活用を推進している。 また、サポーター人数の増員を図るため、処遇の 見直しを行い、令和5年度から会計年度任用職員 と位置づけることとが、 活動の対象学校数 市立小・中学校25校(全校) 幼稚園モデル園3園、保育園モデル園2園	В	サポーターの会計年度任用職員への位置付 けの変更に伴い、職員配置や出退動管理の 適正な運用。	発達支援に関する情報共有と支援技術の向上を目指す サポーター養成講座を体系的に開催した。発達支援委 員会等と連携し、保育現場や学校現場における講座受 講者の人材活用を推進している。 また、令和5年度からサポーターを会計年度任用職員 と位置づけ運用を開始した。 活動の対象学校数 市立小・中学校25校(全校) 幼稚園モデル園3園、保育園モデル園2園	А	サポーターの会計年度任用職員への位置付けの変更に 伴い、職員配置や出退動管理が煩雑であるため、効率 化の検討が必要。
3	(2)人材が活躍するための 支援	①福祉人材への支援	3-2-1-5	地域における障害児支援体制整 備事業※R3新規	支援を必要とする子どもが幼稚園・保育園等において必要なサポートが受けられるよう、発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための講座を開催します。また、地域で相談が受けられるよう、出張相談を実施します。保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切な関わりができるよう、家族支援プログラム「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者同士でサポートしあえる仕組みづくりを進めます。	発達支援室	-	・発達支援コーディネーター養成 講座参加人数:12 人・出張相談を実施 回数:24回 ・ペアレントト レーニング参加人 数:12人	1	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数: 21人 ・出張相談を実施回数:24回 ・ペアレントトレーニング参加人数:6人	А	・コーディネーター設置園の実際の活用状況や課題を把握し、効果的な運用について意見集約する等、サポート体制の検討をすると共に、コーディネーター間の連携が図れるよう具体的な方法と検討する。・定期的な出張相談の会場確保に課題がある。令和5年度は既存の枠にとらわれず、場の拡大を行っていく。・保護者同士の支援体制作りを進めるにあたり、養成方法や登録の進め方など具体的な検討が必要となる。	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数:25人 ・出張相談を実施回数:17回 ・ペアレントトレーニング参加人数:6人	А	・コーディネーター設置圏の実際の活用状況や課題を 把握し、効果的な運用について意見集約する等、サ ボート体制の検討をすると共に、コーディネーター間 の連携が図れるよう、発達支援コーディネーター配置 圏への出張ケース会議の開催、発達支援コーディネー ター連絡会の開催を予定している。 出張相談の会場を確保しても申込みがなかったことが あり、周知方法の検討が必要。 ・保護者同士の支援体制作りを進めるにあたり、養成方 法や登録の進め方など具体的な検討が必要となる。
3	(2)人材が活躍するための 支援	②人材育成のための活動に対す る支援	3-2-2-1	自主防災リーダー養成研修事業	自主防災組織の役割と意義について啓発します。また、自 主防災活動に必要な知識と技術を実践的に学ぶ機会となる 防災リーダー養成研修を、若い年代層や女性の参加を促し たりするなど充実させながら、継続して実施します。	総合防災課	-	継続	継続	自主防災リーダー養成研修会を開催し、地域住民 の防災意識の高揚を図った。 開催回数2回。 ※リーダー養成を目的としているため、開催回数 (=受講人数)を目標達成の指標として設定。	А	若年層の参加を促していく。	令和4年度と同様	А	引き続き若年層の参加を促していく。
3	(2)人材が活躍するための 支援	②人材育成のための活動に対す る支援	3-2-2-2	ボランティア登録の促進	ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼 のニーズに応えられるよう、ボランティア登録及び地域福 祉活動への参加の促進を行っている市社協を支援します。	福祉総務課 (市社協)	ボランティア相談 558件	継続	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 ボランティア相談413件	А	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めてい く。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 ボランティア相談488件	А	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア 活動への意欲関心を高めていく。
3	(2)人材が活躍するための 支援	②人材育成のための活動に対す る支援	3-2-2-3	夏休みボランティア体験学習の 充実	中高生を主な対象として、夏休み期間中に実施しているボ ランティア体験について、ボランティア団体だけでなく、 福祉施設にも協力を働きかけ、体験場所の充実を図りま	福祉総務課 (市社協) 地域のつながり課 (NPOセンター)	4校	継続	継続	市内の高校3校から155名のボランティア体験参加 があり、14団体へのマッチングをセンターで行っ た。	А	市内の教育機関との連携を深め、体験学習・地域学習に対応するプログラム提供可能な団体やインターン受け入れ先のコーディネートを行う。	市内の高校 2 校から70名のボランティア体験参加があり、12団体へのマッチングを指定管理業務として鎌倉市市民活動センター運営会議が行った。	A	市内の教育機関との連携を深め、体験学習・地域学習 に対応するプログラム提供可能な団体やインターン受 け入れ先のコーディネートを行う。
3	(2)人材が活躍するための 支援	②人材育成のための活動に対す る支援	3-2-2-4	各種ポランティア等の養成講座 の充実	ボランティアの水準に合わせた段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア要成講座を開催する市社協を支援します。ボランティアの研修などの内容を充実するため、NPOなどとの連携・協働を検討し、講座の充実を図ります。	福祉総務課(市社協)	ミニ研修の実施 3回 養成講座の実施 1回	継続	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動に 対し補助金を交付した。ボランティア連絡協議会 会員に向けた研修を3回、ボランティア入門講座 を1回、それぞれ実施した。	А	より広く参加者を募ることができるよう取り組んでいく。	令和4年度と同様 R5実績値 ボランティア連絡協議会会員に向けた研修 2回 ボランティア入門講座 1回 ボランティアカフェ 1回	Α	より広く参加者を募ることができるよう取り組んでいく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
, 目 材 4 4 4 4 4 4 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-1	鎌倉市わんわんパトロールの実 施と啓発	日頃行う犬の散歩を防犯パトロールと兼ねることで、気軽 に地域の防犯活動に参加してもらうことを目的とし、地域 の見守り機能の多様化を図ります。	地域のつながり課	-	継続	継続	自主防犯組織等に対して市ホームページで周知を 行った。令和4年度のわんわんパトロール用防犯 グッズの貸出数は1,442個。	А	制度周知のため、HP等で周知を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 わんわんパトロール用防犯グッズ貸出数 1,472個	А	制度周知のため、HP等で周知を行う。
报 4 記		①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-2	地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援	地域福祉活動計画の実践と毎年度の進行管理の支援を行 い、地域福祉活動の充実を図ります。	福祉総務課 (市社協)	委員会出席 1回	継続	継続	市の策定する鎌倉市地域福祉計画との連携を図りながら、市社会福祉協議会と意見交換を行うことで進行管理の支援を行った。		員会」への出席等を通じ、市の策定する鎌 倉市地域福祉計画とかまくらささえあい福 祉プラン(以降、プランという。)の方向 性を確認するとともに、市社会福祉協議会	市の策定する鎌倉市地域福祉計画との連携を図りなが ら、市社会福祉協議会と意見交換を行うことで進行管理の支援を行った。 また、市社会福祉協議会が策定する「かまくらささえ あい福祉ブラン」改訂年度につき、市社会福祉協議会 による地区社協へのヒアリング調査に同行し、地域住 民との意見交換を行った。	В	市社会福祉協議会の地域福祉活動の充実に向け、「かまくらささえあい福祉プラン」の進行管理を踏まえた意見交換を図る。また、市の策定する「鎌倉市地域福祉計画」と「かまくらささえあい福祉プラン」の方向性を確認しつつ、令和8年度の鎌倉市地域福祉計画の改定に向けた準備を行う。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-3	民生委員児童委員による安否確 認・見守りの推進	民生委員児童委員と連携し、地域の見守りを推進します。 また、民生委員活動と自治会・町内会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。	生活福祉課	民生委員児童委員 相談·支援件数 4,577件	継続	継続	民生委員児童委員 相談・支援件数 4,036件 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、委員の 訪問支援活動等が例年に比べ制限された。	В	民生委員の活動範囲が新型コロナの影響で 萎縮している傾向がある。民生委員と意見 交換していきながら見守り活動の推進を行う。		В	新型コロナウイルス感染症が収束し、民生委員児童委 員の訪問活動などがコロナ禍前の状況に戻りつつあ る。この傾向から新たに取り組めるものや停止してし まっていた活動について民生委員児童委員と意見交換 しながら見守り活動の推進を行う。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-4	地域防犯カメラ設置費補助事業	人的な見守りのほか、犯罪の抑制を目的として自治会・町 内会が新たに設置する防犯カメラの費用を一部補助するこ とによって、地域で安心して生活できる地域づくりを推進 します。	地域のつながり課	防犯カメラ設置 補助台数 13台	防犯カメラ設置 補助台数 22台	防犯カメラ設置 等 補助台数 34台	対象となる団体に補助を行った。令和4年度の防 犯カメラ設置補助台数は12台。	А	制度周知のため、自治会町内会等に通知を送付します。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 防犯カメラ設置補助台数17台	А	制度周知のため、自治会町内会等に通知を送付します。
4	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-5	一人暮らし高齢者登録制度	65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、任意で登録した方に対して、関係機関等と見守りを行うことで、孤独死の防止を図りながら、地域で安心して生活できるまちを目指します。	高齢者いきいき課	一人暮らし登録者 数2,376人	継続	継続	本市の高齢者サービスとして一人暮らし登録や緊 急通報装置などの利用について説明等による普及 啓発を行った。また、地域包括支援センターや民 生委員との連携による見守りを行った。 一人暮らし登録者数 2,161人	А	令和5年度も引き続き、窓口やシニアガイドなど様々な手段で制度の周知を図るとともに、地域包括支援センターや民生委員との連携による見守りを実施する予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 一人暮らし登録者数 1,950人		令和6年度も引き続き、窓口やシニアガイドなど様々な手段で制度の周知を図るとともに、地域包括支援センターや民生委員との連携による見守りを実施する。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-6	子どもの登下校の安全確保に向けた見守り活動の充実	登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携して見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。	地域のつながり課 教育指導課	実施回数 472回	継続	継続	警察OBの防犯アドバイザーが市立小学校の下校 時に青色回転打付き自動車による巡題や校門付近 での見守り活動を行った。令和4年度の見守り活 動実施回数は391回、防犯グッズの貸出数は6,168 個。	Α	児童の安全確保のため、継続して活動を実 施する。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 見守り活動実施回数 326回 防犯グッズの貸出数 6,305個	А	児童の安全確保のため、継続して活動を実施する。

目	標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R 5 目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4		(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-7	交通安全教育推進事業	交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層 に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全 教育を推進します。	都市計画課	教室開催数 74回	継続	継続	交通安全の具体的なソフト面の交通安全教育啓発 を図るため、園児、小学生、中学生、高校生に歩き方や自転車の乗り方などの交通ルールとマナー を教養するため、交通安全教室を実施した。 教室開催回数57回	В	交通事故を減少させるためには、ハード面の対策だけでなく、ソフト面の周知啓発が必要であることから、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進する。	令和4年度と同様 R5実績値 教室開催回数 58回	В	交通事故を減少させるためには、ハード面の対策だけでなく、ソフト面の周知啓発が必要であることから、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進する。
4		(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-8	交通安全広報活動推進事業	現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。	都市計画課	-	継続	継続	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が治まりつつあることから、徐々にキャンペーン等の各種街頭活動を再開し、広報かまくらや市ホームページを活用し、広く市民に啓発活動を行い、交通指導員による見守り等注意喚起を行うなど意識啓発した。	В	昨年まで新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各種キャンペーンでの広報活動ができなかったが、今年度からは、引き続き広報、啓発活動を行いながら、各種キャンペーンの広報活動を行い市民に広く啓発するよう努めていく。	キャンペーン等の各種街頭活動、広報かまくらや市ホームページでの啓発活動及び交通指導員による見守り等注意喚起を行うなど意識啓発をした。	В	自転車のマナーについて周知が広くいきわたっていないことから、キャンペーン等の街頭活動を通じて自転車のマナーアップ啓発を強化する。
4		(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-9	家庭生活支援員の派遣	児童扶養子当等申請時に本事業が掲載されているリーフ レットを配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障が ある家庭に支援が届くよう努めます。	こども家庭相談課	-	継続	継続	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されている リーフレットを配布するなど、制度の周知を行っ た。 自立支援員の相談件数、1195件 リーフ レット配布数、約500件	В	今後も周知の徹底を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 自立支援員の相談件数 1065件 リーフレット配布数 約500件	В	今後も周知の徹底を行う。
4		(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-10	家事支援員や専門職員の派遣 (産後の養育支援訪問事業)	支援が必要な家庭に対して、必要に応じて家事支援員や専 門職員を派遣します。	こども家庭相談課	-	継続		専門的支援(市民健康課) 助産師訪問:5人 保健師訪問:62人 日常生活支援(こども相談課):ヘルパー派遣回 数23回・30時間の支援を実施	В	日常生活支援の担い手不足が課題となって いるが、R5年度からは事業者数を増やし、 支援体制の確保に努めた。今後も担い手の 発掘に努めていく。	専門的支援 助産師訪問: 4人 保健師訪問: 85人 日常生活支援: ヘルパー派遣 派遣回数64回、125.5時間の支援	В	日常生活支援においては、令和6年度から制度の変更 があり、派遣回数制限の緩和等が行われた。それに伴 い事業の担い手を増やすなどの対応を図り、ヘルパー 派遣が必要な家庭への支援の充実を図っていく。
4		(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-11	保健師等による訪問支援の充実	妊娠期からリスクのある妊婦や、育児中の保護者、健康面での問題を抱える人への支援を保健師等が行います。		妊婦 6 人 産婦987人 未熟児70人 素別児706人 乳児731人 幼児 4 人	継続	継続	妊婦5人(延5人) 産婦882人(延892人) 未熟児65人(延72人 新生児140人(延140人) 乳児729人(延738人) 幼児59人(延65人) その他5人(延8人) 成人・高齢者(精神障害を含む)7人(延11人)	А	相談内容が多様化、複雑化している。 関係機関との連携を図りながら行ってい く。	妊婦3人(延3人) 産婦844人(延883人) 未熟児61人(延62人) 前生児227人(延227人) 乳児603人(延645人) 幼児44人(延49人) その他5人(延12人)	А	相談内容が多様化、複雑化している。 関係機関との連携を図りながら行っていく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
(目標4)地域生活支援と権利擁	ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-12	自殺対策に向けた取組の強化	自殺対策計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれること のない地域」の実現を目指し、生きることの促進要因への 支援などの取組を展開します。	市民健康課	普及啓発活動 ・ロビー展示 ・講演会 1回(延 84人) ゲートキーパー養 成講庭 (延108人) ・市民向け1回 (延58人)		継続	・ロビー展示 (9月、3月) ・相談会開催 3回 (鎌倉スマイルフードプロジェクトにブース設置) ・いのちの教室の実施 15件 延1,820人 (小学校5校、中学校9校 (フリースクール1カ所合む)、私立高校1校) ・ライフブラン講演会 2回 延333人・ゲートキーバー講座の実施 基礎講座 (団体等からの依頼) 13回 延373人 基礎講座 (団体等からの依頼) 13回 延373人 基礎講座 (公開講座) 1回 延33人 ステップアップ講座 1回 延18人 、いきるを支える講演会 鎌倉・選子・薬山の開催 (市民向け自殺対策講演会開催) 1回 延43人・鎌倉市ホームページ内「こころの健康づくり」 用画像素材を作成 ・自殺対策相談窓口情報パンフレット (かまくらサポートリスト) の配布・庁内ワーキンググループ研修 1回	А	自殺の問題は複雑な背景を抱えていることが多いため、地域で広く理解を得られるよう、引き続き普及啓発や人材育成に努めている。 また、支援者支援の視点から庁内ワーキンググループによる情報共有及び研修会を開催していく。	・ロビー展示 (9月、3月) ・相談会開催 5回 延12人 (鎌倉スマイルフードプロジェクトにブース設置) ・いのちの教室の実施 19校 延2,042人 (小学校7校、中学校11校、教育支援教室1校 ・ライフブラン講演会 2回 延300人 ・SOSの受け止め方講座(ハイブリッド) 1回 40人 ・ゲートキーバー講座の実施 基礎講座 (団体等からの依頼) 8回 延90人 基礎講座 (団体等からの依頼) 8回 延90人 基礎講座 (団体等からの依頼) 8回 延90人 基礎講座 (団体等からの依頼) 8回 延16人 ステップアップ講座 1回 延29人 市職員 (フキンググループ) 1回 延16人 ・いきるを支える講演会 鎌倉・逗子・葉山の開催 (市民向け自殺対策ハイブリッド講演会) 1回 延84人 ・自殺対策相談窓口情報パンフレット (かまくらサポートリスト) の配布 ・庁内ワーキンググループ 2回 延33人 (GK養鶏講座後の意見交換会、事例検討会) ・鎌倉衛生時報への普及啓発記事の掲載 2回	А	令和6年4月から、第2期鎌倉市自殺対策計画を展開していく。本計画では子ども・若者の自殺対策を関係部局と連携して批進していくことが盛り込まれていることから、連携を図っていく。令和5年度は、関係機関の職員や事業所と協力したゲートキーバー養成講座が多く、市民向けの基礎講座が十分開催できなかったため、令和6年度は、市民向け講座や地区組織での講座の開催を増やしていく。
護	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-13	地域コミュニティの形成やまち づくりにつながる取組の推進	地域活動の充実を図るため、自治会・町内会活動や市民活動への支援に努めます。	地域のつながり課	-	継続	継続	市内5地区の自治組織連合会に対して補助金による財政支援を行った。 また、令和3年度に改訂した「自治会・町内会運営のためのハンドブック」や、地域コミュニティの拠点として地域支援の窓口になり、相談の対応を行った。	А	「自治会・町内会運営のためのハンドブッ ク」について、各自治会町内会長への周知 が足りていなかった。 令和5年度は、SNSや支所での周知を行 い、啓発を進めていく。	市内5地区の自治会町内会連合会及び各地区連合機の 上部組織である鎌倉市自治町内会報連合会に対して補 助金による財政支援を行った。 自治会・町内会運営のためのハンドブック」や自治会 町内会への加入促進のためのチラシを市ホームページ や関係各課と連携し周知を行い、自治会町内会と市民	A	「自治会・町内会運営のためのハンドブック」や自治会町内会への加入促進のためのチラシを活用し、自治会町内会活動の周知及び啓発を進めていく。 直接地域活動に触れる機会として、交流会の開催を継続して行っていく。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-14	徘徊高齢者SOSネットワークシ ステム	家族の希望を受けて交通機関等に捜索協力を依頼すること により、徘徊高齢者の早期発見を目指します。	高齢者いきいき課	登録者数 186人	継続	継続	一人暮らし高齢者を中心に徘徊高齢者SOSネット ワークシステム制度の周知を図り、希望者の登録 を行った。 登録者数 186件	В	令和5年度も引き続き窓口やシニアガイドなどの周知のほか、地域包括支援センターを通した制度の周知を図っていく予定。	一人暮らし高齢者を中心に徘徊高齢者SOSネットワー クシステム制度の周知を図り、希望者の登録を行っ た。 登録者数 183件	В	令和6年度も引き続き窓口やシニアガイドなどの周知 のほか、地域包括支援センターを通した制度の周知を 図っていく予定。また認知症等により行方不明になっ た高齢者等を早期発見するため、SOSネットワーク登 録者のうち希望者に対してQRコードを掲載したシール の配付を行う。
4	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-15	防災行政用無線を利用した行方 不明者の捜索、振り込め詐欺注 意喚起	高齢者などが安全で安心して暮らせるよう、警察署と連携 し、行方不明者の捜索や、振り込め詐欺への注意喚起を防 災行政用無線を利用して発信します。	地域のつながり課 総合防災課	-	継続	継続	防災行政用無線で行方不明者の捜索顧や犯罪の注意喚起について発信している。令和4年度の防災無線による振り込め詐欺への注意喚起は11回。	А	特殊詐欺被害防止のため、継続して実施す る。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 注意喚起 12回	А	特殊詐欺被害防止のため、継続して実施する。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-16	声かけぶれあい収集の実施	クリーンステーション(ごみ集積場)まで、ごみや資源物 を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週 に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認を行いなが ら、ごみや資源物の収集を行います。	環境センター (R5より)	利用者数 624人	継続	継続	申請に対し、承認をした世帯について、週1回の 収集を滞りなく、実施した。 世帯数:642世帯 利用者数:746人	А	令和5年度も継続して取組んでいく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 世帯数:636世帯 利用者数表:752人	А	令和6年度も継続して取り組んでいきます。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-1	高齢者の生きがいづくりへの支援	高齢者にふさわしい社会適応力を高め、積極的に生きがい を求めるための健康増進、学習機会や多世代交流の場を老 人福祉センターにおいて提供します。	高齢者いきいき課	利用者(延べ) 123,868人	利用者(延べ) 145,677人		市内5か所の老人福祉センターで、高齢者の健康 増進や生きがいづくりのため、各センターで毎月 1回、小学生から参加できる多世代交流事業を実 施した。また、施設の照明LED化や手すりの設置 を行い、パリアフリー化を進め、快適な施設環境 整備に努めた。 利用者(延べ)109,754人	В	1	市内5か所の老人福祉センターで、高齢者の健康増進や生きがいづくりのため、各センターで毎月1回、小学生から参加できる多世代交流事業を実施した。また、トイレの洋式化を一部行い、パリアフリー化を進め、快適な施設環境整備に努めた。利用者(延べ)110,833人	В	新型コロナウイルス感染症の影響により、当初目標としていた利用者数には達していないものの、様々なイベントや講座を実施することができ、利用者数は増加傾向にある。令和6年度も引き続き、文学や歴史などの講座形や体操などの運動系のものなど、各センターの利用者のニーズに合わせ実施できるよう指定管理者と連携を図っていく。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-2	【再掲3-1-1-8】老人クラブへ の支援	老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。高齢者の生きがいづくりのため、今後もますます地域での活動や役割が期待されることから、活発な活動ができるよう支援するとともに、会員の加入促進も支援します。	高齢者いきいき課	補助金交付	継続	継続	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行った。 新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、でき得る限りの事業を実施した。	А	び単位老人クラブに補助金による財政支援	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老 人クラブに補助金による財政支援を行った。また、ク ラブ数の増加につながるよう、クラブ設立時の会員数 の要件を緩和した。	А	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老 人クラブに補助金による財政支援を行い、老人クラブ が活発に活動ができるよう支援する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-3	農業や水産業の福祉的雇用の連携	農薬や水産業等の地場産業に、就労に課題がある者の雇用 促進を支援します。これにより、障害者や引きこもり等が 地域社会とつながる場の提供をしていきます。	農水課障害福祉課	-	継統	継続	ひきこもりや障害者等の就労に課題がある者を対象とした農業就労体験セミナーを開催し、地域社会とつながる場の提供に取り組んだ。	l	より多くの方に参加をしていただくため、 参加者数の増加を目指し引き続き周知活動 を行っていく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 体験コース10名/特化コース2名	В	より多くの方に参加をしていただくため、参加者数の 増加を目指し、引き続き、周知活動を行っていく。
4	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-4		各体育館で高齢者を対象としたヨガ、ストレッチ、健康体 操及び筋カトレーニング等のスポーツ教室を開催します。 また、各地区で活動する高齢者スポーツサークル等への講 師の紹介や派遣を行い、高齢者スポーツの推進や、新規参 加者の拡大を促進します。	スポーツ課	スポーツ教室 開催回数:62回 参加延べ人数: 1710人 講師紹介:7件	継続	継続	各体育館や地域で教室等に参加する機会を確保することにより、継続して運動に取り組む高齢者が増え、健康寿命の延伸につながるものと考える。令和4年度は高齢者向けのストレッチ、筋力トレーニング及び健康体操教室を開催した。参加者からは「他の参加者と一緒に取り組むことで励みにもなるし継続したい」などの声があった。スポーツ教室開催回数:104回参加者数:延べ3,642人	В	地域で活動する高齢者スポーツサークル等への講師紹介や派遣の実績はなかった。 高齢者のスポーツ推進のため、関係部署と も連携しニーズを把握するとともに生涯スポーツリーダー制度の周知等に努めてい く。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 スポーツ教室開催回数:506回 参加者数:延べ5,073人 参加者の声:「楽しみながら継続したい」など	В	地域で活動する高齢者スポーツサークル等への講師紹介や派遣の実績はなかった。 今後は生涯スポーツリーダー制度のあり方について、 検討が必要であると考える。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-5	障害者社会参加促進事業	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券を交付し、利用料の助成を行います。 聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課	タクシー券 利用率 65.9%	継続	継続	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券・福祉自 動車燃料費助成券等を交付し利用料等の助成を 行った。令和4年度利用率は60.3%	В	制度を周知するために、広報かまくらに加えて、SNSを利用した広報活動を行う。	令和 4 年度と同様 令和 5 年度実績値 タクシー53% 自動車燃料費助成券84%	В	令和6年度から、申請にかかる負担を減らすためにe- kanagawaでの申請を開始する。また、申請のしやすさ を高めるために、提出を求めていた車検証と免許証の 控えの提出を不要とし、簡易に手続きができるよう変 更する。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-6	障害者スポーツ活動参加促進事 業	障害者スポーツの紹介を行い、障害者スポーツの普及を図 ります。県主催の障害者スポーツ大会への参加を支援しま す。	スポーツ課障害福祉課	「スポーツ・レク リエーションフェ ア」開催 令和元年5月12日	継続	継続	(スポーツ課) 障害者スポーツ体験のイベント開催は、障害者スポーツに対する理解と関心のを深めるほか、障害者に対する理解の促進にもつながるものと考える。令和4年度は障害者スポーツの普及を図るため、小学生を対象に車椅子バスケットボールの実技及びトップ選手とのふれあい体験会を実施した。参加した児童からは「またやってみたい」などの声があった。開催日及び会場令和4年(2022年)11月21日 第一小学校令和4年(2022年)11月24日 七里ガ浜小学校(障害福祉課) 県主催の障害者スポーツ大会、競技エントリー、会組の送迎等支援資料の送付等 参加者24名。知的障害者のスポーツ振興に係る諸活動を援護するため補助金交付(30,000円)	В	(スポーツ課) 学校における障害者スポーツ体験の実施は 有意義であったが、広く市民に浸透させる ことも必要であると考える。 令和5年度は学校だけでなく、一般の方も 参加できる機会を設けるため、各種スポー ツ行事の実施に併せて障害者スポーツの体 験ができるイベント企画を検討していく。 (障害福祉課) 令和5年以降は、申し込みや当日の受付を 果が所管することになるため、特になし。	(スポーツ課) ① 「2023かまくらスポーツ・レクリエーションフェア」 ・令和5年(2023年)11月19日(日) 鎌倉武道館 176人 ・年齢や体力に関係なく実施できるニュースポーツ等 の体験イベントにおいて、ポッチャの実技体験を行った。 ② 「車椅子パスケットボール体験」 ・令和6年(2024年)1月26日(金) 今泉小学校4年87人 ・令和6年(2024年)1月30日(火) 山崎小学校4年94人 ・各校の児童を対象に車椅子パスケットボールの実技体験及びパラスポーツ選手の経験談を聞くなどのふれあい体験を行った。参加した児童からは「またやってみたい」などの声があった。 (障害福祉課) ・令和5年以降は、申し込みや当日の受付を県が所管することになるため、特になし。	А	(スポーツ課) 障害のある人に対してもスポーツに親しんでもらえる ような取組みも必要であると考える。 (障害福祉課) 令和5年以降は、申し込みや当日の受付を県が所管す ることになるため、特になし。

目標	Name of the Control o	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組內容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	・ 地域 生活	1)地域で安心して暮らし いくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-7	地域でのおはなし会の開催	中央図書館や地域図書館、地域の子育て支援センターでお はなし会を開催し、地域ぐるみでの親子ふれあいを促進し ています。	中央図書館	各図書館で 各区分ごと 月1回開催	中央図書館や地域 図書館、地域の子 育て支援センター でおはなし会ぐるみど 値し、聴なさみど ものふれあいを促 進。	令和5年度と同 様	各図書館で対象年齢にあわせて月1回開催(新型コロナウイルス感染防止のため申込定員制)(大	В	読書パリアフリーを推進する必要があるため、鎌倉市登録の手話通訳士や鎌倉女子大学の手話部等と連携して、手話付きおはなし会を複数回開催する予定。新型コロナウィルスの懸染防止対策が緩和されたため、申込不要で人数制限を緩和しておはなし会の開催が可能となった。職員のマスク着用なしで、時間も3分分前後と長めの実施が可能となり、市民にとって気軽に行けて、本との時間をゆっくり楽しめる場に戻して、実施することができるようになった。	・各図書館で対象年齢にあわせて月1回開催した。 ・読書パリアフリー法に対応して、鎌倉市登録の手話 通訳士や鎌倉女子大学の手話部等と連携して手話付き おはなし会を4回開催し、延べ62人参加があった。	Α	・参加しやすいようあかちゃんと楽しむおはなしかい も申込不要で開催する。 ・手話付きおはなし会の開催を増やし、5回開催予 定。
4	39#	1)地域で安心して暮らし いくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-8	シルパー人材センターの活用促 進	シルバー人材センターの会員数は、ここ数年減少傾向にあ りますが、より一層の高齢化の進行に合わせて、引き続 き、会員の拡大とそれぞれの高齢者の持つ多様な能力や ニーズに応じた多様な就業機会の提供、就業先の開拓に努 めます。	高齢者いきいき課	会員数567人	会員数530人	継続	会員の拡大と利用促進に向け入会説明会やシルバー相談会を実施した。会員の多様能力やニーズに応じて就業機会の提供と就業先の開拓を行った。 会員数506人	А	令和5年度も引き続き会員の拡大と利用促進に向けた入会説明会やシルバー相談会の実施、就業機会の提供と就業先の開拓を行っていく予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 会員数512人	А	令和6年度も引き続き会員の拡大と利用促進に向けた 入会説明会やシルバー相談会の実施、就業機会の提供 と就業先の開拓を行っていく。
4		1)地域で安心して暮らし いくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-9	高齢者雇用促進事業	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会と連携し、知識・経験を 持った高齢者の就労を通して、地域課題の解決に取り組む とともに、高齢者が社会参加及びいきがいづくりの機会を 増やし、いつまでも地域でいきいきと暮らすことができる ような環境を整えます。	商工課	就業者数 123人	就業人数 50人	就業人数	相談窓口を設置するとともに事業所訪問、企業と の合同就職説明会及び就労啓発セミナーを実施し た。新たな就労支援策として就労支援シス テムの活用を始めた。 広報かまくら及びホームページにて活動内容のP Rを行った。令和4年度就業者数 46人	В	事業連携している生涯現役促進地域連携鎌 倉協議会は厚生労働省の受託期間が令和4年 度までとなっているため、令和5年度以降は 同協議会の事業の一部を市が引き継ぎ、実 施していく。	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会の厚生労働省委託事業が3月で終了したが、市で事業を引継ぎ、高齢者の就労に関する相談業務と合同就職説明会(シニア向け・全世代向け)を全回開催した。年間を通して、全世代対応の相談窓口を設置し、企業訪問による求人開拓も実施。令和6年1月からは就労支援システム「かまくら版GBER」の運用を開始し、利用者及び事業者登録を推進。令和5年度就業者数 24人	С	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会終了により、これまで年2回実施してきた合同就職説明会が年2回となり、特に2回目の全世代向け合同就職説明会への高齢者の参加が少なかった。また、新しく導入した就労支援システム「かまくら版GBER」の運用体制やシステム構築に時間を要し令和6年1月運用開始となった。今和6年度は、高齢者への就労相談や合同就職説明会への集客に周知を徹底し「かまくら版GBER」への情報提供を充実させ、仕事求人と地域活動の新たなマッチングツールとして強化していく。
4		1)地域で安心して暮らし いくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-10	障害者雇用対策事業	障害者二千人雇用センターを運営し、障害者の一般雇用に向け、就労相談支援員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。	障害福祉課	二千人雇用に おける就労者数 1,529人	継続		就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業主等に対して、障害者雇用に関する支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな働き方・採用方法についての相談等の支援を行った。 ハローワーク藤沢との共催で障害者向け就職面接会を実施した(2回開催)。 就労者数:1,906人	В	障害者向け就職面接会において、求職希望 者数に対して参加企業数が少ないため、参 加企業数増加に向けた周知や働きかけを 行っていく。	障害者二千人雇用センターを運営し、就労を希望する 障害者や障害者を雇用する事業主等に対して、障害者 雇用に関する支援を実施した。また、市内の障害者法 定雇用率未達成企業を訪問し、市の取組や障害者二千 人雇用センターにおける支援内容等について周知を 図った。ハローワーク藤沢との共催で障害者向け就職 面接会を実施した(2回開催)。 デジタル就労支援センターKAMAKURAを運営し、在宅 又は通所による就労機会の提供を行った。 就労者数:2,051人(令和5年度末)	А	当初目標としていた就労者数2,000人を達成したものの、18歳から65歳未満の障害者手帳の交付を受けているにとから、引き続き、障害者二千人雇用センター等を通じて就労支援を行っていく。 障害者向け就職面接会において、求職希望者数に対して参加企業数が少なく、障害者二千人雇用センターにおける企業からの相談件数が伸びていないことから、企業への周知や働きかけを行っていく。
4		1)地域で安心して暮らし いくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-11	若年無業者就労支援事業	一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すた め、 職場体験 相談事業等を行います。	商工課	セミナー 3回 (6日) 体験2名	セミナー 3回 (6日) 体験2名	セミナー 3回 (6日) 体験2名	湘南・横浜若者サポートステーションと連携し、 不登板、ひきこもり、ニートなどの生きづらさを 抱える若者と、その家族のための相談会やセミ ナーを開催した。また、年1回職場体験の受け入 れを行った。 セミナー3回(6日)のべ41組、体験1名	А	セミナーの問い合わせはするものの、最終 的に家族がサポートはまだ不要と判断して しまうケースがあるようなので、少しでも 不安のある方がセミナー参加等につながる よう周知をしていく。		А	セミナーや相談会への問い合わせや参加者は一定程度 あるものの、生きづらさを抱える若者とその家族のための相談会やセミナーに対する認知度はまだ低く、就 労等で悩みを抱える方や家族の方が、新規で事業に繋 がりにくい状況である。 少しでも不安のある方がセミナー等につながるよう、 広報周知を強化していく。
4		1)地域で安心して暮らし いくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-12	多様な雇用の促進	障害者の就労支援として、市役所内に「ワークステーションかまくら」を設置し、活躍の場を設けます。	職員課 障害福祉課	作業依頼数 415件	継続	継続	ワークステーションかまくらで働く職員の採用を 実施し、庁内から依頼された事務作業を行った。 また、ワークステーションかまくらで職務経験を 積んだのち、一般企業等での就業が円滑に行える ように、障害者二千人雇用センターと必要に応じ て担当者会議を開催した。 作業依頼数: 679件	А	引き続き、ワークステーションかまくらで 働く職員の採用を実施し、庁内から依頼さ れた事務作業を行っていく。ワークステー ションかまくらで職務経験を積んだのち、 一般企業等での就業が円滑に行えるよう に、障害者二千人雇用センターの協力を得 て必要な支援を行っていく。	ワークステーションかまくらで働く障害のある職員の うち、令和5年度末で任期満了となる職員の後任者と して、新たに6名の職員を採用するための採用選考を 実施した。ワークステーションかまくらで職務経験を 積んだのち、一般企業等での就業が円滞に行えるよう に、障害者二千人雇用センターの協力を得て必要な支 援を行うことで、2名の職員が企業等への就労につな がった。作業依頼件数:567件	А	障害者就労支援員の採用試験を実施し、早期に支援員 3名体制を確立し、8名の職員に対する就業支援等を 行うことで、安定したワークステーションの運営を図 り、庁内から依頼された事務作業を行っていく。 引き続き、障害者二千人雇用センターと連携を図りな がら、職員一人ひとりの適性に応じた就労支援を併せ て行っていく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R 6 目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-13	パリアフリービーチの実施	移動に障害のある方にも、海水浴を楽しんでいただけるよう、県や海浜組合と連携して「パリアフリービーチ」を開設するなど、観光基本計画に基づき、誰もが快適に過ごせる環境の整備を推進します。	観光課	開設	継続	継続	令和4年度の由比ガ浜海水浴場において、ボード ウォークを設置し、車いすでの海へのアクセスし やすい環境づくりを行い、海水浴場監視所で水陸 両用車いすの貸し出しも行った。	А	特になし	令和4年度と同様	А	特になし
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-14	ふれあいショップの開催支援 (障害者社会参加促進事業)	ふれあいショップは、障害者の社会参加と障害者に対する 理解につながる機会となっていることから、今後も継続し て開催します。	障害福祉課	週1~2回開催	継続	継続	市役所本庁舎ロビー等で「鎌倉ふれあいショップ」を開催し、障害者名施設の手作り品や食品等の販売を通して、障害者への理解と製品の販売促進を図った。 連営委員会加入団体が順番に毎週火曜・木曜と第2・4金曜日を開催日として、市役所本庁舎1階ロビーで80回実施した。また、大船駅モノレール改札口付近で1回実施した。(6団体が出店)	А	品販売による 貧同上を図るためにも 5	市役所本庁舎ロビー等で「鎌倉ふれあいショップ」を 開催し、障害者名施設の手作り品や食品等の販売を通 して、障害者への理解と製品の販売促進を図った。 運営委員会加入団体が順番に毎週火曜・木曜・金曜日 を開催日として、市役所本庁舎1階ロビーで89回実施 した。また、大船駅モノレール改札口付近で2回実施した(6団体が出店)。		ふれあいショップの認知度は向上しており、問い合わせ件数も増加傾向にある。製品販売による工賃向上を 図るためにも、引き続き、周知活動を行っていく。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-15	公園の整備	子どもたちをはじめとする地域住民の、健康なからだづく りやふれあい交流の場として公園の維持管理に努めます。	みどり公園課	1公園 (1施設) 実施	9 公園 (10施設) 実施	22公園 23施設	令和4年度に当初予定していた6公園の公園施設の更新のうち、4公園の公園施設(ふじみ児童遊園:ブランコ、山崎ご緑橋下子どもの遊び場:スプリング遊具、諏訪が谷青少年広場:滑り台、滝ノ入うさぎ公園:ブランコ)を更新した。未実施となった鎌倉海浜公園由比ガ浜地区と玉繩児童遊園の2公園については、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区は、令和4年度中の接合当上ューアルすることとし、玉縄児童遊園のフェンス更新は、予算の執行状況を鑑み見送ることとした。従って、目標である6公園(6施設)に対し、4公園(4施設)の実施となり、達成割合が66%であることから評価はBとした。	В	シフ班旦を設置するなど大幅なリニュード	令和5年度に当初予定していた9箇所の公園にある10 施設のうち7箇所にある施設を更新した。 (腰越山王下公園:雲梯、津西まつむ公園:滑り 台、大田保障東公園:ブランコ、十二所公園:ダブルリングスライド、西鎌倉山北公園:ブランコ、ジャングルジム、吉が沢公園:滑り台、石原谷戸公園:滑り台)また、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区にインクルーシブ広場を整備した他、遊具を撤去していた岡本耕地西公園他10公園について複合遊具を設置した。 施の中会陰における達成割合が80%であることに加え、インクルーシブ広場の整備等を実施したことから、評価はAとした。	А	遊具の修繕及び更新を行う際、遊具選定については、 アンケートを実施し、地域の意見を取り入れた。令和 6年度はアンケートの結果を参考に、もう一歩踏み込 み、公園機郎如拡充、公園施設の統廃合を踏まえた検 討をした上で ふれあい交流の場とした公園の維持管 理を行っていきます。
(日本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-16	車いす観光バリアフリーマップ 作成事業	車いすをご利用の方が楽しめる観光ブランを提供すること で、観光基本計画の達成と共生社会の実現に寄与します。	観光課	調査・作成	継続	継続	令和4年度は、令和元年度にNPO法人湘南パリアフリーツアーセンターとの協働事業で作成した 「車いす観光パリアフリーマップ」の新しいエリアとして、大船駅周辺の地図を作成した。	В	コロナ禍の影響もあり、実際に車いすの方 に試用して頂き、意見を抽出し反映するこ とが出来なかった。 事前の調整を密にし早期に計画を組むこと で、さらに当事者の視点を取り入れていき たい。	車いすの方が快適に市内観光ができるよう、これまで 作成したマップの内容の更新・拡充するための調査を 行った。	А	特になし
)地域生活支援と権利擁護	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-17	パリアフリー旅行相談窓口設置 に係る実証実験	市が補助を行う鎌倉市観光協会の事業として、障害者への 接遇の向上やバリアフリー情報の提供を行うことで、だれ もが快適に過ごせる受入環境の整備に取り組みます。	観光課	障害における基礎 知識について産 学、ワークショッ プなどを盛り込ん だ講習を実施	完了	完了	実証実験を活かしたパリアフリー対応のもと、継 続的に広報周知、案内を行った。	Α	特になし	令和4年度と同様	А	特になし

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価		R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-1	地域での安全安心推進活動	市、自主防犯パトロール隊、警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、防犯アドバイザー派遣や防犯グッズの貸出など、地域での自主防犯活動を支援し、安全安心なまちづくりを推進します。	地域のつながり課	団体登録数 128団体	団体登録数 136団体	団体登録数 136団体	希望する団体に防犯アドバイザーの派遣や防犯 グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行っ た。防犯パトロール隊等自主防犯活動団体が未整 備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけた。令 和4年度の団体登録数は147団体。	Α	制度周知のため、HP等で周知を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 団体登録数 144団体	Α	制度周知のため、HP等で周知を行う。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-2	地域巡回バトロールの実施・子 ども110番の周知	子どもたちの安全のため、巡回パトロールを実施するとと もに、子どもが不審者に遭遇した際に駆け込む避難場所で ある子ども110番を周知します。	地域のつながり課 教育指導課	実施回数 9,422回	継続	継続	(地域のつながり課) 青色回転灯付自動車で、地域における防犯パトロールを行った。令和4年度のパトロール実施回数は8,349回。	А	子どもたちの安全のため、継続して活動を 実施する。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 パトロール実施回数 8.841回	А	(地域のつながり課) 子どもたちの安全のため、継続して活動を実施する。
4	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-3	刑務所・少年院出所者の協力雇 用主への入札優遇措置	平成30年度から総合評価競争入札における「企業の社会 性・信頼性」の評価項目に、刑務所・少年院出所者の雇用 促進に関する国の施策である「協力雇用主制度」の登録の 有無を加えて、該当する応札者に加点する取組を行い、刑 務所・少年院出所者の安定した生活と再犯防止を図りま ナ	契約検査課	-	継続	継続	総合評価競争入札における「企業の社会性・信頼 性」の評価項目に、「協力雇用主制度」の登録の 有無を加えて、該当する応札者に加点する取組を 行なった。	А	例年どおり実施予定	令和4年度と同様	А	例年どおり実施予定
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-4	刑務所・少年院出所者を雇用する協力雇用主への情報提供	事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主を 増やすため、市内事業所に対し、国の財政的支援の活用も 含めた制度の周知等を行います。	生活福祉課	保護司会ととも に、社会を明るく する運動を通じ市 内事業所を合めた 市民に対し、ての啓 発を行った。			保護司会とともに、社会を明るくする運動を通じ市内事業所を含めた市民に対し、更生保護についての周知・啓発を行った。令和4年度は社会を明るくする運動大会を約3年ぶりに実施したため、周知・密発の機会が前年度より増加した。 <社会を明るくする運動大会> 法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするである。 するために、すべての日本国長が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける容免活動。本布では「*社会を明るくする運動**請演と音楽のつどい・ちらし」と、更生保護に関する環境と自楽のでいた。 現るくする運動**請演と音楽のつどい・ちらし」と、更生保護に関する環境とうのでは、まず、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		護というテーマに一層沿ったものにするた	保護司会とともに、社会を明るくする運動大会や、駅頭にて街頭啓発活動を実施するなど、社会を明るくする運動を通じて市内事業所を含めた市民に対し、更生保護についての周知・啓発を行った。 く社会を明るくする運動大会> 法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓発活動。本市では"社会を明るくする運動大会"にて、更生保護に関する理解の向上を図るもの。 く上記を指標とした理由>保護司会とともに、啓発している更生保護の取組の周知目標の達成度合いを図る指標に適しているため。		引き続き、社会を明るくする運動大会について、より 多くの市民に更生保護についての理解が深まるよう、 実施方法を保護司会と検討していく。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-5	保護観察対象者への就労支援	保護観察対象者を市で雇用する制度の利用促進及び充実を 図り、引き続き就労機会の提供に取り組みます。また、こ うした取組を広く紹介していくことで、犯罪や非行をした 人たちの就労機会の確保を図ります。		市雇用人数 0人	市雇用人数1人	市雇用人数 1人	市雇用人数 0人 <上記を指標とした理由> 雇用人数が、犯罪や非行をした人たちの就労機会 の確保に関する状況を把握するのに適しているため。	В	(職員課) 引き続き、関係機関等と連携し保護観察対象者への就労支援を実施することで、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保を図る。 (生活福祉) 引き続き保護司会と連携して、市が雇用した人材が一般就労に繋がるよう支援の在り方などを検討する。	令和 4 年度と同様	В	(職員課) 引き続き、関係機関等と連携し保護観察対象者への就 労支援を実施することで、犯罪や非行をした人たちの 就労機会の確保を図る。 (生活福祉課) 引き続き保護司会と連携して、市が雇用した人材が一 般就労に繋がるよう支援の在り方などを検討する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-6	社会を明るくする運動の推進	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、自治会・町 内会、警察、教育委員会等と連携し、犯罪や非行の防止と 更生保護について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会 を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みま す。	生活福祉課	講演会参加者 324名 コンテスト作品数 195作品	継統	継続	ポスターコンテスト作品数 73件 <ポスターコンテスト> 社会を明るくする運動推進の一環として毎年実施 ているコンテスト。更生保護をテーマとしたポス ター作品を市内中学生から募集し、市長貴、教育 長賞、保護司会会長賞、佳作の計10作品を選出 し、表彰を行う。 <上記を指標とした理由> 応募のあった作品数は、学生が更生保護について 考えるきっかけになると考えている。これは運動 の推進に資する実績であると考えるため。	В	引き続きポスターコンテストの実施を通じ て運動の推進を行っていく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 ポスターコンテスト作品数 32件	В	近年では同じ学校1、2校からの応募のみとなっているため、より効果的に更生保護について考えるきっかけづくりとなるよう、ポスターコンテストに代わる策も含めて運動の実施方法を見直していく必要がある。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-7	保護司等の民間ポランティアへ の協力	保護司が保護観察対象者と面接をするための場所を市が提供したり、保護司活動を行う拠点となる場所の設置について検討するなど、民間ボランティア活動への協力を実施します。	生活福祉課	利用回数 59回	継続	継続	利用回数 28回 <上記を指標とした理由> 支所会議室の利用実績が保護司等の民間ポラン ティアへの協力を図るものとして適切であるた め。	А	特になし。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 利用回数22回	А	特になし。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-8	出所者の住居確保への支援	罪を犯したことにより、住居の確保が困難である場合に、 就職に向けた活動をすることを条件に一定期間家質相当分 を支給する住居確保給付金制度の活用、居住支援協議会を 適した不動産店への働きかけにより、住居の確保を支援し ます。	生活福祉課	0件	継続	継続	出所者の住居確給付金申請件数 0件 <上記を指標とした理由> 出所者の住居確保給付金申請件数が出所者への住居確保支援の達成度合いを図るのに適切であると 考えるため。	В	特になし。	令和4年度と同様	В	特になし。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-9	医療・福祉サービスの利用促進	犯罪や非行を繰り返す者の中には、高齢や知的障害、薬物 依存等をその理由とする者も存在することから、出所後の 出口支援として、適切な医療・福祉サービスにつなげるよ う支援します。	生活福祉課	0件	継続	継続	自立相談支援機関が出所後の者を医療・福祉サービスにつなげた件数 0件 <上記を指標とした理由> 出所後の出口支援につなげている状況を把握できるため。	В	自立相談の中で医療・福祉サービスの導入 の必要性や希望について丁寧に聴き取りを 行い、出口支援へとつなげる支援の検討を 行う必要がある。	令和4年度と同様	В	引き続き、自立相談の中で医療・福祉サービスの導入 の必要性や希望について丁寧に聴き取りを行い、出口 支援へとつなげる支援の検討を行う必要がある。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-1	避難所での安全確保	地域防災力強化のため、自主防災組織の活動支援や、災害 時避難行動要支援者対策を踏まえた防災訓練や各種施策を 実施するなど、防災・滅災対策を進めます。	総合防災課	-	継続	継続	自主防災組織が行う訓練や避難行動要支援者名簿 をもとに具体的な避難方法等についての個別計画 を策定することを支援した。 ※訓練や個別計画策定支援が地域防災力の強化に 直結するため、目標達成の指標として設定。	А	引き続き訓練・個別計画策定の支援を拡充していく。	令和4年度と同様	A	引き続き訓練・個別計画策定の支援を拡充していく。
(目標4)地域生活支援と	ていくための文板	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-2	福祉遊難所の利用配慮	福祉避難所の運営について、関係部署・関係機関と連携しながら、災害時における要配應者への支援体制を推進します。	福祉総務課 総合防災課	-	訓練を 実施	訓練を実施	関係者との共通認識を図るための協議を行うとと もに、市内を人福祉センター1箇所において避難 所開設・運営訓練を実施した。	А	・避難所開設・運営訓練の実施を通して得られた課題等を踏まえ、訓練未実施の福祉 避難所における訓練を順次実施していく。 ・福祉施設での福祉避難所(二次的避難 所)の霊営については、平成17年度に市 内各施設と締結した協定の内容を見直し、令和2年度に再度協定を締結し、運営に関 する費用は市が負担する旨を定めていると ころです。 ですが、運営に関して様々な課題があるこ とは認識していることから、R5年度も継続 して市社協の施設部会等を通じて各施設と 協議をしてまいります。	令和5年度実績値	А	(福祉総務課) ・避難所開設・運営訓練の実施を通して得られた課題等を踏まえ、訓練未実施の福祉避難所における訓練を順次実施していく。 ・福祉避難所運営に関し、市社協の施設部会等を通じて各老人福祉センターと協議を継続する。 (総合防災課) 引き続き訓練を実施し、福祉避難所開設・運営スキルの向上を図る

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
存		④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-3	避難行動要支援者支援制度の効果的運用	関係機関の協力を得ながら制度への同意者の拡大に努め、 避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め災害時に備えま す。	総合防災課	名簿の提供割合 65.9%	名簿の提供割合 100%	100%	避難行動要支援者名簿を更新、自治会・町内会及 び支援組織へ配布した。災害時に各地域で活用で きるようまだ提供していない団体の理解を得てい く。 名簿の提供割合70.0% ※名簿提供割合が高まることにより、要支援者支 援が円滑に進むことから、目標達成の指標として 設定。 自治・町内会の方針等により提供割合が増減する ことがあるため、今後名簿の活用の周知に取り組 み、提供割合の向上を目指す。	В	要支援者名簿等の管理システムについて、 より利用しやすいものとなるよう検討を行う。	1	В	R6年度は要支援者名簿等の管理システムを予定しており、更新の際に機能を拡充し、より利用しやすいものとする。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-4	地域での防災訓練の支援 (自主防災組織支援事業)	自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地 域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を支援します。	総合防災課	自主防災訓練 70組織	自主防災訓練 187組織	自主防災訓練 187組織	各地区で行われる自主防災組織が実施する各種訓練を支援している。令和4年度は29組織、ブロック訓練5回実施。コロナ禍にあって、訓練の十分な支援が図れなかった。 ※訓練実施により、地域防災組織の支援が図られるため、目標達成の指標として設定。	D	R4年度はコロナ禍で十分な訓練支援を行えなかったが、R5年度は収束傾向にあるため、訓練支援を拡充させる。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 86組織 プロック訓練12回実施	В	継続して訓練支援を拡充する。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-5	総合防災訓練の実施	9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間行事として、 大規模地震の発生を想定した発災対応型総合防災訓練を実 施しています。地震災害時に迅速かつ的確な災害の急対策 が実施できるよう地域防災計画の円滑な運用と自衛隊、警 察著、ライフライン事業者等関係機関の連携強化、さらに 自主防災組織等の市民の防災意識の高揚を図ります。	I	総合防災訓練 1回	継続	継続	総合防災訓練、沿岸部一斉津波避難訓練をそれぞれ1回ずつ実施した。 ※関係団体との連携強化、市民の防災意識高揚の場となることから、目標達成の指標として設定。 【総合防災訓練概要】 9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間行事として、地震災害時に迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう地域防災計画の円滑な運用と自衛隊、警察署、ライフライン事業者等関係機関の連携強化、さらに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的とした大規模地震の発生を想定した発災対応型総合防災訓練。 【沿岸部一斉津波避難訓練概要】 鎌倉市の沿岸域に津波が来襲することを想定し、避難経路マップ等を活用した超難行動か促難ルートの確認などについて実動による訓練を実施することにより、迅速かつ確実な避難行動の促進を図る訓練。	А	継続して実施する。	総合防災訓練を兼ねた津波対策訓練(沿岸部一斉津波 避難訓練)を1回県と合同で実施した。 ※関係団体との連携強化、市民の防災意識高揚の場と なることから、目標達成の指標として設定。 【沿岸部一斉津波避難訓練概要】 鑑倉市の沿岸域に津波が来襲することを想定し、避難 経路マップ等を活用した避難行動や避難ルートの確認 などについて実動による訓練を実施することにより、 迅速かつ確実な避難行動の促進を図る訓練。	А	継続して実施する。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-6	火災予防運動による防火意識の 啓発	火災予防運動では、地域に根付いた店舗や施設で消防訓練 を実施するなどし、関係者並びに地域住民等の防火思想の 啓発、さらに公設消防隊の戦術研鑚を図ります。	警備課	10	継続	継続	市内施設において施設関係者及び鎌倉市消防団と 火災予防運動に伴う消防総合訓練を実施した。ま た、公設消防隊は、更に訓練内容を充実させると ともに、他市との訓練を実施し転術研鑽を図っ た。	В	新型コロナウイルスが収束に向かっている 中、例年以上に更なる充実強化を図る。	令和4年度と同様	В	前年度は消防緊急援助隊等の出動で中止となった消防 総合訓練もあるため、例年以上に更なる充実強化を図 る。
4	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-7	消防団等への訓練指導	各地域の消防団へ訓練指導を実施することで、消防団員の 活動技術の向上と、公設消防隊との連携強化を図ります。 また、事業所等の自衛消防隊組織や、自治会・町内会等が 結成する自主防災組織へ訓練指導を行い各組織の育成を図 ります。	警備課	3地区 (鎌倉地区・深沢 地区・大船地区)	継続	継続	消防団に災害現場活動に必要な知識及び技術を習得させ、消防署と消防団の連携を更に強化するため訓練を実施した。また、自主防災組織等へは口頭での指導が中心であった。	В	新型コロナウイルスが収束に向かっている 中、例年以上に更なる充実強化を図る。	消防団に災害現場活動に必要な知識及び技術を習得させるため、連携訓練を実施した。また、自主防災組織等への訓練指導を行い、防災知識を高めた。	В	新型コロナウイルスが5類感染症へ移行し、新型コロナウイルス感染拡大前の充実した、消防団及び自主防災組織等への訓練指導を行う。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-8	消防相談の充実	住宅の防火診断、住宅用火災警報器などの設備に関する設 置、点検及び交換について相談体制の確保に努めます。	子防課	住宅用火災警報器 設置率80.9%	継続	継続	火災予防運動期間中に多数の市民が集う機会を捉え、住宅用火災警報器の普及啓発や住宅防火の予防広報を行った。また、ホームページやツイッター及び広報紙を活用し、広報を行った。 住宅用火災警報器設置率91.5%	Α	住宅火災の件数の内、高齢者宅の割合が多数占めていることを誰まえ、継続して火災 予防運動期間中の広報の実施。また、住宅 用火災警報器の設置率の向上を図る。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 住宅用火災警報器設置率81.8%	А	昨年度と同様に住宅火災の件数の内、高齢者宅の割合が多数を占めていることを踏まえ、継続して火災予防 運動期間中の広報活動を実施。また、今年度から「住 宅用火災警報器取り付け支援事業」を実施し、高齢者 や障がい者世帯への住宅用火災警報器の設置促進を図 る。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-1	高齢者に対する福祉サービスの 充実	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、介護保険制度に基づく生活支援が補完 じて、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。	高齢者いきいき課	補助金交付等	利用者130人 登録数240人		福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭 湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高 齢者向けに活動する団体に対する財政支援など概 ね予定通り実施した。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援 センターが後方支援をし、二階室世区の地域住民 による移動販売、FOLKKoshigoeによる制作物の 展示・販売や制作体験を行う展覧会など新たな取 組が広がっている。 また、「高齢者生活支援サポーター」を養成し、 高齢者の在宅生活を支援している。サポーターと 利用希望者とのマッチングを行い、引き続きサービス提供事業者やサービス利用者の増加に努め た。 利用者102名 登録者数160名	А	65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援などを実施する。 また、生活支援コーディネーターや地域包	福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援など概ね予定通り実施した。また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが後方支援をし、市営住宅の集会室で高齢者向けサロンの立ち上げや寺社での地域食堂の開催、幼児からシニアまで地域の人がゆるくつながることができる居場所など新たな取組が広がっている。加えて、「高齢者生活支援サポーター」を養成し、高齢者の在宅生活を支援している。サポーターと利用希望者とのマッチングを行い、サービス提供事業者やサービス利用者の増加に努めた。利用者113名 登録者数192名	А	令和6年度も引き続き福寿カードの交付、65歳以上の 入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業に よる地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支 援などを実施する。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援セン ターを中心に、地域の福祉向上につながる活動を後方 支援する。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-2	障害児者に対する福祉サービス の充実	障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して 暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に 向け支援します。	障害福祉課 発達支援室	小児慢性 1 件 軽度中等度 1 件	継続	継続	軽度・中等度難聴児補聴器購入などにかかる費用 を補助した。また、言語指導、リハビリ訓練等に より自立をめざした支援を行った。 小児慢性 1 件、軽度中等度 5 件 発達指導延722人、言語聴覚指導延1,030人、リハ ビリ指導延522人	А	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 小児慢性1件、軽度中等度7件 発達指導延396人、言語聴覚指導延1,115人、リハビリ 指導延494人	А	引き続き、障害者総合支援法等に基づき、障害児者が 地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、 自立した地域生活に向け支援する。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-3	子ども、子育てに対する福祉 サービスの充実	保育や子育て支援のニーズ、また、社会情勢の変化に合わせ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業者、学校、市民等と連携を図りながら、子育て支援の充実を図ります。	こども支援課	-	継統	「第 2 期鎌倉市 子ども・子育て きらきらブラ ン」の下、子実を 図るとともに、 次期プランの策 定を行う。	「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらブラン」 を策定し、子ども・子育て支援のさらなる推進を 図った。	А	「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらブラン」の実施期間が令和6年度までとなっている。そのため、次期ブランの策定に向けた検討やニーズ調査等を行っていく。	「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらブラン」の 下、子育て支援のさらなる推進を図るとともに、次期 ブランの策定に向けた検討及び実態調査を実施した。 また、こどもまんなか社会の実現に向け子育て施策を 今以上に強力に推進するため、令和6年度予算編成に あたって新たな支援施策「かまくらまるごと子育て・ 子育ち戦略-きらきらプロジェクトー」を策定した。	А	第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらブラン」の実施期間が令和6年度までのため、令和5年度に実施した実態調査、こども大綱等の国の動向等を踏まえ、次期ブランの策定を行う。 また「かまくらまるごと子育て・子育ち戦略ーきらきらブロジェクトー」について、施策の進行管理を行う。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-4	介護予防事業の充実	より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、自治会・町内会やみらいふる鎌倉など地域の団体と連携し、フレイル予防を含めた介護予防事業の充実を図ります。	介護保険課	-	継続	継続	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力や骨密度等の健康チェックを行った。 延68回、延参加者数1,892名。		地域包括支援センターと連携した取組となるよう、調整を図っていく。	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に 出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力測定等の 健康チェックを行った。 延70回、延参加者数2,663名。	А	健康チェックの希望が多いが、オーラルフレイルや認知症サポーター養成講座等、介護予防に資する他の内容を紹介するため、「健康づくり応援団」の案内を更新し、関係団体へ周知する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
	1 票 (1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-5	家族介護者に対する支援の充実	地域包括支援センターで家族介護教室を開催するなど、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、支援していきます。	高齢者いきいき課	-	継続	継続	介護者が急病になった時などに要介護高齢者が緊急にショートステイを利用できる仕組みの周知や、事業所の整備を行うなど、介護者の負担軽減や健康維持・増進を実現するために、サービス提供体制の構築に努めた。また、働きながら介護をすることができるよう、介護休棄制度の周知を図るとともに、あるべき介護サービスの提供体制について、事業者ともに検討した。地域包括支援センターによる家族介護教室は予定通り14回実施し、延べ195人が参加した。	ı	令和5年度も引き続きサービス提供体制の 構築に努めると共に、休業制度の周知や地 域包括支援センターによる家族介護教室を 実施する予定。		А	令和6年度も引き続きサービス提供体制の構築に努めるとともに、休業制度の周知や地域包括支援センターによる家族介護教室を実施する。
	在 値 (1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-6	分野横断的な福祉サービスの展 開	よう 関係機関や関係部素との協議を給まえて 分野種断	地域共生課 福祉総務課	-	継続	継続	相談支援包括化推進員を配置し、市全域を対象と した相談支援のバックアップ機能の強化を図っ た。地域包括支援センターと「くらしと福祉の相 談窓口」が連携し窓口の福祉相談の強化を図っ た。	А	今後も担当課や関係機関等との連携を図り 対応する。	「くらしと福祉の相談窓口」と地域包括支援センター が連携し、福祉的な課題を含む相談への対応強化を図 るとともに、相談支援包括化推進員を配置し、市全域 を対象とした相談支援のパックアップ機能の強化を 図った。	А	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当 課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問題解決を図るとともに、引きつづき、相談支援包括化 推進員を配置し、市全域を対象とした相談支援のバッ クアップ機能の強化を図る。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-7	ダブルケア対策の推進	福祉総合相談窓口などを活用し、制度や分野に分かれた、 縦割りでは対応しにくい相談についても対応し、育児と介 護の両方の負担を軽減できるよう専門機関と連携しながら 対応します。		関係課、関係機関との連携	継続	継続	(地域共生課) 「くらしと福祉の相談窓口」を基点とした各分野連携による相談対応を継続しつつ、ダブルケアやヤングケアラー、老々介護や認認介護など、ケアラー支援のための条例制定に向けて取り組んだ。(保育課) 地域共生課の運営する「くらしと福祉の相談窓口」を基点に、各分野の担当者が窓口に集まり、ダブルケアに関連する相談があった場合は関係機関につなぐなど多角的に問題解決に努めた。(高齢者いきいき課) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の開始に伴い、地域包括支援センター10箇所事業の開始に伴い、地域包括支援センター10箇所で66歳未満の相談者から相談を受け付けた。66歳未満の相談者から相談を受け付けた。66歳未満の相談者から相談を受け付けた。56歳未満の相談者から相談を受けた際に他分野との連携や情報共有をするための「基本相談シート」により、複合的な課題を抱えた世帯の把握に努めた。	А	福祉総務課(福祉政策担当)が担当 (保育課) 令和5年より開設された『かまくらこども 相談窓口きらきら』に経験豊富な保育士を 配置し、子育でについての相談を包括的に 行える環境を整える。 (高齢者いきいき課) 令和5年度も域包括支援センター10箇所で の年齢や属性を問わない総合相談の実施や 65歳未満の相談者かも相談を受けた際に他 分野との連携や情報共有をするための「基 本相談シート」による複合的な課題を抱え た世帯を把握し、必要な支援につなげてい く。	(地域共生課) 「「らしと福祉の相談窓口」を基点とした各分野連携 による相談対応を実施した。 (福祉秘務課) 前年度に引き続き、ケアラー支援条例制定に向けて、 ダブルケア等の悩みを抱えるケアラーを包括的に支援 するための検討を重ねた。 (保育課) 「くらしと福祉の相談窓口」や「かまくらこども相談 窓口きらきら」を基点に、子育てや保育所への入所相 談は、保育コンシェルジュまたは保育課職員で対応 し、その他ダブルケアに関連する相談があった場合は 関係機関につなぐなど多角的に問題解決に努めた。 (高齢者いきいき課) 令和4年度と同様	А	(地域共生課) 令和6年度も引き続き、「くらしと福祉の相談窓口」 を基点とした各分野連携による相談対応を実施する。 (福祉総務課) ケアラー支援条例制定に伴い、市民、事業者等へケアラー支援の周知に努めつつ、ケアラーを包括的に支援するため、必要に応じて、分野を超えた支援を行う。また、困りごとを抱えているケアラーやアラーを発見した身近な方に、まずは「くらしと福祉の相談窓口」に相談してもらえるような体制を構築した。 (保育課) 引き続き、「くらしと福祉の相談窓口」や「かまくらこども相談窓口きらきら」で相談や関係機関との連携を行う。 (高齢者いきいき課) 令和6年度も城包括支援センター10箇所での年齢や属性を問わない総合相談の実施や65歳未満の相談者から相談を受けた際に他分野との連携や情報共有をするための「基本相談シート」による複合的な課題を抱えた世帯を把握し、必要な支援につなげていく。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-8	共生型サービスの推進に向けた 支援			-	継続	継続	(介護保険課) 令和4年9月1日から、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が1か所設置され、3か所設置されている。 (障害福祉課) 鎌倉市高齢者保健福祉計画及び鎌倉市障害福祉サービス計画(鎌倉市障害児福祉計画を含む。) において、共生型サービスについて実施内容等を記載し、サービスの提供を検討する事業所等に情報提供を行った。 令和4年度(2022年度)末時点で、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が3か所、共生型短期入所事業所が1か所設置されている。	А	(介護保険課) 共生方サービスの提供を検討する事業者等 に情報提供を行っていく。 (障害福祉課) 継続して、事業を実施予定。	(介護保険課) 鎌倉市内の共生型生活介護事業所:3事業所 共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供 を行った。(1件) (障害福祉課) 鎌倉市高齢者保健福祉計画及び鎌倉市障害福祉サービ ス計画(鎌倉市障害児福祉計画を含む。)において、 共生型サービスについて実施内容等を記載し、サービ スの提供を検討する事業所等に情報提供を行った。 令和5年度(2023年度)末時点で、鎌倉市内に共生型生 活介護事業所が3か所、共生型短期入所事業所が1か 所設置されている。	А	(介護保険課) 共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供 を行っていく。 (障害福祉課) 継続して、事業を実施予定である。令和6年(2024 年)7月に新たに1か所、共生型短期入所施設が設置 される予定である。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-9	居住に課題を抱える方への支援	離職などにより住居を失った方に、就職に向けた活動をすることを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度や、ホームレスなどの住居を持たない方に、一定期間衣食住を提供した上で就労に向けた支援を行う一時生活支援事業等の制度を活用して、住居の確保を支援します。	生活福祉課	1件	継続	継続	昨年度に比べ、住居確保給付金の新規申請者は減少したが、依然として例年に比べると申請は増加している。 住居確保給付金支給決定件数140件 〈上記を指標とした理由〉 当該支給金制度は、自立相談支援機関が就労支援 を行いながら対象者の居住の課題を支援するということから、目標の達成度合いを図るのに適しているため。	А	特になし。	新型コロナウイルス感染症など社会情勢を背景とした 離職者が減り、昨年度に比べ、住居確保給付金の新規 申請者に減少した。 住居確保給付金支給決定件数 42件 〈上記を指標とした理由〉 当該支給金制度は、自立相談支援機関が就労支援を行 いながら対象者の居住の課題を支援するということか ら、目標の達成度合いを図るのに適しているため。	А	特になし。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-10	貸付制度の相談支援	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、緊急援護貸付など、対象 者世帯に対して、相談援助とあわせて必要に応じた資金貸 付を行います。		· 寡婦福祉資金貸 付付件 · 緊急援護貸付5 2件	継続	継続	対象者に貸付を実施した。あわせて貸付金の回収 も行った。 寡婦福祉資金貸付 0件 緊急援護貸付 39件	А	特になし。	(こども家庭相談課) 母子父子寡婦福祉資金貸付 3件 神奈川県に申請書等を進達した。 (生活福祉課) 令和4年度と同様 令和5年度実績値 緊急援護貸付 34件	А	特になし。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-11		音声による119番通報が困難な、聴覚又は音声・言語に 障害のある方のため、携帯電話等のEメール・インター ネット機能を利用して、火災や救急時等の119番通報受 信サービスを行い、市民の安全・安心の確保を図ります。	指令情報課	通報実績 0件	継続		携帯電話等のEメール・インターネット機能を利用 して、火災や救急時等の119番通報受信サービス を行ったが利用実績はなかった。		通報を受けることはなく、新規登録者もありませんでした。音声通話以外にも119番通報できるサービスがあることを広報かまくら等に掲載し、あらゆる機会を捉えて周知を図ります。	広報かまくら及びホームページへの掲載を行ったが、 利用実績はなく、新規登録もなかった。	В	現在実施している広報活動に加え、市役所担当課と連携した広報活動を行い、当課が実施している取組みについて再周知を図ります。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-12	県運営適正化委員会制度などの 適正な連用	利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に苦情について確認を行います。また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口に報告します。	介護保険課	-	継続	継続	実施指導(25件実施)の際に苦情の有無について 確認した。また、市に通報があった場合も適切な 運営であるか確認し指導を行った(2件)。	А	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を 確保するため、利用者と事業者の現状を把 握するよう努める。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 実施指導 25件 市に通報があった件数 5件	А	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、利用者と事業者の現状を把握するよう努める。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-13	地域子育で支援活動 (わくわく 広場等) の実施	公立保育園では、各保育園毎に「広場」として、地域の乳 効児と保護者を対象とした開放日を設け、地域予育でを支援します。また、保育士による育児相談も行うことで、育 児に関する悩みの早期発見、解決を図り、保護者が孤立し ない体制をつくります。	保育課	わくわく広場 4回 各圏の広場 51回	継続と拡充	継続と拡充	公立保育園では各園で行っている開放保育の「広場」(各園年10回程度)及び合同出張保育の「あくわく広場」を開催し、遊びの提供及び保育士、 栄養士、看護師、保健師による子育て相談を行っている。令和4年度は、新型コロナウイルス対策のため、事業内容を縮小または変更しながらも、前年度に比較して実施回数を増やすことができ	В	「広場」や「わくわく広場」の開催を通して、引き続き、公立保育園等において地域での子育て支援を行う。	公立保育園では各園で行っている開放保育の「広場」 (各園年10回程度)及び合同出張保育の「わくわく広場」を開催し、遊びの提供及び保育士、栄養士、看護師、保健師による子育て相談を行った。	А	「広場」や「わくわく広場」の開催を通して、引き続き、公立保育園等において地域での子育て支援を行う。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-14	子育て支援センターの運営	子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図るととも に、育児に役立つ情報のお知らせや子育て相談を行うな ど、地域での子育て支援を実施します。	こども家庭相談課	子育て支援セン ター利用者数 31,595人	継続	継続	市内子育て支援センターについては、コロナ感染 拡大防止の観点から人数制限をしながら運営を 行った。また感染状況が緩和してきた2月中旬か らは、人数制限を廃止し、通常運営とした。(R4 利用者数26,761人)	А	R5年度も引き続き、人数制限を行わない通 常運営を実施中。感染対策と利用者数増の 両立を目指した運営を行っている。	令和5年度は、子イベント等もほぼコロナ感染症蔓延 以前の状態に戻し運営を始めたことにより利用者数も 増加した。R5利用者数 40,743人	В	令和6年7月から腰越地域の子育て支援センターが民間 ペースで開設される。このことにより市内5地区での親 子の居場所、身近な相談場所の整備が完了する。
〇 目 4 標 4	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-15	ファミリーサポートセンターの運営	ファミリーサポートセンターは、市内在住の方を対象に、 子育ての手助けをしてほしい人と、そのお手伝いをしたい 人が、お互いに助け合うシステムです。システムをとおし て会員が依頼と支援を行います。支援会員と依頼会員は必 要時にどちらにもなれるしくみのため、相互に助け合い、 地域で子育てをする体制を整備します。	こども家庭相談課	-	継続	継続	育児等の援助を受けたい人と援助したい人からなる有償ボランティアの会員組織であるファミリーサポートセンターに委託を行い、アドバイザーが会員間の調整や援助活動等を行った。毎月、ファミリーサポートセンターからの月次報告をもとに打不足傾向であることから有償ボランティア数が確保に向けた周知に努めていく。	А	有償ボランティア不足のため、周知等を通 じて会員数を増やす。	ファミリーサポートセンターの安定的な運営ができるよう動言等を行い、ファミリーサポートセンターでは支援会員の増員を図るため春・秋に講習会を開催し、支援会員の確保に努めた。 R5活動した支援会員数 134人(R4 127人) 活動総件数 6241件(R4 5639件)	В	引く続き、ファミリーサポートセンターの安定的運営 について、助言、支援を行っていく。
地域生活支援と	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-16	つどいの広場の実施	乳効児と保護者が気軽に集まり、くつろげる居場所を提供 します。また、子育てアドバイザーを配置し、育児に関す る悩み相談を受けることで、相談の機会の充実を図りま す。	こども支援課	1か所 (※2019年9月に1 か所閉鎖)	継続	6月30日で実施業	子育で支援センターのない地域に、乳幼児(特に0 ~3歳)を持つ子育で中の親子の交流、つどいの 場を提供した。開設1箇所 ・腰越行政センター:月~水曜日 ・時間9:00~14:00 ・利用者数2,222人	А	令和6年(2024年)7月に(仮称)腰越子育 て支援センターを開所予定であり、「つど いの広場」からの円滑な移行を行う必要が ある。	子育て支援センターのない腰越地域(腰越行政センター)で、主に0~3歳の乳幼児とその保護者を対象に、子育てに不安を抱える親などが気軽に集える場を提供し、親子同士の交流を図った。 ・開設日:毎週月~水曜日(祝日及び年末年始を除く。) ・開設時間:10:00~15:00 ・利用者数:2,243人	А	7月1日から腰越地区社会福祉協議会の事業として開設される予定であり、現行事業から円滑に移行する必要がある。
権利擁護	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-17	子どもの貧困対策に係る支援の 充実	子育て世帯の生活状況やニーズなどに関するアンケート調査を実施し、取り組むべき課題や施策の方向性等を把握したことから、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、子ども・子育できらきらブランに貧困対策について明記するとともに、関係部署と連携し、困難に直面している家庭の早期発見とその支援を実施します。	こども家庭相談課	ひとり親家庭 自立支援員 相談件数 964件	継続	継続	貧困に直面している家庭、特にひとり親家庭に対する支援をするため、ひとり親家庭自立支援員や 職員の相談技術を高め、各家庭の実情やニーズ把 握に努めた。ひとり親家庭 自立支援員相談件数 1,195件	А		令和4年度と同様 令和5年度実績値 自立支援員相談件数 1065件	А	ひとり親家庭等の貧困対策として、ひとり親家庭等への夏季休暇期間の食料支援や母子・父子自立支援プログラム策定事業を新規事業として行う予定である。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-18	認知症施策の推進	早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するととも に、認知症本人とその家族への支援体制を充実させます。	介護保険課	選定した事業所 1か所	継続	継続	令和3年度に認知症グループホームを整備する事業者として選定された1事業者を、認知症グループホームを行う事業者として指定し運営が開始となった。	В	令和3年度に認知症グループホームを整備 する事業者として選定された2事業者のう ち、1事業者から認知症グループホームを 行う事業者から書類が提出されたため、指 定を行う。	認知症グループホームが1事業所開設され、認知症グ ループホームが16事業所となった。	А	令和6年度は認知症グループホームを1事業所公募する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-19	地域の拠点となる施設等への貸 出※R 4 新規	これまで実施してきた地域の学校・子育て支援センター等 の公的施設・の本の貸出に加え、多世代交流スペースをも つ地域包括支援センター等へ本を貸出すことで、地域の読 書環境の充実を図るとともに、地域の拠点施設の活性化を 図るもの。	中央図書館	-	13300点	16,000点	-	В	・地域の学校や子育て支援センター等への 貸出	地域包括支援センターへの貸出点数360点 学校等への貸出点数 14,370点 合計14,730点	А	学校貸出における増大する利用などの課題については、配送回数を増やすなどの対応により厳しい状況ではあるが、継続することができている。それ以外の施設の貸出製や貸出場所の拡大に当たっては、図書館が主体となりつつも施設側の協力が不可欠である。現状、施設への資料の貸出しについては、各施設からの申し出に基づいて実施しているが、貸し出しした資料の紛失防止のため管理、資料の受取りと返却のために図書館への来館をお願いするなど、施設側の必要性と協力体制が欠かせない。それぞれのタイミング、施設の状況で声掛けがあれば丁寧な調整を行いたいと考えている。また、代替案として、リサイクル本の舎贈なども想定されるため、小さな取り組みから少しずつ進め、広げていくことで読書活動の推進に努めたい。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑥福祉のこころの醸成	4-1-6-1	小・中学校におけるインクルー シブ教育の推進	名数科の学習や、学校行事など、学校生活の様々な場面を 通して、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できる ような「地域で共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育 を推進します。	教育指導課	計画の施策目標に	第 II 期特別支援教育推進計画と昨年度の取組状況を反映させて継続	第 II 期特別支援 教育推進計画と 昨年度の取組状 況を反映させて 継続	特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育、 インクルーシブ教育を推進した。また、昨年度に 作成した授業のユニバーサルデザインに関する リーフレットを活用し、学校の教職を対象に研 修会を実施した。さらに、新たな学びの場として 世里ガ浜小学校の特別支援学級の開級、関係機関 とのネットワークの構築に取り組んだ。研修会、 連絡会等を実施し、特別支援学級・通級指導教室 における指導の充実、特別な支援を必要とする児 童生徒への理解と指導力の向上に努めた。	А	学校現場において、特別な支援を要する児 童生徒は増加傾向にあり、そうした児童生 徒の有する多様な教育的ニーズに適切に応 えていくため、特別支援教育、インクルー シブ教育の推進を引き続き行い、教職員の 専門性と指導力の向上に注力する必要があ る。また、今年度は新たな学びの場として 極村ケ崎小学校の特別支援学級の開設の準 備と、中学校における通級指導教室の展開 について検討を行う。	小・中学校の教職員を対象にした各種研修会において、担当する教員の資質向上に努めた。また、神奈川県教育委員会や県立支援学校、関係各課との連携を深め、多様性が尊重され、よりよい支援が児童生徒一人ひとりにもたらされるような教育環境の整備を図った。また、新たな学びの場として施村ケ崎小学校に特別支援学額を開設するなど、特別支援教育推進計画の本旨に則り、インクルーシブ教育や特別支援教育を推進した。	А	学校現場において、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、そうした児童生徒の有する多様な教育的ニーズに選切に応えていくため、特別支援教育、インクルーシブ教育の推進を引き続き行い、教職員の専門性と指導力の由上に注力する必要がある。また、今年度は新たな学びの場として山崎小学校の特別支援学級の開設の準備と、中学校における通級指導教室の展開について検討を行う。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑥福祉のこころの醸成	4-1-6-2	多文化共生推進事業	外国籍市民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外 国籍市民同士や日本人との相互理解を図ることによって、 多文化共生社会を実現するため、各種イベントやワーク ショップなどを継続的に開催します。	文化課	講座等 1回	講座1回、HP・ SNS等による情報 発信	I	文化や言語、生活習慣の違いなどを認め合い、互 いに尊重し合う多文化共生社会の実現を目指し、 昨今メディア等でも多く取り上げられている難民 をテーマにした講座を1回開催し、国際理解の推進 を図った。		R5にも同様の国際交流や理解を深める内容	文化や言語、生活習慣の違いなどを認め合い、互いに 尊重し合う多文化共生社会の実現を目指し、各国の言 語による交流をテーマにした講座を1回開催し、国際理 解の推進を図った。	А	R6も引き続き、若年層の参加が見込めるテーマ設定や 周知方法を模索しつつ、国際交流や理解を深める内容 での講座の開催を予定している。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑥福祉のこころの醸成	4-1-6-3	共生意識の形成	市職員や市民に対して、個性や多様性を理解し、共生の視点で物事をとらえるための研修を実施します。また、市における窓口対応等の見直しを行い、意識の形成を図ります。	地域共生課	講演会の参加人数 231人	継続	継続	職員向け(新規採用職員・中堅主事)研修にて共生社会の推進について説明を行った。 市民向け研修を実施し、共生社会の実現に向けて 共生への理解を深めるよう努めた。 市民向け研修実施回数:5回	А	引き続き職員向けの研修を通じ共生社会への意識を高める。 引き続き市民向けの研修を通じ共生社会へ の意識を高める。	職員向け (新規採用職員・中堅主事) 研修にて共生社 会の推進について説明を行った。 職員向け研修実施回数:2回	С	講師や会場等の調整が整わず市民向け研修会を実施することができなかった。令和6年度は市民への共生社会に関する理解を深めるため市民向け研修を実施するとともに、職員に対しても共生社会への取組について周知を図る。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑥福祉のこころの醸成	4-1-6-4	小・中学校福祉教育の実施	市社協及び関係課と連携し、車いす・アイマスク体験や点字・手話学習などのプログラムの実施など、小・中学校において福祉教育の実施や福祉施設訪問を行うことにより、高齢者との交流を図ります。	教育指導課 福祉総務課 (市社協)	社協との連携による体験学習や、福 祉施設訪問は複数 校で実施している が年度により異な る。福祉教育は全 校で行われてい る。	継続	継続	福祉教育については、道徳教育や総合的な学習の時間の取組の中で全校行った。福祉施設訪問については、新型コロナウィルス感染症対策のため、行わなかった。 (市社協による福祉教育:小学校7校1,363名、中学校6校903名、かまくらっこ8件532名)	В	福祉教育については、道徳教育や総合的な 学習の時間の取組の中で全校行う。福祉施 設訪問については、新型コロナウィルス感 染症等の状況を見て再開を検討する。	福祉教育については、道徳教育や総合的な学習の時間の取組の中で全校で行った。 社協と連携したアイマスクや車椅子などの体験学習、パラスポーツの体験学習などを実施した。 (市社協による福祉教育:小学校23回1674名、中学校21回1720名、かまくらっこ6回290名)		福祉教育については、道徳教育や総合な学習の時間の 取組の中で今後も継続し、今後も体験的な学びの機会 を通して、子どもたちのより主体的な学びとなるよう にしていく。福祉施設訪問については、各校の教育課 程や地域の実態に合わせて実施の検討を続けていく。
(目標4)地域生活支援		⑦地域生活を送るための自分づくり	4-1-7-1	健康講座の開催	一人ひとりが地域で望ましい「食生活」や「運動」など、 健康づくりが実践できるよう引き続き健康講座を開催しま す。	市民健康課	健康づくり講座 ・成人 7 回 ・高齢者10回 生活習慣病予防プログラム 1コース /18人 地域の健康づくり 支援132団体	継続	継続	オンライン・オンデマンドプログラムを利用した 生活習慣病予防プログラムの実施 参加者実数29人	В	特になし(継続)	令和4年度と同様 令和5年度実績値 参加者実数 45人	А	就労や育児等で自身の健康づくりに取組む時間を取り にくい対象者が利用しやすいプログラムを提供できて いると考えられるため継続実施していく。
を権利擁護	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑦地域生活を送るための自分づくり	4-1-7-2	終活関連事業	人生100年時代を見据えた取組として、ライフスタイル に関する請演会の開催やエンディングノートの配布により、これからの人生を考える機会を創ります。また、一人 暮らし高齢者の急病や外出時の事故等による緊急時に、連絡先や終活関連の大切な事項を、あらかじめ市に登録して おくことにより、市が本人に代わって警察・消防・医療機 関等に情報提供し、迅速かつ適切な対応を図ります。さら に、エンディングブランサボート事業では、死後生生じる 事務について生前に決めておくための手続きを市がサポートします。	高齢者いきいき課	実施	継続	継続	鎌倉市版エンディングノートを令和5年3月に改訂し、デジタル遺品のページを追加、配布した。 終活事業の実施により高齢者が安心して生活できるようサポートする制度「終活情報登録事業」、また死後に生じる事務について生前に決めておくための手続きを市がサポートする「エンディングブランサポート事業」を周知した。また、終活セミナーを開催し、終活への普及啓発活動を行った。		令和5年度もエンディングノートを配布 し、終活について周知を図っていく。ま た、終活登録事業及びエンディングブラン サポート事業についても市の窓口案内のほ か、地域包括支援センターや生活支援コー ディネーターを通して引き続き周知を図っ ていく予定。	鎌倉市版エンディングノートを配布した。 終活事業の実施により高齢者が安心して生活できるようサポートする制度「終活情報登録事業」、また死後 に生じる事務について生前に決めておくための手続き を市がサポートする「エンディングブランサポート事 業」を周知した。 ま、終活セミナーを開催し、終活への普及啓発を 行った。	А	令和6年度もエンディングノートを配布し、終活について周知を図っていく。また、終活登録事業及びエンディングプランサポート事業についても市の窓口案内のほか、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを通して引き続き周知を図っていく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域生活を送るための自分づ くり	4-1-7-3	【再掲4-1-5-4】介護予防事業	より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、自治 会・町内会やみらいふる鎌倉など地域の団体と連携し、フ レイル予防を含めた介護予防事業の充実を図ります。	介護保険課	-	継続	継続	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体 等に出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力 や骨密度等の健康チェックを行った。 延68回、延参加者数1,892名。	Δ		自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に 出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力測定等の 健康チェックを行った。 延70回、延参加者数2,663名。	А	健康チェックの希望が多いが、オーラルフレイルや認 知症サポーター養成講座等、介護予防に資する他の内 容を紹介するため、「健康づくり応援団」の案内を更 新し、関係団体へ周知する。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑦地域生活を送るための自分づ くり	4-1-7-4	共生社会を構成する人材の育成 ※R3新規	現状や将来に不安を抱く者が、長期的な視野を持ち、社会 との新たなつながりを構築し、自分の進む道を見出す機会 を得られるよう研修等を実施する。		-	継続	継続	対象年齢を拡大し、6日間の研修を2セット実施。 25名が参加。研修参加者からは「鎌倉が好きになれた」「人とつながれ、孤独感が減った」「市の取組に関心を持つようになった」といった声をいただいた。	А	に増やして実施するもの。参加後の参加者 同士のコミュニティ・接点づくりを目的に	養務教育を終了した15歳以上の鎌倉市在住者を対象 に、6日間の研修を2セット実施。 計38名が参加。研修参加者からは「鎌倉が好きになれた」「人とつながれ、孤独感が減った」「市の取組に 関心を持つようになった」といった声をいただいた。	А	現状や将来に不安を抱く者が、長期的な視野を持ち、 社会との新たなつながりを構築し、自分の進む道を見 出す機会を得られるよう、引き続き研修等を行ってい く。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-1	生活困窮者の自立相談窓口の充実	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、 生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施しま す。生活困窮者が、地域において自立した生活ができるよ う、生活保護制度等の利用も含め、一人ひとりの状態に応 した包括的・継続的な相談支援を行います。	生活福祉課	新規事業を 開始 (3件)	継続	継続	自立相談支援機関が中心となり、庁内の関係課及び各種支援機関が集まって課題の共有や各機関の役割の確認等を行う「支援調整会議」 11回開催一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施。 支援調整会議を行うことで支援に関する様々な意見交換が行われその結果、相談窓口の充実が図られると考えているため。	В	特になし。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 支援調整会議 12回開催	В	特になし。
4	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-2	が労進備支援事業	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。	生活福祉課	利用者延人数 9人	継続	継続	利用者延人数 127人 新型コロナウイルス感染症の影響で就労体験の実施方法など配慮すべき事項はあったが、昨年度と 比べると、利用者数は増加している。 〈上記を指標とした理由〉 利用者数が支援提供の機会を図るのに適している ため。	В	特になし。	利用者延人数 128人 R1実績(初期値)以来、利用者延人数は増加している。R5は支援者と利用者の2者面談以外にもヨガ体操や職場見学など、利用者同士で関わるイベントを開催し、社会自立を促すことにつながった。 <上記を指標とした理由> 利用者数が支援提供の機会を図るのに適しているため。	В	R1実績(初期値)以来、利用者延人数は増加しているが、R5中に就労につながるまたは支援目標の見直し等で終結したケースがある中で、新規利用者が少ない。引き続き関係者等に事業の周知を行い、就労準備支援が必要な方を繋げていく必要がある。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-3	【再掲4-1-5-9】居住に課題を 抱える方への支援(住居確保給 付金・一時生活支援事業)	離職などにより住居を失った方に、就職に向けた活動をすることを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度や、ホームレスなどの住居を持たない方に、一定期間衣食住を提供した上で就労に向けた支援を行う一時生活支援事業等の制度を活用して、住居の確保を支援します。	生活福祉課	1件	継続	継続	昨年度に比べ、住居確保給付金の新規申請者は減少したが、依然として例年に比べると申請は増加している。 住居確保給付金支給決定件数140件 <上記を指標とした理由> 当該支給金制度は、自立相談支援機関が就労支援 を行いながら対象者の居住の課題を支援するということから、目標の達成度合いを図るのに適しているため。	А	特になし。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職や休職 が少なくなり、昨年度に比べ、住居確保給付金の新規 申請者は減少している。 住居確保給付金支給決定件数19件 <上記を指標とした理由> 当該支給金制度は、自立相談支援機関が就労支援を行 いながら対象者の居住の課題を支援するということか ら、目標の達成度合いを図るのに適しているため。	А	特になし。
4	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-4	家計改善支援事業	家計の改善に関して支援が必要である方に対して、専門の 相談負が一人ひとりの状況に応じた支援ブランを作成し、 支援を行います。家計の状況の見える化と根本的な問題を 把握し、相談者自らが家計を管理できるように、相談支 援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付け等のあっせ んを行い、早期の生活再生を目指します。		利用者延人数 60人	継統	継続	来所相談者延人数 428件 〈上記を指標とした理由〉 相談員が相対して事業利用者の支援を行う来所相 談数が取り組み内容の進捗を把握するのに適して いるため。	А	特になし。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 来所相談者延人数 585件	А	特になし。
4	(1)地域で安心して暮らし ていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-5		生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の小学生から高校生、 高等学校中退者及び中学校卒業後の進路未定の未成年者に 対し、基礎学力の向上のための直接的な学習支援のほか、 学習の場所や機会の提供などを通じて高等学校への進学及 び卒業を援奪することで、子どもの社会的自立を促し、貧 困の連鎖を防止します。	生活福祉課	利用者延人数 1,001人	継続	継続	利用者延人数 1,623人 〈上記を指標とした理由〉 利用者数の実績が、取り組み内容の達成度の把握 に適しているため。	А	特になし。	令和 4 年度と同様 令和 5 年度実績値 利用者延人数2272人	А	特になし。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組(対応)について記載してください。
4	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-6	生活困窮者等への食料支援	福祉を目的として活動する団体への支援を通じて、寄付等 により収集した食料を活用して、生活困窮者等への安定的 な食料支援体制を構築します。	生活福祉課	-	継統	継続	一般社団法人ふらっとカフェ鎌倉との協働で行う 生活困窮者向け食料配布「鎌倉スマイルフードプロジェクト」の利用人数 1,084世帯 <上記を指標とした理由> 上記プロジェクトの利用世帯数が生活困窮者等へ の食料支援の実績を図るものとして適切であると ため。	А	本格的な実施開始から2年ほど経過しているところ。現在の実施方法などの検討を行い支援体制の構築を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 鎌倉スマイルフードプロジェクトの利用者 1,285世帯	Α	利用者が年々増加する中で、継続的な事業の実施を目指す必要があることから、開催場所や配布時間を絞るなどして効率的に実施できるよう取り組んで行く。
(目標4)地域生活支援	(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-7	他制度による支援	【生活保護受給者等就労自立促進事業】 市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーター がチームを組んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給 者、生活因窮者などの就職を支援します。	生活福祉課こども家庭相談課	8.A.	継続	継続	ハローワークと連携し、対象者の就職支援を実施 した。 生活保護受給者等就労自立促進事業利用者数:令 和4年度91件 〈上記を指標とした理由〉 事業利用者数が取り組み内容の達成度の把握に適 しているため。	Α	特になし。	令和 4 年度と同様 令和 5 年度実績値 生活保護受給者等就労自立促進事業利用者数 69件	Α	特になし。
を権利擁護	(2)権利擁護の推進	①虐待防止の取り組み	4-2-1-1		児童虐待防止推進月間での啓発活動の実施や、相談窓口の 充実により虐待の早期発見や抑止を図ります。また、児童 虐待防止ネットワークである「要保護児童対策地域協議 会」の各種会議の開催により関係機関の連携を強化しま す。	こども家庭相談課	チーム会議 開催回数 71回	継続	継続	「要保護児童対策地域協議会代表者会議」を開催。また、個別ケースの支援会議である、援助活動チーム会議は75回開催。また、子育て講座(ベビープログラム講座)も、昨年同様、例年の半分の人数に制限はしたものの開催することができた。	В	第6分庁舎に設置された「かまくらこども 相談窓口きらきら」にこどもと家庭の相談 員、ひとり親自立支援更を配置。保護者の 困り感への早期の関わりを行うことで、児 童虐待の未然防止を図っていく。	要保護児童対策地域協議会 代表者会議1回 援助活動チーム会議回数 74回 子育で講座(ベビープログラム)3クール 例年どおりの人数で、通常どおり開催できた。		鎌倉市要保護児童対策地域協議会の代表者会議を引き 続き開催するなどして、組織員とのより一層の連携を 図っていく。
4	(2) 権利擁護の推進	①虐待防止の取り組み	4-2-1-2	高齢者・障害者虐待の未然防止	高齢者・障害者の虐待防止に向け、生活の小さな変化に気 づき速やかに関わっていくため、小さなことであっても地 域包括支援センターや障害者虐待防止センターにすぐに相 談できる体制を整えます。また、解決に向けた支援や見守 りが効果的に行えるようケース検討会議の充実を図りま す。	高齢者いきいき課	ミーティング 0回	継続	継続	課題を抱える家庭にかかわっている関係機関と連 携を図り、ケース検討会議において情報共有と支 援方法を明確にし、解決に向けた家庭支援や見守 りを行った。また、市内の全介護事業所向けに高 齢者虐待防止研修をオンラインにて2回開催し た。		令和5年度も引き続き関係機関と連携を図り、ケース検討会議において解決に向けた家庭支援や見守りを行っていく予定。	令和4年度と同様	A	令和6年度も引き続き関係機関と連携を図り、ケース 検討会議において解決に向けた家庭支援や見守りを 行っていく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R 5 目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(2) 権利擁護の推進	①虐待防止の取り組み	4-2-1-3	虐待防止の周知・啓発	児童・高齢者・障害者の虐待防止に向け、児童虐待防止推 進月間などを利用して、啓発活動を実施します。	高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課	・本庁舎ロピーで 3 虐待防止のパネ ル展示を実施 (11/11~15) ・玉縄まつりにて 3 虐待防止の啓発 を実施 ・要対協の各種会 議で虐待対応 携について周知	継続	継続	(高齢者いきいき課) 市役所本庁舎ロピーにおいて、3課合同でパネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行った(11月)。また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防止研修をオンラインにて2回開催した。その他実施している玉蝿まつりの啓発活動は、新型コロナウイルスの影響により中止となった。 (障害福祉課) 市役所本庁舎ロピーにおいて、3課合同でパネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行った(10月31日~11月10日)。 その他各種イベントは新型コロナの影響で中止となった。	В	令和5年度も引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する予定。	(高齢者いきいき課) 市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルや リーフレットを展示し、虐待防止の啓発を行った(11月)。また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防止研修をオンラインにて2回開催した。その他実施している玉縄まつりに参加し、啓発活動を行った。 (陳書福祉課) 市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルや リーフレットを展示し、虐待防止の啓発を行った(11月)。 (こども家庭相談課) 11月の虐待防止推進月間において、3課合同で虐待防止 啓発がよル展示やリーフレット配架を行うとともに玉縄祭りの会場にブースを出し合同で啓発活動を実施した。また、ケアラー条例の管行に先立ち、ヤングケアラーの関する周知活動として市役所ロビーや地下道 ギャラリーでのパネル展を実施した。	Α	(高齢者いきいき課・障害福祉課) 令和6年度も引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する。 (こども家庭相談課) ヤングケアラー支援については、新たに支援体制の構築を図る必要があることから、令和6年度からヤングケアラーコーディネーターを配置するなどして、関係機関、関係団体等の連携強化を図っていく。
4	(2) 権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-1	中核機関の設置	地域の権利捕護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に 向けて、地域の連携をコーディネートする中核機関の設置 を目指します。	高齢者いきいき課 障害福祉課	-	継続と拡充	継続と拡充	(高齢者いきいき課) 関係機関と協議を行い、成年後見センターを中核 機関に位置付けた。今後は中核機関の機能充実を 図っていく。 (障害福祉課) 権利擁護支援等に関する中核機関として、鎌倉市 成年後見センターを設置した。	А	地域連携ネットワークの構築を図ってい く。 (障害福祉課)	関係機関と協議を行い、中核機関の更なる機能充実に向けて協議を行った。また、成年後見制度に関わる相談機関と専門職などで構成される「かまくら成年後見制度連絡会」を開催し、相談対応および利用支援のための情報共有と地域連携ネットワークの構築を図った。	А	令和6年度は中核機関の更なる機能充実を図ると共に、「かまくら成年後見制度連絡会」を改組し、令和6年4月から新たに「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を設置し、協議会の事務局である中核機関を中心となり地域連携ネットワークの更なる構築を図っていく。
4	(2) 権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-2	成年後見センターの利用促進と 機能充実	認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」 の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行 が進むことが予想されるので、本人、家族や住民・団体が 適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りなが ら、相談支援体制の充実に努めます。	高齢者いきいき課 障害福祉課	相談件数 306件	相談件数 350件	相談件数 350件	成年後見制度に関する相談、普及啓発、市民後見 人活動支援等を行った。 相談件数 362件 (うち、専門相談19件)	А	令和5年度も引き続き権利擁護支援等に関する中核機関である成年後見センターを中心に成年後見制度の普及啓発活動や専門士業の相談窓口での支援を行っていく予定。	令和5年度実績値 相談件数 319件(うち、専門相談22件、親族後見人	А	令和6年度も引き続き権利擁護支援等に関する中核機関である成年後見センターを中心に成年後見制度の普及啓発活動や専門士業の相談窓口の設置、親族後見人の相談支援を行っていく。また、令和6年度からは、成年後見制度に関わる相談機関や専門職等で構成され、成年後見制度の方向性の協議・検討や支援方針に迷った場合の助言提供などを行う機能を持つ成年後見制度利用促進協議会を設置し、権利擁護支援の推進を図っていく。
4	(2) 権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-3	成年後見制度利用相談の充実	制度利用の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めることにより、必要な支援につなげます。	高齢者いきいき課 障害福祉課	相談支援	継続	継続	相談者の状況や希望に応じて介護保険制度、成年 後見制度など必要な制度につなげた。	В	令和5年度も引き続き、相談者の状況や希望に応じて介護保険制度、成年後見制度など必要な制度につなげていく予定。	令和4年度と同様	В	令和6年度も引き続き、相談者の状況や希望に応じて 介護保険制度、成年後見制度など必要な制度につなげ ていく。
4	(2) 権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-4	成年後見制度利用助成金の交付	経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のための費 用を助成します。	高齢者いきいき課 障害福祉課	10件 (障害者6件、高 餘者4件)	継続	継続	要件に該当する人に対して、成年後見制度利用に 係る費用の一部助成を行った。 実績: 高齢者 9件 実績: 障害者8件	А	令和5年度も引き続き要件に該当する人に 対して、成年後見制度利用に係る費用の一 部助成を行っていく予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 高齢者 4件 障害者11件	А	令和6年度も引き続き要件に該当する人に対して、成 年後見制度利用に係る費用の一部助成を行っていく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4	(2)権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-5	成年後見制度の周知・啓発	市民向けの講演会や介護職員等向けの研修などを行うこと で、制度の周知・啓発を図ります。	高齢者いきいき課障害福祉課	講演会 2 回 研修会 2 回	継続	継続	(高齢者いきいき課) 窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家に よる専門相談、普及啓発のための市民向け講演会 や事業者向け研修会を実施した。 研修会10回 166名参加 (障害福祉課) 講演会・研修会等:合計10回	Α	令和5年度も引き続き、窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する予定。	(高齢者いきいき課) 令和4年度と同様 令和5年度実績 研修会7回 136名参加 (障害福祉課) 令和4年度と同様 令和5年度実績 研修会7回	Α	令和6年度も引き続き、窓口や電話での成年後見制度 の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための 市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する。
4	(2)権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-6		地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成 年後見」担い手である市民後見人の養成を行います。養成 講座終了後は、後見活動サポーターとして活動することで 実践経験を積み、将来的には市民後見人の単独受任を目指 します。	陪宝垣計師	8日間	継続	継続	(高齢者いきいき課) 鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を 図るとともに、法人後見の支援活動を行う後見支 接員の活動を推進した。市民後見人の活用につい では、フォローアップ研修修了者 4人が法人後見 支援員として活動し、うち2名が市民後見人に選 任された。 (障害福祉課) 市民後見人活動支援のため、フォローアップ研修 を実施した。また、市民後見人の活用を推進する ため鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連 携を図った。 市民後見人2名が、鎌倉市社会福祉協議会と複数 選任の形で受任した。	В	(高齢者いきいき課) 市民後見、養成の再開に向けて、関係機関 や団体との協議を行っていく予定。 (障害福祉課) 市民後見人の新規養成が出来ていない状況 にあるため、養成の実施に向けた検討を令 和5年度中に実施し、令和6年度から養成を 再開させる。	鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図る とともに、法人後見の支援活動を行う後見支援員の活動を推進した。また、選任された2名の市民後見人に 対して適切に後見活動ができるようパックアップを 行った。	А	引き続き市民後見人に対して適切に後見活動ができる ようバックアップを行うとともに、令和6年度からは 市民後見、養成を再開し、関係機関や団体と連携を図 りながら取り組んでいく。
4	(3)高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-1	高齢者福祉施設の整備	介護保険事業計画(鎌倉市は高齢者保健福祉計画に含まれる)に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型 サービスの計画的な整備を進めていきます。	介護保険課	介護保険施設 92.45% 地域密着型 84.73%	介護 100% 地域 84.03%	97.26% 地域	サービス基盤整備状況として、介護保険施設は4つの種別、地域密着型サービスは6つの種別の平均から達成率をみていく 介護100% 地域84.03%	Α	令和5年度に募集する地域密着型サービス の公募条件を一部見直し、地域密着型サー ビス事業への参加事業者を募る。	サービス基整整備状況として、介護保険施設は4つの 種別、地域密着型サービスは6つの種別の平均から達 成率をみていく。 介護100% 地域84.03% 令和5年度は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (1事業所)、小規模多機能型居宅介護(1事業 所)、看護小規模多機能型居宅介護(2事業所)の公 募を行い、そのうち小規模多機能型居宅介護の1事業 所を選定した。	А	令和6年度は以下の施設等を公募する。 介護付き有料を人ホーム (100床) 認知症グループホーム (1事業所) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (1事業所) 看護小規模多機能型居宅介護 (2事業所) その他に 特別養護老人ホーム9床を増床予定。 小規模多機能型居宅介護事業所が10月開設予定。
4	(3)高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-2	障害者福祉施設の整備	地域生活における居住の場であるグループホーム設置にあたり、経費の一部を助成します。	障害福祉課	1団体	継続	継続	民間事業者が行うグループホームの整備を推進するため補助金による支援を実施した。令和4年度は5団体に交付。	А	申請時期や提出審頼など、不明瞭なところがあり、事業者と需頼の内容確認に時間を 要してしまった。令和5年4月1日施行で 要編を改正し、事務の流れを明確にした。		Α	制度をより広く周知することで、グループホームの開設なびグループホームに適した住協するための改修事業を支援し、市内における障害者の地域生活の場の確保に努めていく。
4 地域生活支出	(3)高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-3	保育園の整備	安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状 況や保育ニーズなどを考慮しながら、効率的かつ効果的な 施設整備を計画的に実施します。	保育課	待機児童数 78人	待機児童数 0人	待機児童数0人	公立保育園の運営のほか、私立保育所等の施設整 備費に対して補助金による財政支援を行った。 R4.4.1時点の待機児童数 15人	С	待機児童数は減少してきているが、目標である0人には達していない。引き続き、公立保育園の運営のほか、私立保育所等の施設整備費に対して補助金による財政支援を行うなど、対策に務める。	令和5年度実績値	С	待機児童数は減少してきているが、目標である 0 人には達していない。引き続き、公立保育園の運営のほか、私立保育所等の施設整備費に対して補助金による財政支援を行うなど、対策に務める。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組內容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
4 5	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-4	放課後かまくらっ子(放課後子 ども総合プラン)の推進	学童保育とアフタースクールを一体的に実施する「放課後 かまくらっ子」を推進する中で、障害の有無に関わらず参 加できる、放課後等の児童の居場所を提供します。	青少年課	9校	達成	達成	令和4年度は、全ての放課後かまくらっ子において、小学校・NPO法人鎌倉てらこや・放課後NPOアフタースクール・鎌倉女子大学や、ほか地域の団体と連携して、子どもたちが多様な体験や活動ができるようにプログラムを実施した。それに伴い異学年での交流の進展や、地域の方との連携について広がりが見られるようになった。	А	今後も子どもたちの豊かな放課後を提供できるよう、事業の質の向上に取り組んでいく。 また、引き続き小学校高学年や中高生の事業参画に取り組んでいく。	令和4年度と同様	А	今後も子どもたちの豊かな放課後を提供できるよう、 事業の質の向上に取り組んでいく。 また、引き続き小学校高学年や中高生の事業参画に取 り組んでいく。
4	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-5	施設改修時におけるパリアフ リー化の推進	学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。	学校施設課	・多目的トイレの 設置 (小学校5 校、中学校3校) ・特別支援学級の 設置 (岩瀬中学 校)	・特別支援学級設 置(稲村ケ崎小学 校)	・トイレの洋式 化 ・スローブの整 備	・七里ガ浜小学校に特別支援級を設置した。 ・関谷小学校エレベーターを設置した。	А	・稲村ヶ崎小学校に特別支援学級を設置予定。	・稲村ヶ崎小学校に特別支援学級を設置した。	А	特になし。
4	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-6	重度障害者住宅設備改造工事費 の助成	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。	障害福祉課	12件	継続	継続	要件に該当する人に対して、補助金を交付した。 5件	А	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 3件	А	引き続き、既存の住宅設備を在宅の重度障害者に適す るように改造するために要する経費の一部を補助する ことで、重度障害者の在宅での生活を支援する。
4	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-7	新築等を行う施設におけるユニ パーサルデザインの導入	新築等を行う施設については、障害者や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も「神奈川県みんなのパリアフリー街づくり条例」に基づき協議を行っていきます。	建築指導課	31 (パリアアワー協議実績 数)	継続	継統	31 (パリアフリー協議来績数) 一定規模以上の公共的施設の新築等を行う際は 「神奈川県みんなのパリアフリー街づくり条例」 に基づき協議を行っている、	A	「神奈川県みんなのパリアフリー街づくり 条例」に基づく協議は、公共施設で一定規 模以上の建築物の場合に必要になるため、 協議対象建築物の周知を行っていきます。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 26 (パリアフリー協議実績数)	А	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく協議は、公共施設で一定規模以上の建築物の場合に必要になるため、協議対象建築物の周知を行っていきます。
4	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-8		駅及び駅周辺における一定地区のパリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的パリアフリー整備に努めます。 パリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を 順次実施します。	道路課	段差切下げ箇所数 10箇所	段差切下げ箇所数 19箇所	段差切下げ箇所 数 21箇所	既存道路の歩道の段差切下げ工事(8箇所)を実施 しました。	В	課題はありませんが、歩行者の安全な通行 確保のため横断歩道部及び交差点の巻き込 み部の段差箇所の改修を引続き取組んでい きます。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 段差切下げ工事(15箇所)	А	課題はありませんが、歩行者の安全な通行確保のため 横断歩道部及び交差点の巻き込み部の段差箇所の改修 を引続き取組んでいきます。
4	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-9	市営住宅のパリアフリー化	市営住宅の建替に伴いバリアフリー化を図ります。	都市整備総務課	146戸	146戸 【継続】	201戸	市営住宅集約化事業においては、「神奈川県みんなのパリアフリー街づくり条例」に沿った提案ができる事業者の選定を行っており、パリアフリーの視点をもって事業を進めている。	А	R5もR4と同様の取組みを継続していく	令和4年度と同様	А	R6において、新笛田住宅A棟(55戸)を新設予定のため、146戸【継続】に55戸を加えた「201戸」を目標としている。
4	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-10	地域の子ども・子育で支援の充 実	地域における子育で支援に関する多様なニーズに応えられるよう、「放課後児童クラブ(鎌倉市では子どもの家)」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業(鎌倉市では子育で支援センターやつどいの広場)」、「延長保育」、「妊婦健診」などの拡充を図ります。	こども支援課 保育課 こども家庭相談課 青少年課	・子どもの家9校 ・子育て支援セン ター4か所	継続	継続	(青少年課) 「子どもの家」は、夕方の延長利用について、令和4年度中も、全施設18時から19時までの延長利用を実施した。。早朝利用についても、学校休校日(月〜金曜日)午前7時15分〜午前8時30分〜午前8日前8日によりませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ	А	含む学校休業日について、子どもの家の開 所時間を15分早めた午前8時へ改定し、実 際に多くの子ども達が来所する時間に合わ せ受入れができるようにした。 (保育課) 引き続き、「一時預かり」「延長保育」事 業の提供体制を確保する。 (こども相談課) R5年度当初から、人数制限を行わない通常	令和4年度と同様	А	(青少年課) 令和5年度から延長・早朝利用ともに月額制ではなく、100円/回に改定し、実際に使った回数だけの料金になったので、保護者の金銭面での負担を減らした。 (保育課) 引き続き、「一時預かり」「延長保育」事業の提供体制を確保する。 (こども家庭相談課) R6。7月に開設される腰越地域の子育て支援センターにおいても、他の子育で支援センターとおいても、他の子育で支援センターとおいても、他の子育で支援センターとおいても、他の子育で支援センターとおいても、他の子育で支援センターとおいても、他の子育で支援センターとおいても、他の子育で支援センターとおいても、他の子育で支援センターとおいても、他の子育で支援センターと同様に相談が受けられ、子育で情報の提供を受けられる状況になるよう運営者に助言等を行っていく。

Ē	目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R 5 目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
	4	(3)高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-11	鎌倉市立地適正化計画の策定	福祉施設や交通インフラなどを含めて都市全体の構造を見 直し、福祉・医療施設や商業施設、住居等が適正に立地 し、高齢者をはじめとする地域住民が健歩や公共交通によ り、これらの生活利便施設に容易にアクセスできること や、行政、住民及び民間事業者等が一体となって、持続可 能なまちづくりを推進することを目的として、都市再生特 別措置法に基づき、本市の立地適正化計画を策定します。	都市計画課	-	進用	運用	策定した立地適正化計画について、窓口やホーム ページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏 まえた説明・対応を行った。	А	特になし。	令和4年度と同様	А	特になし。
	4 (目標4)地域生活支援	(3)高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-12	いわゆる「ごみ屋敷」への取組	いわゆる「ごみ屋敷」の堆積者に寄り添いながら、堆積者が抱える課題を地域とともに解決するため、ごみ屋敷対策推進委員会を中心として庁内関係課と対策会議を開催することで、原因の究明と適切な改善方法を検討し、実行します。	環境保全課	対応中案件 7件	解決による減	解決による減	堆積者の生活上の課題に合わせて本人へ情報提供、相談、助言を行った。また、昨年度改善した2件については、経過観察を実施しており、著しく不良な状態とはなっていない。また、新たに1件排出を実施し、改善している案件があるが、経過観察が必要であるため、解決は0件であるが改善は3件としている。	Δ	改善した状況を維持できるよう訪問、指導 等を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 2件の解決により対応中案件は5件へ減。	Α	改善した状況を維持できるよう訪問、指導等を行う。
	4 と +年	(3) 高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-1	車いすの貸出し	庁内で車いすが必要となる方に無料で車いすを貸出しま す。	障害福祉課 市社会福祉協議会	社協57件	継続	継続	障害福祉課では最長1週間、市社会福祉協議会では 最長1か月を目途に貸出を行った。	Δ	利用者の方が、利用しやすい体制作りを継 続する。	令和4年度と同様	А	利用者の方が、利用しやすい体制を継続する。
		(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-2	障害者の外出支援	障害者の社会参加のために支援を必要とする方にヘルバー を派遣し、外出を支援します。	障害福祉課	延べ利用人数 3,251人	継続	継続	ヘルパー派遣により、外出時の移動や排泄、食事等の介助のほか、外出時やその前後におけるコミュニケーション支援 (代筆、代読等) など、外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理を支援した。 延べ利用人数 2,705人 (移動支援事業)	В	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 延べ利用人数 2,845人 (移動支援事業)	В	ヘルパーの人材不足が課題であり、安定的に支援を継続していくため、ヘルパー確保のための周知啓発に努める。
	4	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-3	外出支援策の検討	外出支援と社会参加の促進を図るため、高齢者が安全で快 適に移動できる交通環境づくりを検討します。	高齢者いきいき課 都市計画課(交通政 策担当)	3か所	継続と拡充	継続	社会福祉法人等の協力のもと、法人等が所有している施設利用者や職員の送迎用車両を活用した地域貢献送迎バスモデル事業を実施した。実施している市内の3か所のうち、2か所で利用実績があった。		モデル事業の拡大に向け、燃料費などの一部を支援し利用促進を図っていく。また、 高齢者の外出を促進するマップを作成する 予定。	社会福祉法人等の協力のもと、法人等が所有している 施設利用者や職員の送迎用車両を活用した地域貢献送 迎パスモデル事業を実施した。さらに、実施に要する 費用の一部を市が負担できるよう制度を見直した。 (実施施製 3施設) 福寿優待サービス事業の協賛店舗等を掲載したマップ を作成し、外出支援を充実させた。	А	令和6年度も地域貢献送迎バスモデル事業を継続して 実施し、燃料費など実施に要する費用の一部を負担す る。今後、負担する費用の範囲を広げられるよう制度 の見直しを行う。 令和5年度に作成した高齢者の外出を促進するマップ を配布するとともに、紙面の見直しを検討する。
	4	(3)高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-4	【再掲4-1-2-5】障害者社会参加促進事業	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券交付し、利用料の助成を行います。 聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課	タクシー券 利用率 65.9%	継続	継続	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券・福祉自 動車燃料費助成券等を交付し利用料等の助成を 行った。令和4年度利用率は60.3%		制度を周知するために、広報かまくらに加えて、SNSを利用した広報活動を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 利用率 タクシー53% 自動車燃料費助成券 84%	В	令和6年度からは、申請にかかる負担を減らすために e-kanagawaでの申請を開始する。また、申請のしやす さを高めるために、提出を求めていた車検証と免許証 の控えの提出を不要とし、簡易に手続きができるよう 変更する。
	4	(3) 高齢者や障害者の自立 を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-5	福祉有償運送の推進	通院、通所、レジャーの際、高齢者や障害者など公共交通 機関を使用して移動することが困難な人と有償で運送事業 を行うNPOなどの非営利団体をつなぎ、車両で安全に移動 できるよう支援します。		-	継続	継続	(障害福祉課) 福祉有償選送事業の普及・利用促進に向けて周知 を図った。 (高齢者いきいき課) また、横須賀三浦地区福祉有償運送市町共同運営 協議会に参画した。	А	令和5年度も引き続き、福祉有償運送事業 の普及、利用促進に向けて周知及び検須賀 三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会 へ参画する。 (障害福祉課) 継続的に広報かまくら等で周知をしてい く。	(障害福祉課) 令和4年度と同様 (高齢者いきいき課) 福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知を 図った。また、横須賀三浦地区福祉有償運送市町共同 運営協議会に参画した。	А	(高齢者いきいき課) 令和6年度も引き続き、福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知及び横須賀三浦地区福祉有償運送 市町共同運営協議会へ参画する。 (障害福祉課) 継続的に広報かまくら等で周知をしていく。
ļ	○ 目標 5○ 情	(1) 社会資源の収集と整理	①社会資源の収集と整理	5-1-1-1	社会資源の収集と整理	地域福祉活動、市民活動に関し、住民などが参加する会議 への参画や地域での活動内容の把握や関係機関等と連携を 通じて、地域における福祉活動・市民活動などの社会資源 を収集します。		-	継続		地域住民による地域課題の把握と課題解決への取 組を進めるため、地域アセスメント活動を中心と した地域福祉推進活動への支援を行ったが、新型 コロナウイルス感染拡大への懸念により中止した 会議が多かった。	В	ながら、地域アセスメント活動を中心とし た地域福祉推進活動への支援により、地域	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を 進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域 福祉推進活動への支援を行った。なお、新型コロナウ イルス感染拡大への懸念による取組の中止や縮小はな かった。	В	地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを 継続して実施する。また、土日祝日開催の会議やイベ ント行事についてどこまでの範囲で参加協力ができる か検討が必要との報告を市社会拭福祉協議会からうけ た。
	報の収集と提	(2) 伝わりやすい情報発信	③情報伝達力の向上	5-2-1-1	災害時における要支援者の登録・情報提供	災害に備えるため、避難行動要支援者支援制度の周知を行い、制度への同意者の拡大に努めるとともに、関係機関の協力を得ながら要支援者名簿の整備・更新を進めていきます。	総合防災課	-	継続	継続	要支援者本人やその家族へ理解を得られるよう制度の周知を行い、要支援者名簿の整備・更新を実施し、関係機関へ名簿の提供を進めた。 ※名簿と整備・提供が要支援者支援に直結することから、目標達成の指標として設定。	А	継続して実施する。	令和4年度と同様	А	継続して実施する。

目	標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
5	供	(2)伝わりやすい情報発信	①情報伝達力の向上	5-2-1-2	情報発信の共生化の推進	市が行う情報発信の方法について現状を把握し、多様な市 民に対して、必要な情報が適切に提供されるよう検討しま す。	地域共生課 広 報課	研修1回	継続		(地域共生課) 市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を 用い、やさしい日本語の使用や、具体的な事例を 紹介し、多様な市民に対して必要な情報が適切に 提供できるよう、工夫を図った。	А	引き続き、多様な市民に対する情報発信の 手法について研修会等を通じて周知すると ともに、情報発信の方法を工夫する。	【地域共生課】 外国籍の市民等が生活上の困りごとを相談する際の相談先一覧「LIFE IN KAMAKURA」をやさしい日本語版と英語版の2種類作成し、市民課窓口で配布したほか市民団体を通じて配布し、多様な市民に対して必要な情報が適切に提供できるよう工夫を図った。 (広報課) 市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を用い、具体的な事例を紹介し、多様な市民に対して必要な情報が適切に提供できるよう、工夫を図った。	А	【地域共生課】 引き続き、相談先一覧「LIFE IN KAMAKURA」を更新 し、多様な市民が孤立することのないよう情報発信を 行う。 (広報課) 引き続き、多様な市民に対する情報発信の手法につい て研修会等を通じて周知するとともに、情報発信の方 法を工夫する。
5		(2)伝わりやすい情報発信	③情報伝達力の向上	5-2-1-3	子育でメディアスポットの運 営・コンシェルジュによる子育 で情報の収集提供	経験豊富な保育士と、子育で情報を案内している「かまくら子育でメディアスポット」のスタッフをチームとした「保育コンシェルジュ」として、より専門的な相談の窓口の充実を図ります。育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行います。	こども支援課	相談件数 756件	継続	継続	子育で家庭に情報提供するために保育コンシェルジュを配置し、より専門的に、育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行った。令和5年4月3日に「かまくらこども相談密口きらきら」を開設した。子育てに関する相談に対し、市の各専門部署が協力して、より横断的に支援が可能となった。オンライン相談窓口等を活用し、更なる子育て支援の拡充を図る。令和4年度相談件数:432件		I	令和5年度に「かまくらこども相談窓口きらきら」を 開設するととに、令和6年度からは、かまくら子育てメ ディアスポットスタッフを子育で支援コンシェルジュ として会計年度任用職員に任用した。 経験豊富な保育士である保育コンシェルジュ及び子育 で支援コンシェルジュが、より専門的な視点で育児不 安の解消を図り、保護者に寄り添った支援を実施し た。 また、「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設に より、子育てに関するあらゆる相談に対し、市の各専 門部署が協力して、より横断的な支援が提供できるよ うになり、オンライン相談窓口等を活用した相談にも 対応した。 令和5年度相談件数:573件(相談に対応した各専門部 署の対応件数:684件)	Α	令和5年度「かまくらこども相談窓口きらきら」の来訪 者3,780人、うち相談者927人、相談件数573件(相談 に対応した各専門部署の対応件数:684件)の実績を踏 まえ、更なる充実を図っていく。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	①情報伝達力の向上	5-2-1-4	社会資源の情報提供	収集・整理した社会資源を、わかりやすく検索できる取組 を進めます。	福祉総務課	方法の決定	HP管理	HP管理	「鎌倉市社会資源検索サイト」を適宜更新し、必要な情報を分かりやすく検索できるようにした。	А	「鎌倉市社会資源検索サイト」を適宜更新 し、社会資源の情報保障に努めていく。	令和4年度と同様	А	「鎌倉市社会資源検索サイト」を適宜更新し、社会資源の情報保障に努めていく。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	②情報通信技術の活用	5-2-2-1	ICTを活用した安否確認システムの調査研究	ICTを活用した安否確認システムについて、先進事例等を参考に、より良い方法を検討し、普及を促していきます。	高齢者いきいき課	緊急通報装置の利 用者数 442人	400 <i>J</i> .		高齢者向け見守りサービスとして、緊急適報装置 の貸出を行った。令和4年10月からは、希望者に 対し安否確認センサーを導入し、更なる利用促進 を図った。 緊急通報装置の実利用者数386人	В	令和5年度も引き続き事業の更なる利用促進を図っていくため、窓口やシニアガイドなど様々な手段で周知を図る。	窓口やシニアガイドなど様々な手段で周知を図った。 また、高齢者向け見守りサービスとして、緊急通報装 置の貸出を行った。 緊急通報装置の実利用者数388	В	令和6年度も引き続き事業の更なる利用促進のため、窓口やシニアガイドなど様々な手段で周知を図る。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	②情報通信技術の活用	5-2-2-2	ITを用いた福祉・医療情報の 公開・発信・共有の推進	SNSなどの情報メディアを用いて、福祉・医療に関する情報提供や情報共有などを推進します。	福祉総務課	目標を定め、調査権認を実施	継続	継続	健康福祉部内用に作成した「SNS活用マニュアル」が徐々に周知され、各課の情報発信ツールに SNSなどの情報メディアが活用されるケースが増えた。	l	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報がディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。	令和4年度と同様	А	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。
5		(2)伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-1	貸付制度の周知	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、緊急援護貸付など、各制 度を周知し適切な貸付を図ります。	こども家庭相談課 生活福祉課 (市社協)	緊急援護貸付 52件	継続	継続	市ホームページや窓口での案内など、必要とする 人に制度が届くよう周知した。 緊急援護貸付 39件 <上記を指標とした理由> HPなどでの周知が、貸付実績件数につながってい るため。	А	特になし。	(こども家庭相談課) 母子父子寡婦福祉資金貸付 3件 県の貸付制度について市ホームページや窓口での案内 など、必要とする人に制度が届くよう周知した。 (生活福祉課) 必要に応じて緊急援護貸付を行っている。貸付件数34 件。なお、市社会福祉協議会による生活福祉資金貸付 に関しては、市ホームページ上での周知を行ってい る。貸付件数9件	A	特になし。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-2	日常生活自立支援事業の周知	市社協で実施している制度の周知を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課	-	継統	継続	(障害福祉課) 相談者の状況や希望に応じて必要とみられる方に 対しては、市社会福祉協議会の窓口を案内した。 (高齢者いきいき課) 今後も、本事業の活用が促進されるよう、市内の 新人ケアマネジャーに対する研修など、様々な機 会を捉え積極的に周知を図った。	l .	令和5年度も相談者の状況や希望に応じて 必要とみられる方に対して、引き続き市社 会福祉協議会の窓口を案内、市内の事業所 に対して利用促進に向けた周知を図ってい く予定。	令和 4 年度と同様	В	令和6年度も相談者の状況や希望に応じて必要とみられる方に対して、引き続き市社会福祉協議会の窓口を 案内、市内の事業所に対して利用促進に向けた周知を 図っていく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
5	(2)伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-3		認知症高齢者等の増加や、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行によって、成年後見制度利用のニーズが高まることが見込まれます。このため、必要な人が制度を利用できるよう、成年後見センターを通じて制度の周知を行います。	高齢者いきいき課 障害福祉課	講演会 2 回研修会 2 回	継続	継続	窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施した。 研修会10回 166名参加	А	令和5年度も引き続き、窓口や電話での成年後見制度の設明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 研修会7回 136名参加	А	令和6年度も引き続き、窓口や電話での成年後見制度 の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための 市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する。
5	(2)伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-4	避難行動要支援者支援制度の啓 発	多様な媒体や防災講話などの機会を通じて、関係者と連携 しながら、避難行動要支援者支援制度の啓発に努めます。	総合防災課	-	継続	継続	要支援者本人やその家族へ理解を得られるよう制度の周知を行っている。 ※制度を認知してもらうことで、適切な運用を図ることができるため、目的達成の指標として設定。	А	引き続き周知を行っていく。	令和4年度と同様	А	引き続き周知を行っていく。
5	(2)伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-5	福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進	制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うと ともに、広報かまくらや市ホームページ等による情報提 供、説明会の開催等を通じて、理解促進を進めます。	福祉総務課	-	継続	継続	健康福祉部内用に作成した「SNS活用マニュアル」が徐々に周知され、各課の情報発信ツールに SNSなどの情報メディアが活用されるケースが増えた。	А	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。	令和4年度と同様	А	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディア の有効活用を通した情報の即時性を高めていく。
5	(2)伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-6	福祉施策をまとめたガイドブッ クによる情報提供	本市の福祉サービスや医療機関、相談窓口等、高齢者の生活に必要な地域の情報をまとめた冊子、障害者のための様々な制度やサービス等をまとめた「福祉の手引」などにより情報提供します。	I	-	継続	継続	高齢者に向けては「鎌倉市シニアガイド」、障害 者に向けては「福祉の手引」の令和4年度版を作 成し、冊子や電子書籍により記布した。また、障害者自立支援協議会で「精神保健福祉情報ガイド ブック☆鎌倉」を作成した。	А	引続き合和5年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成し、冊子や電子書籍により配布を行う。	(介護保険課) 高齢者に向けた制度説明や相談窓口をまとめた「鎌倉 市シニアガイド」の令和5年度版を作成し、冊子や電 子書籍により配布した。 (障害福祉課) 障害者に向けては「福祉の手引」の令和5年度版を作成し、冊子や電子書籍により配布した	А	(介護保険課) 引続き令和6年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成 し、冊子や電子書籍により配布を行う。 (障害福祉課) 引き続き、「福祉の手引」の内容を適宜、更新しなが ら、冊子や電子書籍により配布を行い、福祉サービス 等の情報周知に努めていく。
目55	(2)伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-1	外国籍市民に対する地域情報等 の提供の推進	外国籍市民が地域の一員として地域活動等に参加するよう、生活情報や地域情報の提供を促します。	文化課	情報かわら版を 年4回発行	情報かわら版を年4 回発行	情報かわら版を 年4回発行	市内を中心に活動する国際交流・協力団体と地域 の国際化を推進することを目的に、「鎌倉市国際 交流・協力団体連絡会」を通し、市内全体の外国 人に対する支援を進めている。情報かわら版を年 4 回発行した。	А	引き続き、情報かわら版の発行を行う。	令和4年度と同様	A	引き続き、情報かわら版の発行を行う
情報の収集と提供		④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-2	点字、音声、手話による情報提 供の推進	広報かまくら音声版、点字版、手話版の発行事業を継続するほか、市長定例記者会見や市政番組での同時手話通訳や字幕付き動画を市ホームページに掲載します。また、音声読み上げに対応できるようアクセシビリティに配慮したホームページを目指します。	広報課	音声版 21回制作 点字版 21回制作	継続	継続	広報かまくらの音声版、点字版、手話版を制作するほか、市長定例記者会見や市政番組での同時手話通訳や字幕付き動画を市ホームページに掲載を行った。また、音声読み上げに対応できるよう、新規及び既存べた。音声版 13回制作 点字版 13回制作 手話版 12回制作 市長定例記者会見 12回 (制作) 市政番組 24回 (制作)	А	令和4年度に引き続き、広報かまくら音声 版、点字版、手該版などを制作し、市長定 例記者会見や市政番組での同時手話通訳や 字幕付き動画を市ホームページに掲載を行 い、アクセンドリティに対応するホーム ページ掲載を行うことで、障害の有無に関 わらず、すべての人が気軽に触れることの できる情報発信を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 音声版 12回制作 点字版 11回制作 手話版 12回制作 市長定例記者会見 11回 (制作) 市政番組 12回 (制作)	А	音声版、点訳版、手話版は広報かまくらの発行から約 2週間~1か月程度遅れての公開となっている。なる ベく早く旬な情報を提供できるように、原稿作成や検 品作業時間等が短くなるように工夫する。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-3	手話通訳者、要約筆記者派遣事業	手経適訳者、要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提 供ができる体制の充実を推進していきます。	障害福祉課	手話/合計70回 要約/全9回	継続	継続	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者に対する理解を 深め、また情報保障を担うため、手話過訳者や要 約筆記名の養成講習会を実施した。手話70回、要 約筆記9回。手話講習会の入門・基礎は受講者15 名全員が全40回のうち8割以上の出席となった。	А	議習会の参加希望者も多く、修了者も多い 講座となっている。市民に聴覚障害者・中 途失聴者・難聴者に対する理解を深める目 的を十分に果たせている。また、要約筆記 者については、令和5年に新たに3名の要 約筆記者が鎌倉市に登録予定。	議習会修了人数は44名、技能向上に加え、聴覚障害 者・中途失聴者・難聴者に対する理解を深める目的を 果たせた。 手話通訳者は、令和5年度実施の神奈川県手話通訳者 試験を合格した者が1名、要約筆記者は2名と新たに 市の登録通訳となっており、継続して開催した効果が 表れてきている。	А	手話及び要約筆記講習会の開催を通じ、手話通訳者、 要約筆記者の確保に努める。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-4		外国籍市民が支障なく日常生活を過ごせるように、外国語 版パンフレットの提供を促します。	文化課	情報かわら版を 年 4 回発行	情報かわら版を年4 回発行	情報かわら版を 年4回発行	市内を中心に活動する国際交流・協力団体と地域 の国際化を推進することを目的に、「鎌倉市国際 交流・協力団体連絡会」を通し、市内全体の外国 人に対する支援を進めている。情報かわら版を年 4 回発行した。	А	引き続き、情報かわら版の発行を行う。	令和4年度と同様	А	引き続き、情報かわら版の発行を行う

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4字語	R4 評価	R4の取相における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し 評価 ている取組(対応)について記載してください。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-5	メール配信による防災・安全情 報の提供	気象情報などの防災情報や、不審者情報などの安全安心に 関する情報を、携帯電話やパソコン等へ電子メールで配信 するサービスなどを行い、情報提供手段の多様化を図り、 情報提供サービスの拡充に努めます。	総合防災課 地域のつながり課	-	継続	継続	「防災・安全情報メール配信サービス」により、 気象情報の発表・解除、光化学スモッグや不審者 情報、行方不明者の投索協力情報などを配信し た。令和4年度の不審者情報についてのメール配 信は40件。	Α	メール配信登録者を増やすため、広報かま くら等で登録を呼びかける。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 メール配信 65件	メール配信登録者を増やすため、広報かまくら等で登録を呼びかける。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-6	障害関係の当事者団体の周知	障害者同士の交流の場として、福祉の手引などを通じて、 当事者団体の周知に努めます。	障害福祉課	-	継続	継続	「福祉の手引」に当事者団体についての情報の掲載や、窓口の相談者に対して紹介を行うなど周知	A	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様	「福祉の手引」に当事者団体に関する情報の掲載や、 窓口の相談者に対して紹介を行うなど、周知に努めて
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-1		民生委員児童委員の存在や役割について市ホームページや 広報かまくらなどを通じて周知を図ります。	生活福祉課	市ホームページや 広報かまくらの掲 載 (2回)	継続	継続	を図った。 昨年度から引き続き、市ホームページ、広報かま くら及び市社協広報で活動の周知を行うととも に、5月12日の民生委員の日にあわせて地下道 ギャラリーにパネル展示を実施した。	В	キンググループを立ち上げ、活動をPRする	民生委員児童委員のなり手を増やすため、現任の民生 委員児童委員と外部委員で構成するワーキンググルー プを立ち上げ、活動の整理やPR方法などについて検討	いく。 令和7年度に控える一斉改選に向けて民生委員児童委 B 員活動のPRなど、様々なメディア媒体を活用し、周知 していく。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知		安全安心情報メールなどによる	多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する 情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、 安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行って いき、メール配信登録者の拡大を図っていきます。	地域のつながり課	-	継続	継続	市民便利帳やホームページ等に「安全安心情報メール」制度の内容について掲載し、周知することで登録者の拡大を図っている。また特に高齢者が多く被害に遭っている特殊詐欺への対策として、自治会やみらいぶる鎌倉会員へ注意喚起のチラシを回覧・配布したり、警察と選携して、注意喚起情報を安全安心メールを配信している。令和4年度の安全安心情報メール配信は32件	А	メール配信登録者を増やすため、広報かま くら等で登録を呼びかける。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 安全安心情報メール配信数 27件	メール配信登録者を増やすため、広報かまくら等で登録を呼びかける。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-3		防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの 実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。	地域のつながり課	-	継続	継続	市民一人ひとりの防犯意識の向上と防犯への取組 を促すため、防犯教室を開催した。	А	継続して活動を実施する。	令和4年度と同様	A 継続して活動を実施する。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-4	地区社協を通じた福祉意識の啓発	地区社協への支援を通じて、様々な関係機関と連携しなが ら、市民への福祉に対する意識啓発を図ります。	福祉総務課 (市社協)	_	継続	継続	市社会福祉協議会を通じた地区社会福祉協議会へ の財政的支援を行い、活動を支えることで、市民 の福祉意識の醸成を行った。	Α	適切な財政的支援を継続し、地区社会福祉 協議会の活動を支えることで、市民の福祉 意識の醸成及び向上を図る。	令和4年度と同様	適切な財政的支援を継続し、地区社会福祉協議会の活 動を支えることで、市民の福祉意識の醸成及び向上を 図る。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-5	ふれあいネット推進事業 (地域 と連携したこころの教育等の推 進)	妊娠期から未就学児までの子育て世帯を対象とした各種給 付事業や保育所等の情報、子育て支援事業などをまとめた 子育て支援情報誌を発行することで広報・啓発に努めま す。	こども支援課	-	継続	継続	「子育てナビきらきら」15,000部を発行した。	А	情報を更新し、「子育てナビきらきら」を 発行する。	令和4年度と同様	情報を更新し、引き続き「かまくら子育てナビきらき ら」を発行する。 また、発行時期についての検討を進めていく。
(目標5)情報の収集	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知		などの防止に向けた広報啓発活	虐待の防止に努めるとともに、リーフレット等の配布や、 関係機関に説明を行うなど、虐待の早期発見の重要性など について周知を図ります。		・本庁舎ロピーで 3 虐待防止のパネ ル展示を実施 (11/11~15) ・王磯まつりにて 3 虐待防止の啓発 を実施 ・要対協の各種会 議で虐待対応の連 携について周知	継続	継続	市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネル やリーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行っ た (11月)。また、市内の全介護事業所向けに高 齢者虐待防止研修をオンラインにて2回開催し た。その他実施している五縄まつりの啓発活動 は、新型コロナウイルスの影響により中止となっ た。	В		(こども家庭相談課) 11月の虐待防止推進月間において、3課合同で虐待防止 啓発パネル展示やリーフレット配架を行うとともに玉 網祭りの会場にブースを出し合同で啓発活動を実施した。また、ケアラー条例の施行に先立ち、ヤングケア ラーの関する周知活動として市役所ロビーや地下道 ギャラリーでのパネル展を実施した。 (高齢者いきいき課・障害福祉課) 市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルや リーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行った (11 月)。また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防止研修をオンラインにて2回開催した。その他実施している玉縄まつりに参加し、啓発活動を行った。	(こども家庭相談課) ヤングケアラー支援については、新たに支援体制の構築を図る必要があることから、令和6年度からヤングケアラーコーディネーターを配置するなどして、関係機関、関係団体等の連携強化を図っていく。 (高齢者いきいき課、障害福祉課) 令和6年度も引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する。
 提 供		⑤多様な取組の周知	5-2-5-7	保育園における苦情解決制度の 周知と適正な運用	各圏の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方 法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図りま す。	保育課	-	継続	継続	各園の体制を整備し、苦情があった際は適切な運営であるか確認し改善を図った。	А	引き続き、各圏の体制を整備し、苦情が あった際は適切な運営であるか確認し改善 を図る。	令和 4 年度と同様	A 引き続き、各園の体制を整備し、苦情があった際は適切な運営であるが確認し改善を図る。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-8		障害者二千人雇用センター、講演会、雇用奨励金、就労移 行支援金制度等について広報などを活用し周知、啓発を図 ります。	障害福祉課	周知・啓発	継続	継続	雇用奨励金や就労移行支援金制度等について、広 報等を活用し、周知、啓発を図った。 障害者雇用啓発講演会を対面方式及びオンライン 配信にて実施した(1回開催、参加者数:18人)。	А	今後新たに障害者を雇用した事業所にも活用していただけるよう、奨励金制度について企業・事業所への周知・啓発を引き続き行っていく。	障害者二千人雇用センターについて、企業や障害者支援機関等の訪問などの機会を捉え、積極的に同センターの業務内容等の説明を行った。 雇用奨励金や就労移行支援金制度等について、広報等を活用し、周知、啓発を図った。 障害者雇用啓発講演会を対面方式及びオンライン配信	A 市の支援策等の周知を図りながら、企業における障害 者雇用を啓発していく。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-9	障害福祉相談員の住民への周知	障害福祉相談員の存在や役割について、福祉の手引等を通 じて周知を図ります。	障害福祉課	周知	継続	継続	「福祉の手引」に団体の情報を掲載したり、窓口 の相談者に紹介するなど周知を図った。	А	継続して、事業を実施予定。	にて実施した(1回開催、参加者数:8社33人)。 令和4年度と同様	降害福祉相談員の存在や役割について、引き続き、福祉の手引等を通じて周知を図っていく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組(対応)	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定している取組(対応)について記載してください。
5	(2)伝わりやすい情報発信	⑤ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-1	高齢者の相談窓口の周知	高齢者をはじめ、その家族に対する、地域で身近な相談窓 口である地域包括支援センターの周知を図ります。	介護保険課	高齢者向け冊子 「鎌倉市シニアガ イド」を発行し配 布する。	継続	継続	高齢者に向けた制度説明や相談窓口をまとめた 「鎌倉市シニアガイド」の令和4年度版を作成 し、冊子や電子書籍により配布した。		引続き令和5年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成し、冊子や電子書籍により配布を行う。	令和4年度と同様	А	引続き令和6年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成 し、冊子や電子書籍により配布を行う。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-2	障害者の相談窓口の周知	適切なサービスを受けられるよう、窓口となる相談支援事業所の周知に努めます。	障害福祉課	周知	継続	継続	広報かまくら等をはじめとする紙面やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知を図った。	А	継続して、事業を実施予定。	令和 4 年度と同様	А	広報かまくらやホームページ、SNSなど多様な媒体を 用いて、相談支援事業所について周知を行う予定であ る。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	8 ●ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-3	子育でに関する相談窓口の周知	かまくら子育てナビきらきら(子育で情報紙)や子育で支援情報誌などを通じて、相談窓口や相談方法などの周知を 図ります。	こども家庭相談課	冊子、HP等 各種媒体による 周知	継統	継続	きらきら、HP等各種媒体を通じ、相談窓口の周知を図った。また、市役所本庁舎ロビーにおいて、3 課合同で虐待防止パネルやリーフレットを展示 し、その中で相談窓口の周知を行った。今後も SNSを含め多様な媒体での周知を図るとともに、 関係機関への周知を強化し、関係機関からのつな ぎ先としての認知度向上にも努めていく。	В	引き続き、各種媒体を通じた周知・啓発を 実施するとともに、市内図書館等、外部施 設での啓発展示を通じて、相談窓口のさら なる周知を図っていく。	各種媒体を通じた周知・啓発を実施するとともに、市 内図書館等、外部施設での啓発展示を通じて、相談窓 口のさらなる周知を図った。	В	R 6 も引き続き、周知、啓発活動を継続的に実施していく。
5	(2)伝わりやすい情報発信	(⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-4	ひとり親家庭の相談窓口の周知	ひとり親家庭の自立支援が円滑にすすむよう、市ホーム ページなどへの掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。	こども家庭相談課	広報かまくらや HP、SNS等によ る周知	継続	継続	広報かまくら等をはじめとする紙面やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知した。今後は、ひとり親ガイドブック等の作成により認知度向上に努めていく。	В	引き続き、認知の徹底を行っていく	令和4年度と同様	В	市独自のひとり親ガイドブックを作成し、相談窓口の 周知を図る。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑤ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-5	発達の相談支援に関する窓口の 周知	「子育てで少し気になる」という段階からの相談や専門職により支援の実施、5歳児すこやか相談による発達障害の早期発見、早期からの支援、専門職による巡回相談など、発達の相談支援に関して、パンフレットの配布や市ホームページ、子育て情報誌などへの掲載を通じて、窓口の周知を図ります。	発達支援室	子育で情報誌への 掲載や、ラインに よるお知らせ等に より相談会の情報 を周知	継続	継続	子育て情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ 等により相談会の情報を周知している。	А	子育で情報誌への掲載や、ラインによるお 知らせ等により相談会の情報を周知してい る。	令和4年度と同様	А	子育で情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ等に より相談会の情報を周知しているが、さらに他のメ ディアでの周知に務める。
5	(2)伝わりやすい情報発作	(⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-6	ドメスティックパイオレンス (DV)の相談窓口の周知	DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、定期的な市広報紙への掲載などにより、窓口の周知を図ります。	地域共生課	実施	継続	継続	相談窓口案内カードの配付をはじめ、ホームペー ジや市広報紙、キャンペーンでのチラシ配布など 多様な媒体を用いて周知を図った。	А	相談窓口の案内の周知について、引き続き ホームページや市広報紙他、多様な媒体で の周知を図る。	令和4年度と同様	А	相談窓口の案内の周知について、引き続きホームページや市広報紙他、多様な媒体での周知を図る。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-7	市社協広報紙の発行支援	市民の関心が高いテーマを特集記事にするなど、地域福祉 活動の啓発をするため、市社協のかまくら社協だよりの発 行を支援します。	福祉総務課 (市社協)	-	継続	継続	市社会福祉協議会の運営に対して補助金による財 政支援を実施した。	А	市社会福祉協議会から、発行時期や記事内 容の検証が必要である旨、報告を受けてい ることから、効果的な広報活動やあり方を 共に検討していく。	令和4年度と同様	А	市社会福祉協議会から、発行時期や記事内容の検証が 必要である旨、報告を受けていることから、引き続 き、効果的な広報活動やあり方を共に検討していく。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	(⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-8	市ホームページ等の充実	各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズをとらえた、誰にとっても見やすく魅力的なホームページづくりや情報発信を実施します。	広報課	研修1回	継続	継続	ホームページ管理等職員によるホームページコン テンツ管理システム研修を継続的に開催したほ か、市ホームページのトップページを中心とした リニューアルを行った。	А	令和4年度に引き続き、庁内の職員を対象 としたホームページ操作、アクセシビリ ティに関する研修を継続して行い、情報に たどり着きやすいホームページを目指す。	庁内の職員を対象としたホームページ操作、アクセシ ビリティに関する研修を継続して行い、情報にたどり 着きやすいホームページを目指した。	А	ウェブブランナーによるホームページコンテンツ管理 システム研修を継続的に開催するほか、市ホームペー ジのトップページを中心としたリニューアルを行い、 アクセンビリティの向上に向けて取り組む。
5	(2)伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-9	消費生活相談窓口の周知	商品やサービスの契約などに関するトラブル、消費者被害 の未然防止や被害回復のための相談窓口である、消費生活 センターの周知を図ります。	地域共生課	-	継続	継続	市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を 用いて周知を図った。	А	左記事業に加え、消費生活センターチラシ の町内会回覧を行う。	市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知を図った。また、令和5年度から消費生活センターチラシの町内会回覧を始めた。	А	令和6年度も令和5年度と同様の取組を継続していく。

各取	双組の総括			各取組の	R 5 評価			
目標		取組数	А	В	С	D	点数(計)/満点	総合評価
口作	4日400	月入小丘女人	(3点)	(2点)	(1点)	(0点)	達成率	心口叮Щ
1	 総合的な相談体制の確立	18件	15件	2件	1件	0件	50/54	А
1		1017	1317	217	117	OIT	93%	^
2	包括的支援体制の構築	17件	14件	3件	0件	0件	48/51	А
2	己百可又族体制の構築	17 🛨	1417	317	01+	UI T	94%	^
3	地域における福祉活動や人材への支	26件	22件	3件	0件	1件	72/78	А
J	援	2017	2217	317	OIT	117	92%	^
4	地域生活支援と権利擁護	110件	78件	29件	3件	0件	295/330	А
+	地域工作文版と惟竹雅設	11017	7017	2317	317	OIT	89%	^
5	情報の収集と提供	37件	31件	6件	0件	0件	105/111	А
		311	211	01+	01+	UI T	95%	^
		208件	160件	43件	4件	1件	570/624	А
		2001	1001	45IT	+ +	117	91%	^

評価区分		各取組のR5目標に対する達成率
A	75%~	目標に向け順調に実施できた。
В	50%~	おおむね実施できたが、不十分な点が少しある。
С	25%~	実施したが不十分な点が多い。
D	0 %~	改善が必要、又はほとんど実施できなかった。

目標1

総合的な相談体制の確立

成果指標

◆ 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		未実施	52.7%	53.2%	51.8%		
目標値 B	56.0%	56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率 A/B		-	89.6%	86.4%	80.4%	0.0%	0.0%
言	严価		A	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(アンケート調査)」より

目標2

包括的支援体制の構築

成果指標

◆ 多様性を尊重し、支え合う社会(共生社会)が実現していると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		未実施	60.2%	61.0%	62.0%		
目標値 B	52.8%	55.7%	58.9%	61.8%	64.7%	67.6%	70.0%
達成率 A/B		-	102.2%	98.7%	95.8%	0.0%	0.0%
討	P価		А	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(アンケート調査)」より

◆ 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

		初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績	Α		未実施	52.7%	53.2%	51.8%		
目標値	В	56.0%	56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率	A/B		-	89.6%	86.4%	80.4%	0.0%	0.0%
	1	平価		А	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(アンケート調査)」より

目標3

地域における福祉活動や人材への支援

成果指標

◆ ボランティア登録団体数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		61団体	61団体	61団体	64団体		
目標値 B	63団体	63団体	63団体	63団体	63団体	63団体	63団体
達成率 A/B		96.8%	96.8%	96.8%	101.6%	0.0%	0.0%
Ē	严価	А	А	А	А		

出典「神奈川県社会福祉協議会活動現況報告書」より

◆ 民生委員児童委員の選任数(定数を目標値とする)

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		213人	215人	218人	219人		
目標値 B	212人	224人	224人	226人	226人	226人	226人
達成率 A/B		95.1%	96.0%	96.5%	96.9%	0.0%	0.0%
E	平価	А	А	А	А		

出典「鎌倉市行政評価報告書 行政評価シート(個表)」より

目標4

地域生活支援と権利擁護

成果指標

◆ 外国籍市民が住みやすいと感じている市民の割合

	初期值	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		未実施	61.5%	59.2%	59.8%		
目標値 B	49.6%	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%	55.0%
達成率 A/B		-	120.6%	113.8%	112.8%	0.0%	0.0%
- E	平価	A	А	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(アンケート調査)」より

◆ 多様性を尊重し、支え合う社会(共生社会)が実現していると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		未実施	60.2%	61.0%	62.0%		
目標値 B	52.8%	55.7%	58.9%	61.8%	64.7%	67.6%	70.0%
達成率 A/B		-	102.2%	98.7%	95.8%	0.0%	0.0%
E	平価	A	А	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(アンケート調査)」より

◆ 地域で子育てを支えるまちが実現していると感じる市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		未実施	57.9%	51.3%	53.6%		
目標値 B	43.3%	45.0%	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%
達成率 A/B		-	125.9%	109.1%	111.7%	0.0%	0.0%
<u> </u>	平価	A	А	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(アンケート調査)」より

◆ 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規相談件数	205件	1,056件	626件	330件	337件		
就労自立者数(参考)	8人	9人	12人	25人	57人		
就労等自立者割合 A	3.9%	0.9%	1.9%	7.6%	17.0%		
目標値 B		設定なし	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	検討中
達成率 A/B			6.4%	25.3%	56.6%		
F	平価		D	С	В		

出典「鎌倉市行政評価報告書 行政評価シート(個表)」より

◆ 就労している障害者数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		1,623人	1,810人	1,906人	2,051人		
目標値 B	1,526人	1,642人	1,820人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
達成率 A/B		98.8%	99.5%	95.3%	102.6%	0.0%	0.0%
E	平価	А	А	А	А		

出典「鎌倉市行政評価報告書 行政評価シート(個表)」より

◆ バリアフリー対応の市営住宅管理戸数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A		146戸	146戸	146戸	146戸		
目標値 B	146戸	146戸	146戸	146戸	146戸	206戸	206戸
達成率 A/B		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
Ē	平価	А	А	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(所管課調べ)」より

◆ 市や鎌倉市居住支援協議会の居住支援により住宅確保要配慮者が入居した民間賃貸住宅戸数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		1戸	1戸	3戸	0戸		
目標値 B	3戸	3戸	3戸	5戸	5戸	8戸	10戸
達成率 A/B		33.3%	33.3%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%
哥	平価	С	С	В	D		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(所管課調べ)」より

◆ 公衆トイレのバリアフリー化率

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		61.70%	61.70%	61.70%	63.60%		
目標値 B	61.7%	61.7%	61.7%	64.7%	64.7%	67.6%	67.6%
達成率 A/B		100.0%	100.0%	95.4%	98.3%	0.0%	0.0%
評価		А	А	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(所管課調べ)」より

目標5

情報の収集と提供

成果指標

◆ 自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A	65.9%	70.3%	74.6%	72.3%	71.8%		
目標値 B		100%	100%	100%	100%	100%	100%
達成率 A/B		70.3%	74.6%	72.3%	71.8%	0.0%	0.0%
評価		В	В	В	В		

出典「鎌倉市行政評価報告書 行政評価シート (個表) 」より

◆ 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A		未実施	52.7%	53.2%	51.8%		
目標値 B	56.0%	56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率 A/B		-	89.6%	86.4%	80.4%	0.0%	0.0%
評価		A	А	А	А		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標(アンケート調査)」より